

日野市基本的総合計画

— 1968 —

東京都日野市

日野市立図書館 ☎81-7354



1375387

日 野 市
基本的総合計画

'68~'77

日 野 市

基本計画刊行にあたって

日野市は激しい人口増の波頭をかぶり、首都近郊都市としてあらゆる都市問題をかかえております。先進都市の例にみられるように、今にして日野市は、基本的構想にもとづいて計画的に都市づくりをしなければ、無秩序、乱雑の市街地となり、悔を将来に残すことは、火をみるより明らかであります。

この計画は、昭和43年を基準年度として、昭和52年までの10年間を目途に、この急激な人口増の波を積極的に受け止め、近代的な住みよい住宅都市をつくるための基本的総合計画であります。

またこの計画は、市民参加により策定することをたてまえたいたしました。すなわち第一次案をつくり、「市民の意見」をとり入れて、第二次案をつくり、これを市民各界の代表者からなる審議会に諮問し、この意見と、関係機関、都市問題の専門家の意見をとり入れて、修正しまとめたものであります。

この基本計画は、今後、明日の日野市建設のみちしるべとし、行財政運営の指針として、尊重いたしたいと考えております。したがってこの計画を実施するため、すみやかに実施計画を策定し着実に計画を実現いたしたい所存であります。

最後にこの計画策定にあたり、多くの市民の方々から寄せられた数々のご協力、ご援助、また審議会の皆様のご努力、関係機関のご指導に対して、あつくお礼申し上げます。

昭和44年3月1日

日野市長

有 山 松

目 次

序 章

第1節	計画策定の意義	1
第2節	計画の性格	1
第3節	市域，地勢	2

第一章 基本構想

第1節	めざす都市像	5
第2節	人口の推計	7
第3節	計画の課題と施策の概要	11
1	地域開発	11
2	生活環境	11
3	産業振興	12
4	教育，文化，市民生活	13
第4節	計画の推進	16

第二章 基本計画

第1節	地域開発の推進	17
1	土地利用計画	17
2	市街地整備	18
(1)	市街地開発計画	18
(2)	町界町名および地番の整理	27
第2節	生活環境の整備	31
1	交 通	31
(1)	道 路	31
(2)	橋 梁	33
(3)	踏 切 道	37
(4)	バス路線	41
(5)	交通安全	41
(6)	鉄 道	42
2	用排水路および小水路	43
3	上 水 道	43
4	下 水 道	49
5	清 掃	57
6	公園，緑地	60

第3節 産業の振興	61
1 概況と振興の目標	61
2 農 業	62
3 工 業	65
4 商 業	66
5 観 光	68
第4節 教育文化の振興と市民生活の向上	71
1 教育文化	71
(1) 学校教育	71
(2) 市民文化	83
2 市民生活	91
(1) 社会保障	91
(2) 社会福祉	93
(3) 保健衛生	106
(4) 治安, 防災	112
(5) 通信, ガス	119

第3章 行財政運営の指針

第1節 行政運営	125
第2節 財政運営	127

参 考 資 料

○日野市基本的総合計画審議会に対しての諮問文	129
○日野市基本的総合計画審議会よりの答申文	130
○日野市基本的総合計画審議会設置条例	134
○日野市基本的総合計画審議会委員名簿	134
○マスタープラン策定経過	135
○市民参加の記録	137
○市民の意見と試案策定について	138

図・表 目 次

序 章

第3節 市域，地勢	2
図-1 本市の位置	2
図-2 地 勢 図	3

第1章 基本構想

第2節 人口の推計	7
表-1 人口の推移	7
表-2 人口推計	7
図-3 推計人口分布図	9

第2章 基本計画

第1節 地域開発の推進	17
表-3 区画整理事業実施予定	19
図-4 土地利用現況図	21
図-5 用途地域指定現況図	23
図-6 区画整理事業計画図	25
図-7 町界町名地番整理事業年度別実施計画図	29
第2節 生活環境の整備	31
表-4 都道一覧	31
表-5 幅員別市道改良状況	32
図-8 都市計画街路図	35
表-6 踏切一覧	37
図-9 バス路線現況図	39
表-7 市内交通事故件数	42
表-8 上水道拡張計画	44
表-9 北部地区の給水人口と給水量	45
表-10 第2次拡張変更計画概要	46
表-11 南部低地区，高地区内訳	46
図-10 給水区域及び配水本管現況図	47
表-12 水質基準表	49
図-11 公共下水道計画図	53
図-12 都市下水路関係現況図	55
表-13 し尿処理施設計画	58

表-14 増設計画の年度別財源内訳	58
表-15 ごみ処理施設建設計画	59
第3節 産業の振興	61
表-16 市内産業調べ	61
表-17 規模別工場数, 従業者数, 生産額調べ	62
表-18 農家戸数および農家人口の推移	63
表-19 農地面積の推移	63
表-20 農器具保有状況調べ	64
表-21 設 置 計 画	64
表-22 設 置 計 画	65
表-23 工業の推移調べ	66
表-24 規模別商店数, 従業者数, 販売額調べ	67
図-13 観 光 図	69
第4節 教育文化の振興と市民生活の向上	71
表-25 幼児対象児の現況	71
表-26 在園児の現況と就園率	71
表-27 幼稚園在園児の現況と将来	72
図-14 幼稚園配置現況図	73
図-15 公立幼稚園設置想定図	75
表-28 学校付属施設整備状況	77
表-29 推計児童数調べ	77
表-30 推計不足教室数	78
表-31 推計生徒数	78
表-32 推計不足教室数	78
図-16 学校配置現況図	81
表-33 教育センターの機能	79
表-34 社会教育活動参加者数調べ	83
表-35 資料, 利用状況調べ	85
図-17 図書館設置現況図	89
表-36 各種競技大会, スポーツ教室参加状況調べ	87
表-37 被保護世帯および人口の推移	91
表-38 被保険者および療養給付費の推計	92
表-39 被保険者の推計	93
表-40 保育所における在籍児の現況	94

表-41 措置児の推移	94
表-42 対象児に対する保育所措置児の現況と将来	95
図-18 保育所配置現況図	97
表-43 留守家庭児童の家庭状況	99
図-19 児童公園・児童遊園地設置現況図	101
表-44 母子世帯数の推移	103
表-45 老人人口の推移	104
表-46 老人クラブの推移	104
表-47 身体障害者手帳所持者の推移	105
図-20 地区センター設置現況図	107
表-48 増床計画	111
表-49 犯罪状況	112
表-50 消防力基準と現有比較	113
図-21 消防分団区域図	117
表-51 電話加入数の推移	120
表-52 都市ガス敷設の推移	121
図-22 都市ガス供給計画図	123

第3章 行財政運営の指針

第1節 行政運営	125
表-53 組織機構図	125
第2節 財政運営	127
表-54 財政状況調べ	127
表-55 才入規模推計	128
表-56 才出規模推計	128

序 章

序

章

第1節 計画策定の意義

近年、経済の高度成長と人口の都市集中の渦中にあつて、地方自治体における行政需要は年ごとに増加し、市民が要望する地域的課題は一層複雑化し、財政にかぎらず市政全般に深刻な影響を与えている。このため都市化の進展にもかかわらず、都市機能の不足および市民福祉の停滞という共通の問題に、近郊都市は直面している。

また、年々激化する人口増により10年後の日野市の人口は現在の2倍以上になることが予想されている。この人口急増を現状のまま放置すれば、乱雑な市街地となり、効率の悪い、一時しのぎの後追投資を余儀なくされ、市財政を破綻に導き、近代都市とは名ばかりの手のつけられない過密都市になることが憂慮される。

以上の直面する課題と市の将来問題について正面からこれに取り組む体制と、実効ある計画の策定、その実施が今日ほど望まれる時はない。

ここに日野市は基本的総合計画を策定し、市民の理解と協力により土地利用における創意工夫をはかり、地域開発を推進して、直面する諸問題をはじめ将来の社会、経済的諸問題に対して市民福祉の向上、市勢の発展と能率化をはかると共に今後の基本的施策の道標とするものである。

第2節 計画の性格

市政とは、今日市民にとって最も切実な問題を取りあげその解決をはかると同時に、よりよき明日を求め、つねに前進を続けるべきものである。そのため本計画はこうした市政上のあらゆる課題を正しく認識し適正な位置づけを行なおうとするものであり、その策定については市民の生活感情と地域の事情に通じた市職員がまずあたり、これをよりよいものにするため、市民の創意・識見を十分とり入れ課題解決への方向を明らかにした。したがって、この計画は、単に将来の日野市の姿をうつすビジョンではなくて、そこにいたるまでの手引きともいうべき行政の指針である。

その意味で本計画は市予算に総合性と計画性をもたらし、効率的な予算の編成と執行をうながすものである。また人口推計をはじめ計量的なものは、さきに日野市が発表した「日野市の推移と現況 — 1967 —」により将来を予測したものであるが、現実の与件の変動によつては適宜、修正、調整を加え、弾力的に対処するようにこころがけた。

重要なのは計画そのものではなく、これをいかに実施するかであり、本計画はその指針となるものである。

なお、本計画の実施はこれを親計画とし、市民要望をさらに具体的に織りこんだ、短期実施計画により行なうが、その推進にあたつては国・都の計画、隣接する市町の計画を十分に考慮し、各種事業の実現をはかるものとする。

この計画は、現行市域を対象とし、昭和48年を基準年次、昭和52年を目標年次とする。

第3節 市域・地勢

1 位置・面積

本市は東経139度21分～139度26分、北緯35度38分～35度41分の位置にあり、東京都政区域の西南部で都心部より40kmの地に位し、「図-1」のように北は多摩川を隔て昭島市、国立市、立川市、府中市に、西は八王子市、南は多摩丘陵を境とし、八王子市、多摩町に相接している。

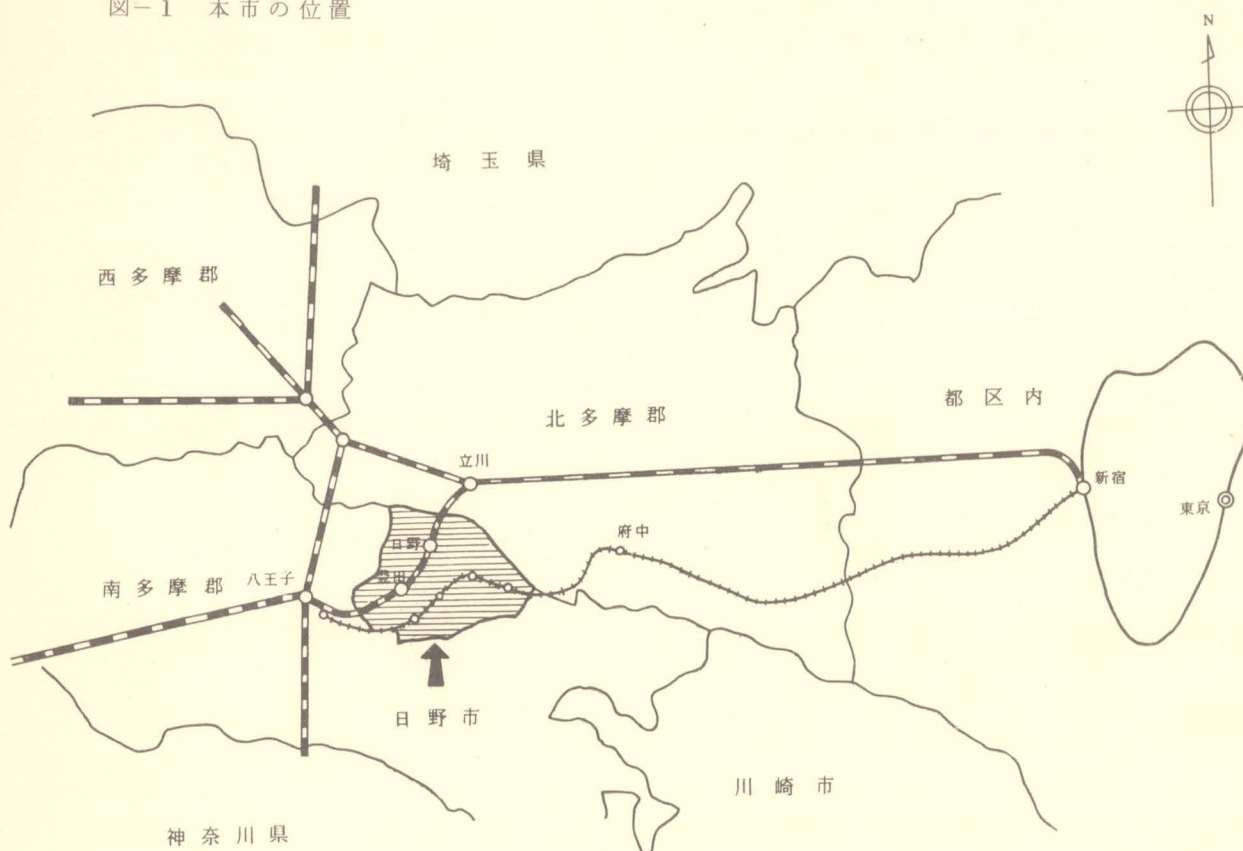
面積は27.11km²で、東西7.59km、南北5.85kmにおよび三角形をなしている。

2 地 勢

沖積土からなる平坦地が開けているほか、西北部は洪積土による台地が形成され、南部には多摩丘陵があり、武蔵野の風景を一望のうちにおさめることができる。

市内のほぼ中央を貫流する浅川と北側を西から東へ流れる多摩川は市の東南端で合流している。

図-1 本市の位置



図一2 地勢図



第1章 基本構想

第1章 基本構想

第1節 めざす都市像

本市は、都下随一の穀倉地帯として知られ、長い間純農村であつたが、将来の発展を策して昭和10年頃を契機に機械工業の誘致をはかり、その後人口も増加し、次第に工業立地の傾向を示すようになった。そして戦後の国内経済の復興につれ、大小合わせ約70社の工場が設立されるなど、工業都市としての様相が一段と強められた。

これに対し、昭和30年頃より多摩平団地をはじめとする集団住宅地の造成が次々に行なわれ、人口は飛躍的に増加した。

昭和33年には、七生村と合併し、ついで昭和38年市制が施行され、都下12番目、全国で559番目の「市」として「日野市」が誕生したものである。

この間、本市は首都圏整備法による市街地開発地域の指定を受け、工業都市への方向づけが決定されたかにみえたが、昭和40年、この指定は修正され、本市は近郊整備地域として東京都の住宅地域として、位置づけられた。

このように本市は首都近郊としての影響をつよく受け、立地構想をはじめ、めざすべき都市像もそのときどきに応じ大きくゆれ動いてきたのである。

今日、大都市への人口集中に起因する人口増の波は、本市の産業構造をはじめ生活様式のいくつかに大きな転換をせまりつつあり、旧来の主たる産業である農業は縮小を余儀なくされている。また、今後、工業立地を推進するには地価の高騰、労働力、交通等幾多の問題が生じている。そのためこれからは東京都の住宅地としての道をたどらざるをえない状況にある。

こうした住居地域化への傾向が時代の要請であるとするならば、これをいかに規制し、いかに導入して調和のとれた近代的な住宅都市へと脱皮するかが、今後の本市における都市経営の方針でなければならない。

このような観点から本市が目標とする日野市の姿を次のとおりかかげる。

「住みよい都市　－　日野」

日野市は快適な居住環境をほこる住宅都市となる。そして地域産業の発展、市民意識の高揚によりさらに次元の高い都市へと成長を続ける。

区画整理事業等は市民運動により推進され、街路網は整然とし、公共用地は確保され過密化による弊害は市民自らの手により排除される。そして計画的な投資により環境衛生施設は整備され、下水道事業も進行し、市民の台所は常に清潔に保たれ、健康な市民生活が約束される。

このように必要な都市機能が次々と整備され、近代都市にふさわしい都市環境が次第に充実するなかで市民は一日を快適にかつ活動的にすごす。そしてその疲れは近くの公園等、みどりの濃いなかでいやされる。また、丘陵の緑、多摩川、浅川等恵まれた自然の

景観はより積極的に保護され、長い歴史にはぐくまれた風土が温存される。

これらは近代的な諸施設と調和を保ちつつ新しい日野市に潤いと安らぎをもたらし、市民の憩いの場として欠かせない存在となる。

地域産業は都市的な近代経営として保護育成され、市民生活との直結融和を基礎に一層繁栄しサービスの充実、生産の向上がはかられる。そして地域経済は潤い、さらに市民の利便へと還元されていく。市民はこのような環境にあつて健全な家庭管理を行なうとともに余暇時間等を活用し、生活を楽しみ、明日への勤労意欲を培う。そして児童生徒は、施設・内容ともに向上のいちじるしい児童福祉、教育により守られ、育てられ、成長する。

一方、市内にくまなく設置された集会施設では日夜目的を同じくする者、親しい者同志が学び合い、語り合い、地域福祉は充実し、都市的文化は広く市民に享受される。さらにスポーツ活動等を通じ市民の相互理解、協調精神、郷土愛は深められ、市民連帯の意識として結実高揚し、積極的に自らの生活をたかめようとする姿勢が養われる。

この結果、より緊密な人間関係が織りなされ、さらに豊かな内容のある市民生活が確立されていく。

「住みよい都市—— 日野」、それは日野市に住み、日野市に働くすべての人々の願いであり、その実現へのかけ橋ともいべき本計画は、こうした人々の市を愛する心、積極的に市政に参加する熱意によつてのみ達成される。

したがって新しい日野市建設のエネルギーは、市民自らにあり、市民のたえざる努力こそ、明日の日野市を築くものである。

第2節 人口の推計

昭和33年、七生村と旧日野町が合併した当時、約3万人にすぎなかった人口が昭和42年12月には7万9千余人（表-1）と約2.67倍の急増ぶりをみせている。これは東京へと集中する人口がもはや区部からあふれ、あたかも波のごとく日野市まで押し寄せてきたことを示すものである。

今後この人口増の波はますます強くなり、農地はもちろん丘陵まで逐次開発され（表-2）、日野市の人口は急激に膨張するものと予想される。

表-1 人口の推移

（各年次とも12月末日現在）

年次	人 口	指 数
昭32	29,745	100.0
33	32,998	110.9
34	39,044	131.2
35	44,096	148.2
36	47,817	160.8
37	51,587	173.4
38	56,597	190.3
39	61,706	207.4
40	69,226	232.7
41	75,592	254.1
42	79,674	267.8

表-2 人口推計

（各年次とも12月末推計）

年 次	推計人口	推計世帯	北部地区	南部地区	備 考
昭和43	86,257	28,752	64,727人	21,530人	基準年次
47	131,088	43,696	85,759	45,329	
52	192,357	64,119	114,119	77,851	目標年次

しかしながらこうした社会増人口は国、都の政策、地価、受入条件等に左右される率が高く、その正確な予想は容易でない。

条件によつては予想を裏切り、それにみたない場合もある。しかし適正な人口計画のないところに適切な都市づくりはありえない。

今、ここに日野市の過去10年間の人口推移、現況、日野市をとりまく諸条件等を十二分に分析計量し、目標年次における人口を上記のとおり推計した（図-3）。

しかしながら計画の基礎となる対象人口としては約20万人を想定するものとする。

図一 3 推計人口分布図

凡 例

全地区合計

42年	75,600人
47年	131,100人
52年	192,400人

(42年は1月1日現在人口
47、52年は12月31日未
推計人口である。)

(北部地区合計)

42年	60,000人
47年	85,700人
52年	114,500人

北部台地

42年	28,000人
47年	40,400人
52年	47,300人

北部低地

42年	32,000人
47年	45,300人
52年	67,200人

南部低地

42年	12,000人
47年	20,400人
52年	29,400人

南部高地

42年	3,600人
47年	25,000人
52年	48,500人

(南部地区合計)

42年	15,600人
47年	45,400人
52年	77,900人



1 : 20,000
100 0 500 1,000

第3節 計画の課題と施策の概要

この計画目標を達成するためには幾多の課題がある。これを「地域開発の推進」「生活環境の整備」「産業振興」「教育文化ならびに市民生活の向上」の項にまとめ、それぞれ課題の解決をはかるための基本的な考え方を明らかにし、計画的な施策を講ずるものである。

1 地域開発の推進

地域開発の究極的目標は市民福祉の向上にあるが、従来地域開発と言えば産業開発重点主義施策が行われてきた。

しかし、現在のように人口の都市集中化という社会現象からみると、まず土地利用を考えた上での社会開発が行われなければならない。特に都心から約40kmの位置にある日野市は、気候、風土、交通の便にも恵まれ、近郊農業としての土地利用価値も高くなり、また住宅地としても丘陵、河川等自然に恵まれた格好の土地であり、したがって農地の宅地化が激しく、両者の混在する複雑な土地利用となつている。

そこで今後の合理的な土地利用をはかるため新たな都市計画による適正な用途地域を定め、積極的に区画整理事業を推進するとともに、これを補う手段として良質団地による市街地整備を行なう。

2 生活環境の整備

市民生活に直結した環境の整備は、つねに市がその推進につとめなければならぬものであり、広域的な視野に立つてその実現をはかり、市民の住みよい都市づくりが行われなければならない。

(1) 道路・交通

市民の日常生活の上で重要な役割を果している道路は、国道を始め都道、市道と年々整備されつつあるがまだ十分と言えない状況にある。さらに、最近における自動車交通量の増加と大型化は道路本来の機能を低下させている。

したがって、今後の道路整備計画については、道路機能の効率的な利用は勿論のこと、市づくりの基礎となることを十分考慮し整備する。また、幹線街路や市民が日常利用する道路については、特に車輛と歩行者の安全をはかり効率的な整備を行なう。

市内の交通機関については、現在、国鉄中央線と私鉄京王線をもとに国道と都道の一部を連絡するバスが市民の足として利用されてきたが、今後、市民の利便をはかるため道路の整備とあわせて市内循環バス路線等の整備を行なう。

市内における踏切道の整備は、交通の円滑化と交通安全上急を要する問題であり、立体交差をはかるなど市民の安全と道路の効果的な利用をはかつてゆく。

(2) 用排水路

市内の用排水路は現在、宅地開発により雑排水路と化し、水質汚濁による被害が各所で生じている。このため農業用水としては機械揚水による地下水利用を促進し、また災害のおそれ等のある個所に関しては改修および補修を行ない、下水道施工に伴い整理統合し水路を整備する。

(3) 上下水道・清掃

上水道は現在、給水人口4万6千余人で普及率は約54%である。

今後の計画としては第2次拡張計画等により市内全域敷設を目標として努力する。また、水源については地下水を主とするが、将来の不足水量については、一部東京都による分水でこれを補う。

また下水道の普及は近代都市づくりの基礎的な問題であるが、現在、本市では多摩平地域にのみ敷設されている状態であり、農業用水汚濁等の問題もあるので、今後早期敷設をはからなければならない。

清掃については、下水道の普及と関連し、将来目標としては下水道の整備であるが、当面、施設の拡充と汚物の集収業務の合理化をはかり、市民の日常生活に支障のないようにつとめる。

(4) 公園緑地

急激な宅地化により自然美が失われつつある今日、公園緑地は市民の憩いの場として積極的に確保整備されなければならない。

現在、区画整理地域内においては、それぞれ地域に応じた公園緑地を設けているが、今後もできるかぎり保存するよう努力する。

なお、児童遊園地、スポーツ公園等の建設についても強力に推進し、うるおいある市民生活が営めるよう配慮する。

3 産業振興

産業の振興にあたっては、産業構造の高度化、水準の向上を基本とし、特に中小企業、農業をとりまく諸条件の整備を積極的に推進し、生産性をたかめ、産業の均衡ある発展につとめなければならない。

(1) 農 業

耕地および、農業就業者の減少、農業意欲の低下、土地価格の高騰さらに公害等都市化の進行に伴い、農業振興をはばむ条件は一層きびしく、こうした傾向のなかで今後都市近郊農業としてその成立をはかり、生産性を高め所得水準をあげるには、生産基盤を整備し、専門化をめざす自立志向農家の育成を積極的に行なう必要がある。

このため野菜、果樹、花卉等を取りいれた都市的経営形態の確立をはかり、各種農業施設を整備し、効率的な農業機械の導入を推進し、労力の不足を補い協業化を促進しなければならない。さらに、労働時間の適正化をはかるなど経営の近代化をすすめ農業意欲の向上をはかり、また農業団体についてはその組織活動の充実を促進し、これを通じ後継者の育成をめざすとともに任意補償制度を確立するなど補償制度の拡充につとめるものとする。

当市は市域の40%が農地であり、営農存続希望者が200戸におよぶ現状をみきわめ、都市行政は農政との調制の上に柔軟な施策をすべく、都市整備、土地税制等の問題解決には農業者の主体的協力が得られるようその意見は十分尊重しなければならない。なお、水田作目は依然として、主要な農業形態であるが、都市化とともに、用水は汚染化の一途にあるので、畑作転換を促し、生産、緑地をかねる「都市と共存する農業」の確立につとめ、また農業生産物の消費者への直結など、流通機構の整備も推進するものとする。

(2) 工 業

本市の工業は、従業員300人未満の中小企業が86%を占め、その経営の安定と発展は工業振興上の大きな目標となっている。中小企業振興にあたっては老朽設備が多いので、この近代化を促進するため諸融資制度の拡充と活用をうながし、設備、技術の向上をはかるなど近代的経営管理制度の導入を指導する。さらに、最近の傾向である労働力不足に対処するため厚生施設の整備と拡充をはかる一方関係機関との連絡を密にし、雇用対策の強化、ならびに労働力の確保と定着のための各企業の労働条件の改善につとめる。また、中小企業組織については商工会の発展を期するとともに業種別、業態別組合の育成強化を積極的にすすめるべきではない。

(3) 商業・観光

今後住宅都市としての性格が強くなるにつれ、日常生活に欠かせない商業活動への需要はますます増大するものと考えられる。最近のデパートやマーケットの進出、店舗の改良、拡充はこれら商業振興への第一歩であり、今後は都市計画により適正な商業地の形成をはかり、立地条件、消費動向等を十分考慮し、市外へ流れる購売力の吸引と商勢圏の確立のため、各駅前商店街は早期に整備を行う。そして防災街区造成事業および共同店舗の指導を徹底し、商業環境の整備につとめるほか経営の改善等設備の近代化に必要な資金については貸付制度の利用を指導するなど、従来からの経営体質の改善を行ない、都市型経営の樹立をはかると同時に、商店連合会、商店街協同組合等の組織活動を強化する。また観光については宣伝活動を強化し、ハイキングコース等の整備を行なう。

4 教育文化・市民生活の向上

市民の市に対する要望は、市政への関心がたかまるにつれ、ますます複雑化する傾向にある。これは自らの日常生活を、より積極的にたかめようとする市民の意欲の現われであり、なかでも教育文化および社会福祉施策に対する市民の関心はきわめて著しいものがある。

このため、両施策は市行政にあつて特に重点的に進められ今日に至っているが、今後はさらに学校教育や保護施策の強化充実をはかり、市民の期待にこたえるものとする。

また、次代をになう青少年を中心とした健全な人づくりと地域文化の向上、社会福祉の増進は、明日の市民社会建設の基礎となるものであり、今日特に重要な施策課題となっている。

本市では、これらの課題に対処するため、社会教育行政と社会福祉行政についてその共通する機能を密接に関連づけ、総合調整を行い、これをうける市民の立場を十分に配慮し、社会福祉推進本部室を中心として効率的な行政運営をはかるものとする。

(1) 教育文化

① 学校教育

本市の教育行政は、これまで義務教育施設の整備充実を中心として推進されてきたが、今後もさらに急激な人口増加が続くものと考えられ、ひきつづき施設整備を主とした施策を講ずるものとし、教育内容の向上についても教職員の研修を始め、教材・教具の整備等をはかり、教育水準の向上につとめなければならない。また、幼児教育の重要性から民間幼稚園の誘致と、公立幼稚園の増設を検討し市民要望にこたえる。

なお、高校、大学については、今後進学希望者がさらに増加するものと予想され、施設の誘致について一層努力する。

② 市民文化

生活水準の向上にともない、余暇時間の活用等を主とした社会教育活動は一層さかんになるものと思われる。特に、市民が自発的に学び、自らの資質向上につとめることは、新しい市民性を確立してゆくうえで欠くことのできないものであり、そのための機会、場所を広く市民に提供する。

市民の文化活動への参加は市民社会の大きな特色をなすものであり、公民館、図書館、地区センター等諸施設の充実を特に重点的に行ない、郷土の文化的遺産を積極的に継承し、地域にねざした市民文化の創造をはかつてゆく。

また、市民の体位向上をはかるため、各種体育施設を整備拡充し、地域性に応じたスポーツの普及をはかり、市民の健康を増進するとともに青少年の健全育成に資する。

(2) 市民生活

① 社会保障・社会福祉

社会福祉の究極的な目標は、すべての市民が健康で文化的な生活が保障されることにある。しかしながら、最近生活水準が向上しつつある反面、種々の社会福祉問題が発生し、ますますその必要性がさげばれている。これらの問題の範囲は非常に広く、その解決は国や都の施策にまつところが大きい。しかし、市としてはできる限りの施策を講じ、市民自らの努力と協力のもとに市民福祉の向上をはかる。

特に、保護・援護施策については、市民の福祉向上を目標としている立場から、生活保護家庭を始め低所得者に対しての生活更生相談等を強化し、自立更生の道を開くべく種々の保護施策を講ずる。

また児童、老人、母子、心身障害者等各福祉施策については、援護・指導体制をつくると同時に保育施設等の充実につとめる。

なお、市民福祉については、社会福祉協議会をはじめ各種団体を対象に市民福祉の向上をはかるため、地区センター等、地域施設を活用し、積極的な援助、指導を行なう。

② 保健・衛生

明るい平和な家庭づくりの基礎ともいえるべき市民の健康管理については、結核検診をはじめ、あらゆる予防対策を強化し、保健所の誘致と医療機関の充実をはかり、市民の健康保持につとめる。また、環境衛生についても施設の拡充と業務の能率化をはかるとともに、そ族昆虫駆除対策の強化をはじめ地域環境の美化に努め、市民の協力のもとに環境の浄化を促進する。

なお、都市公害に対しても、今後の重要な問題としてその排除に努める。

③ 治安・防災

従来、治安対策として防犯灯の設置に力を入れてきたが、これからは警備体制の強化と駐在所、派出所の増設を要請し、地域住民と密着した治安体制の確立をはかる。

防災対策については、被害を最少限にくだとめるため、国および都と連絡を密にし、防災活動体制を確立する。また、消防力についても都区内との格差を解消し、市民の生命、財産を守るため現有消防力を「消防力基準」に適合するよう積極的な努力をはらい、消火活動の万全を期する。

④ 通信・ガス

郵便・電話については国の施策により行なわれるものであるが、本市の現状はい

まだ不十分な状況にあり，早急に都区内との格差を是正し，日常生活に支障のないよう関係当局に要請する。

また，都市ガスについても道路の整備状況等に応じ，順次全市普及を推進する。

第4節 計画の推進

本計画の実施にあたっては、前途に多くの困難が予想される。しかしながら市民福祉の増進は市民の願いであり、また市のたえざる努力目標である。そのため策定された本計画の達成はいわば本市に課せられた使命である。今後この計画にもとずき市行政を推進するにあたり、次の諸点を考慮し、全市民の問題としてこれを認識し、さらに創意工夫をかさね、市と市民が一体となり計画の実現につとめるものとする。

1 市民の協力

計画実現については、市当局のみの力ではその達成がむずかしく、市民の絶大なる協力が必要とされる。この計画の根底となつている土地利用の適正化および市街地整備は土地所有者の協力なしでは実行困難であり、またこれをおいて住みよい都市の実現はありえず、市民の積極的な協力が期待される。

本計画は人口増に対処するためつくられたものであり、その目標とするところは市民の利便と福祉の向上にあり、「住みよい都市」実現のため市民ひとりひとりが自らの手でこれを建設するという市民運動により計画の推進をはかりたい。

2 進行管理体制の強化

計画の具体的な推進は、財政のうらづけにより各部門ごとに短期の実施計画をたてこれにより行なうが、事業の執行にあたっては、緊急度、先行性、財政状況を十分考慮したうえで、適正、公平かつ計画的に組織をあげて効率的運営を行なうよう配慮する。

また実績の効果測定を行い、計画と実施状況およびその効果をつねに把握するとともに、与件の変動に対してはこれに対応した計画変更をすみやかに行なうなど、あくまでも実効性の確保につとめたい。

3 国・都に対する要望

この計画を推進してゆくうえで、今後莫大な公共投資が必要であり、財政上またその他の施策についても国、都の援助にまつものが多い。そのため特に次の点を強く要望する。

(1) 財政制度上、国庫支出金制度の複雑化が目立っている。これは現行法における行財政の責任区分が不明確であり、かつ補助基準が実情にそぐわない等に起因している。したがって今後は実情にあつた基準単価、補助率の引き上げや補助対象の拡大、また早期交付を要請し、特に義務教育施設、都市基盤整備等に対する対象範囲、算定基準等の改善により地方財政の超過負担を解消するよう要望する。

(2) 今後、多くの各種公共施設建設事業を計画的に推進するには、起債に依存する比重は増大するものと予想される。このため地方債の増額と許可制度の緩和、地域の特殊性に応じた公共用地取得のための先行投資の優先的許可等、積極的な理解と援助を期待したい。

第2章 基本計画

第2章 基本計画

第1節 地域開発の推進

1 土地利用計画

(1) 現況と問題点

本市の行政区域は2,711haであるが、このうち多摩川、浅川両河川敷が全体の約12.9%に当たる349haを占め、陸部が約2,362haを占めている。

この地目別土地利用現況は、昭和33年日野町と七生村の合併当時陸部では、宅地約10%、農林地約56%、公共用地その他約34%であつたものが、現在では宅地約20%、農林地約45%、公共用地その他約35%とそれぞれ推移した。

即ち、過去10年間に宅地は約2倍の増加をみた。これは昭和33年を転期として日本住宅公団多摩平団地をはじめとする市街化が活発化し、農林地等の宅地転用が激増したためである。

住宅地の現況は「図-4」に示すとおり中央線京王線各駅周辺および国道20号線に沿って発展してきたが、最近では地価高騰のため、各駅から遠隔の地域および浅川南部の丘陵地に急増している。

商業地区もこれら住宅地の開発と併行し、各団地附近に発展している。また、工業地区は、浅川の北側地区に占められ、大規模工業群が北西部台地に約163ha、北東部には中小工場群約73haがある。

農耕地は概ね多摩川、浅川沿いに水田があり、西部、北部台地は畑地によって占められ、年毎に宅地化が進んでいる。

この人口密度は、浅川南部地区が約14人/ha、浅川北部地区が約50人/haである。

今後農林地の宅地化はますます進むものと思われるが、とくに浅川南部地区においてはすでに決定している日本住宅公団百草高幡団地造成およびその他の団地造成による宅地化が行なわれようとしている。

以上の土地利用の状況からは次のような問題点が挙げられる。

① 宅地のスプロール化及び公共施設等

土地利用の計画がないため、随所に随意的個人住宅または小住宅団地の建設が行なわれる結果スプロール現象を呈すると共に、道路、公園等公共施設及び水路、遊園地等公共的施設が整備されず、住宅地、工業地、農耕地の混在による公害が発生している。

② 工場廃水による水域の汚染

工場地域が点在し、工場廃水が各地域の農業用水路に放流されているため、水域の汚染が甚だしい。

③ 用途地域の再検討

都市化に伴い市民生活上商業地域の配慮あるいは工場公害に対する工業地域の検

討が問題となる。

④ 用途地域制度による住居地域の空地々区

現在違反建築は社会的な問題となっている。これは地価高騰により住宅地の取得困難が原因の一つであり、法の遵守と共に現行空地々区について再検討する必要がある。

⑤ 緑地の保全

浅川南部丘陵地帯は相次ぐ宅地造成によって緑が失われてきたが今後もなお続くことが予想されるので、緑地保全について配慮する必要がある。

(2) 計 画

前述の現況と問題点から今後の土地利用についての基本計画は次のとおりとする。

① 用途地域の再検討

本市の現状から工場公害等を防止するため、準工業地域を一部縮小し、幹線道路を境界とするようにする。また、市民生活の利便をはかるため一部商業地域を拡大し、豊田駅前、日野駅前及び高幡駅前を中心的商店街とし、局地的商業地域を適正に配置するよう検討する（図-5を参照）。

② 立地の調整

住宅地はなるべく土地高燥で、健康に適する位置になるようにつとめ、農地については、一定規模の農耕地が確保されるならば、できるだけ集約し新しい都市計画法でいう市街化調整区域として、残るよう調整し、今後都市化の過程において効率的に営農できるように指導したい。

③ 宅地造成に伴う公共施設等の整備

宅地造成者に対しては指導監督し、道路、公園、下水等の公共施設及び教育、保育、福祉等の公益的施設の整備をはかる。

④ 良好なる環境と緑地の保全

良好なる環境を保護するため、緑地の保全については積極的に努力し、特に浅川南部丘陵地帯は一部緑地保全地区に指定されているが、これを新しい都市計画法に基づき、市街化調整区域として指定し、その他は住居地域であるので、今後の宅地造成に当っては十分な指導のもとに緑地保全につとめる。

⑤ 空地々区と建築基準

新しい都市計画法による市街化区域、市街化調整区域の指定をまっぴら、実情にあった空地々区の変更を考えたい。また、良好な市街化を阻害している違反建築については、近々予定されている法改正をまっぴら、市自ら建築確認事務を行えるよう研究したい。

2 市街地整備

(1) 市街地開発

本市は首都圏整備法に基づき昭和34年に市街地開発地域に指定され、工業都市として開発が進められてきたが、その後昭和40年同法の改正による近郊整備地帯として指定替えされ、且つまた盛んなる住宅化のため、住宅都市としての性格を帯びようになってきた。人口急増の波に対処するため積極的な開発が望まれていることは既述のとおりである。

国の施策と相まって市独自の立場から適正な人口の収容を目途に、住宅都市として、

土地利用計画に基づき次のように市街地を開発するものとする。

市街地の根幹をなすものは道路であるから、諸種の目的にそうよう道路網を確立し、住宅地、農地を整備し、商店街地区を適正に配し、公園、緑地、上下水道等を整備し、整然たる市街地の形成につとめる。

市街地開発の手段としては主として区画整備による。しかしながら住宅化と区画整理とに時間差が予想されるのでその補助手段として、優良なる宅地造成企業者による開発を併行して行なうと共に農業者が自発的に組合を結成し、区画整理を実施できるよう指導育成につとめる。

目標年次までの区画整理事業については、それぞれの地区の特性を分別し、地区住民の理解と協力により下表のとおり実施したい（「図-6」参照）。

表-3 区画整理事業実施予定

順位	地区名	面積	施行年次	摘要
1	平 山 台	133ha	昭和38～44年	実施中
2	神 明 上	137	41～46	実施中
3	四ッ谷下	15	41～46	実施中
4	万 願 寺	257	44～49	
5	高 幡	68	46～51	
6	仲 田	61	47～51	
7	豊 田 南	161	47～52	
8	新 坂 下	77	52～	

図一4 土地利用現況図

凡 例

工業地

商業地

公共的施設地

一般住宅地

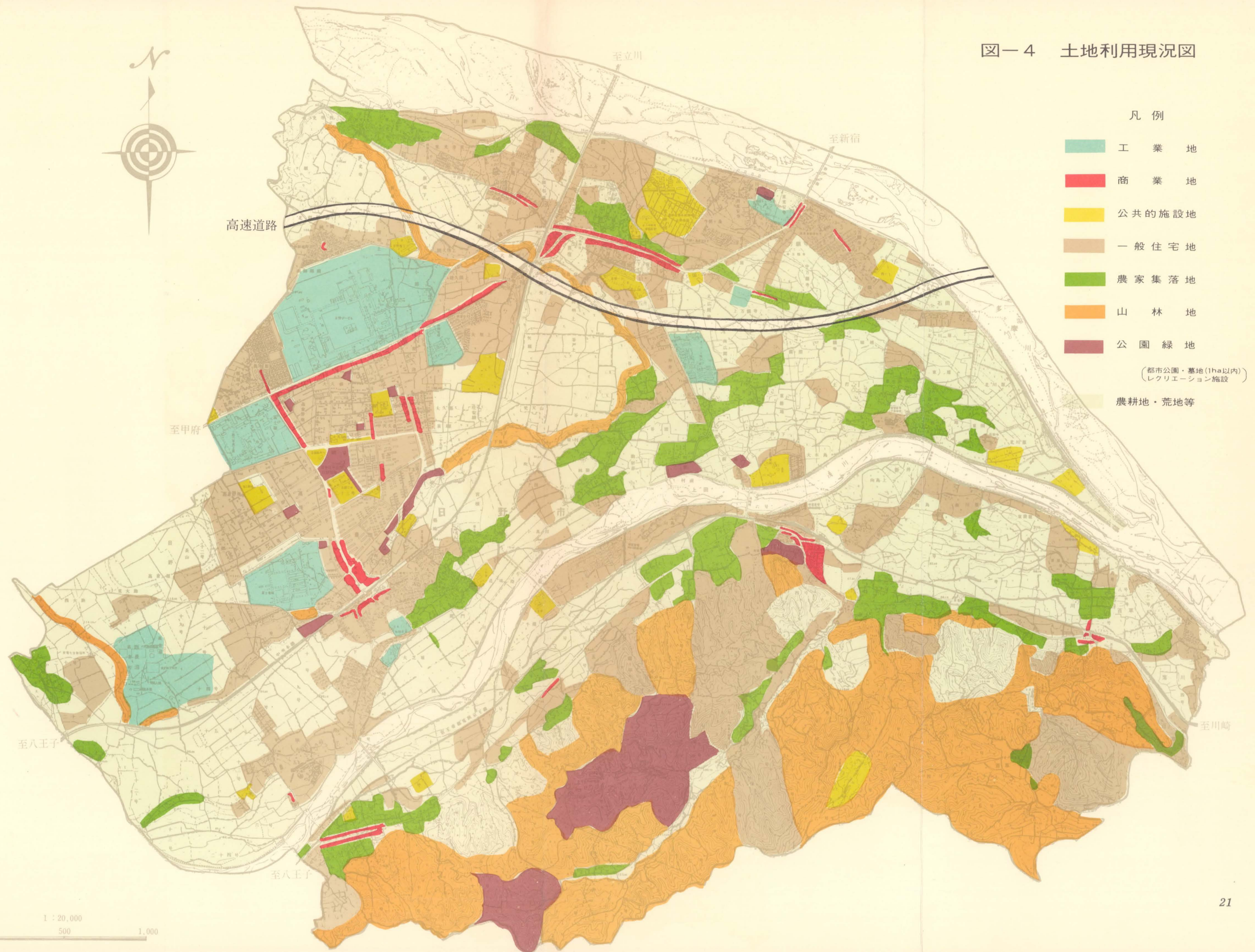
農家集落地

山林地

公園緑地

(都市公園・墓地(1ha以内)
レクリエーション施設)

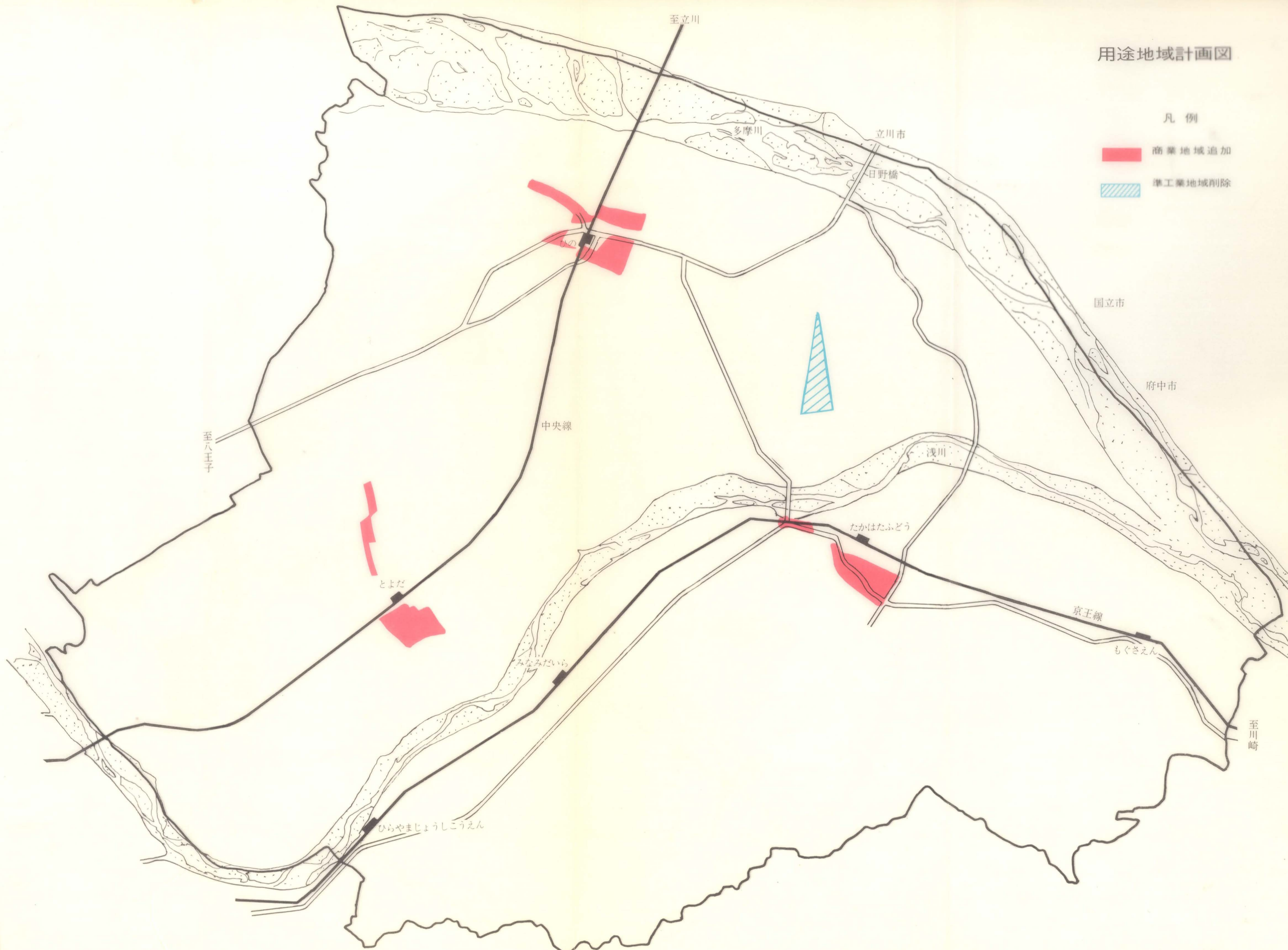
農耕地・荒地等



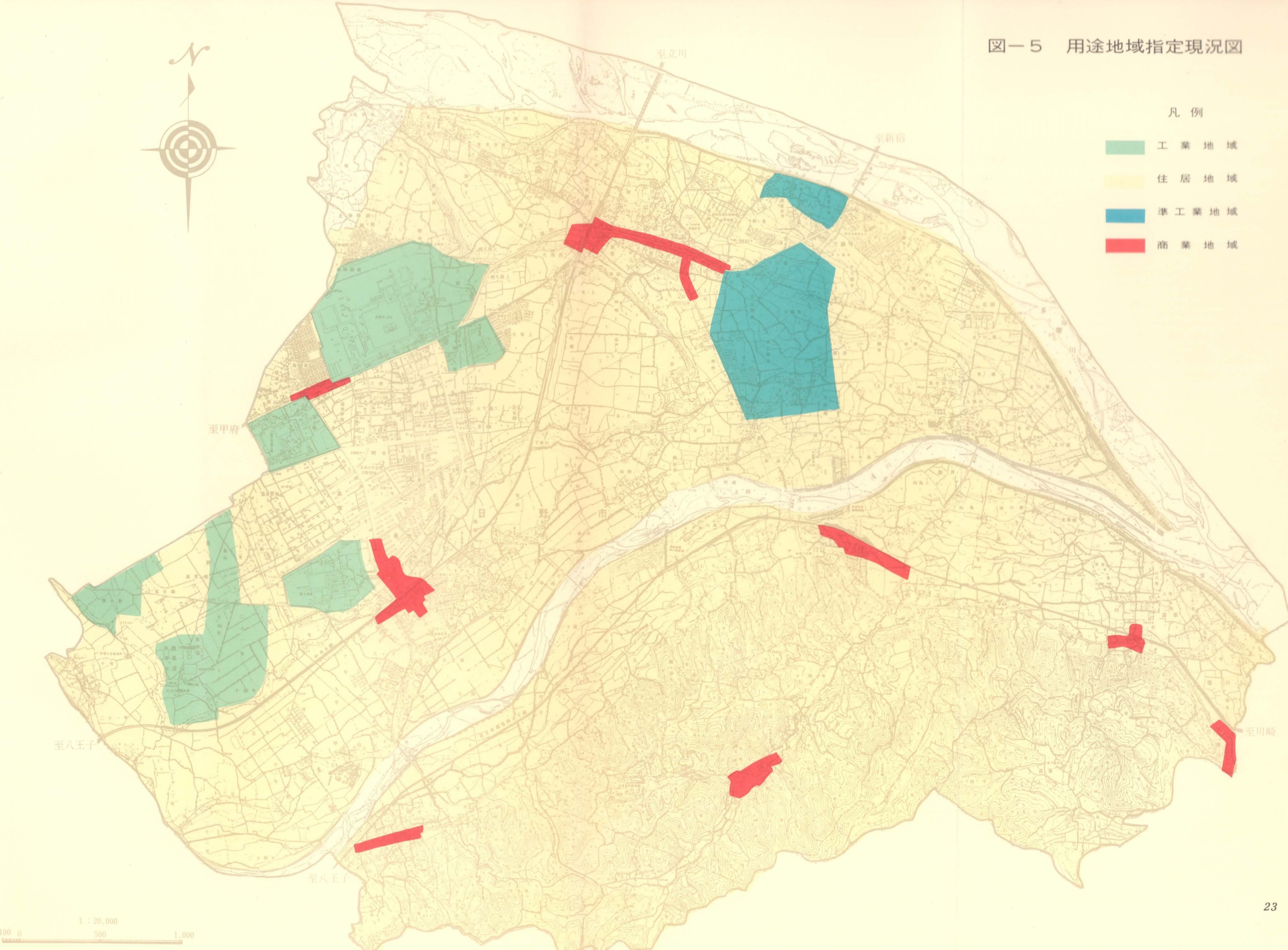
用途地域計画図

凡 例

- 商業地域追加
- 準工業地域削除



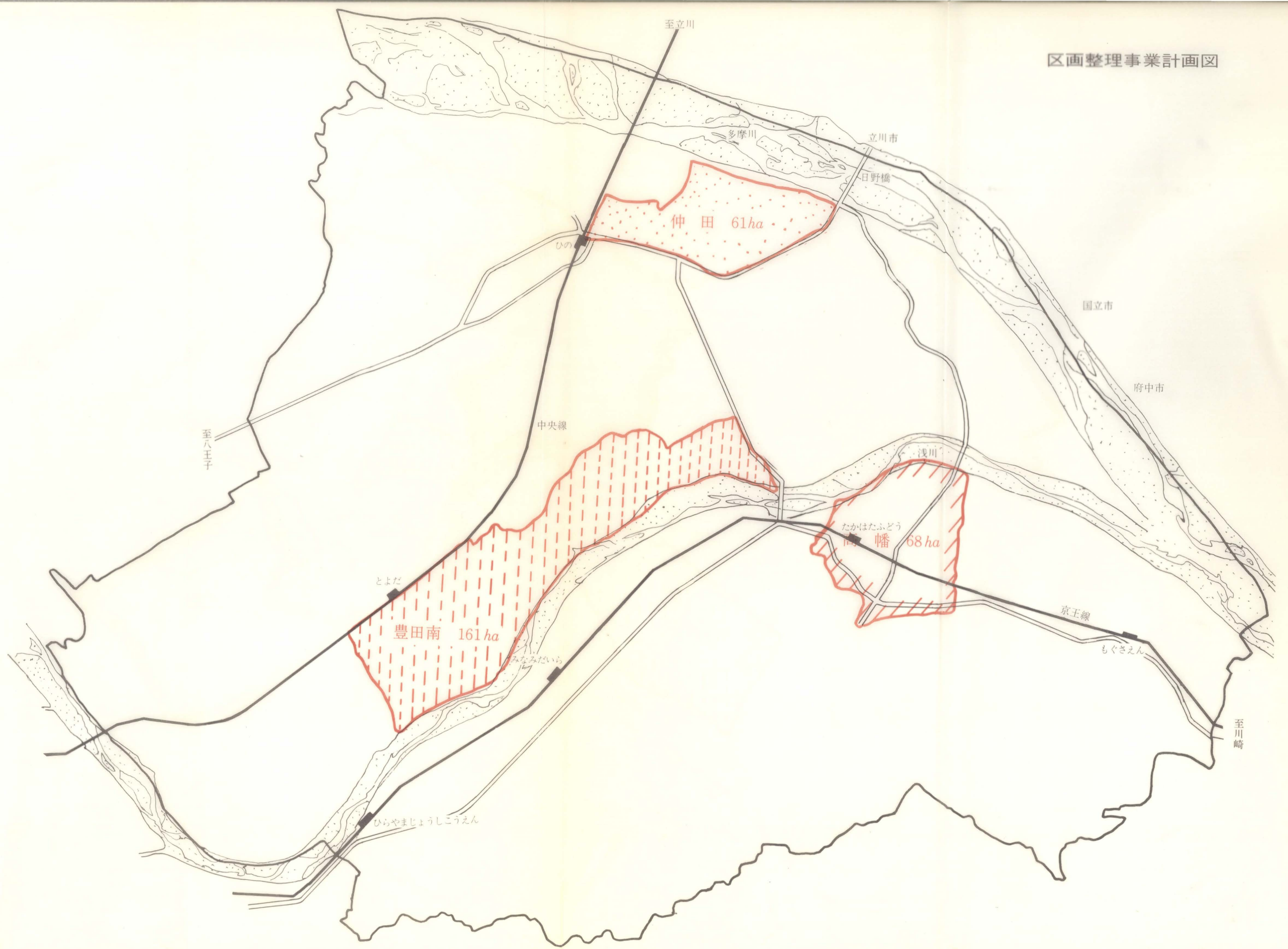
図一5 用途地域指定現況図



図一5 用途用途地域計画図



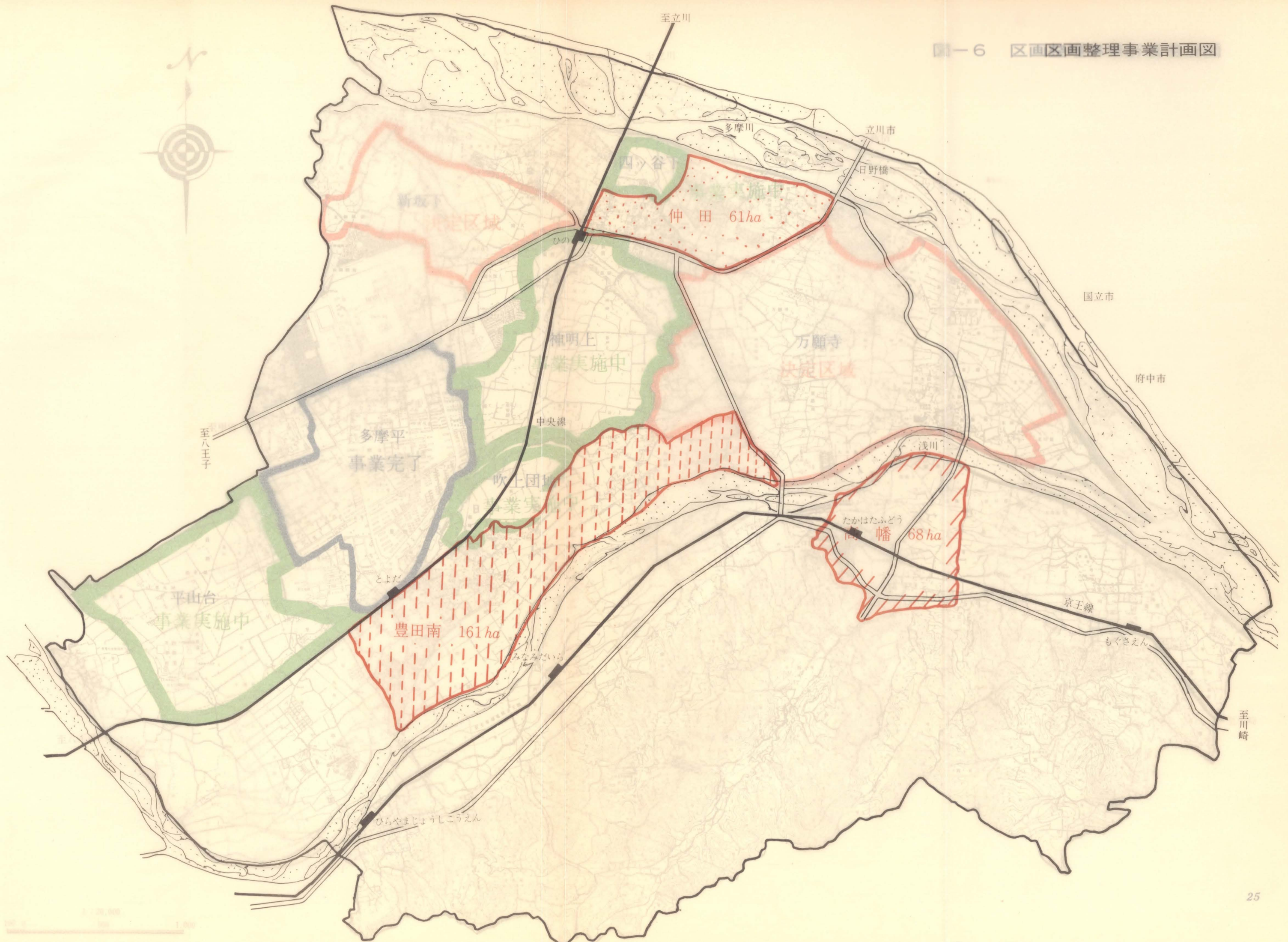
区画整理事業計画図



図一6 区画整理事業計画現況図



図一6 区画区画整理事業計画図



(2) 町界町名および地番の整理

① 現況と課題

市内の大字、地番の構成が複雑・不明確であるため、市民の日常生活および行政事務にあたえている支障は多大なものがある。これに加えて、通称町名を住居の表示として用いる市民も多く、種々の混乱が生じているので、今後の市域の情勢を配慮しつつ早急にこれを解決しなければならない。

② 計 画

(イ) 整理方法

整理方法としては、住居表示法、町界町名整理、地番整理の3つの方式があげられるが、本市のごとく道路網の整備がおくれ、市街地と農地が混在し宅地造成のさかんなところでは建物に番号をつけていく住居表示方式の採用は困難である。

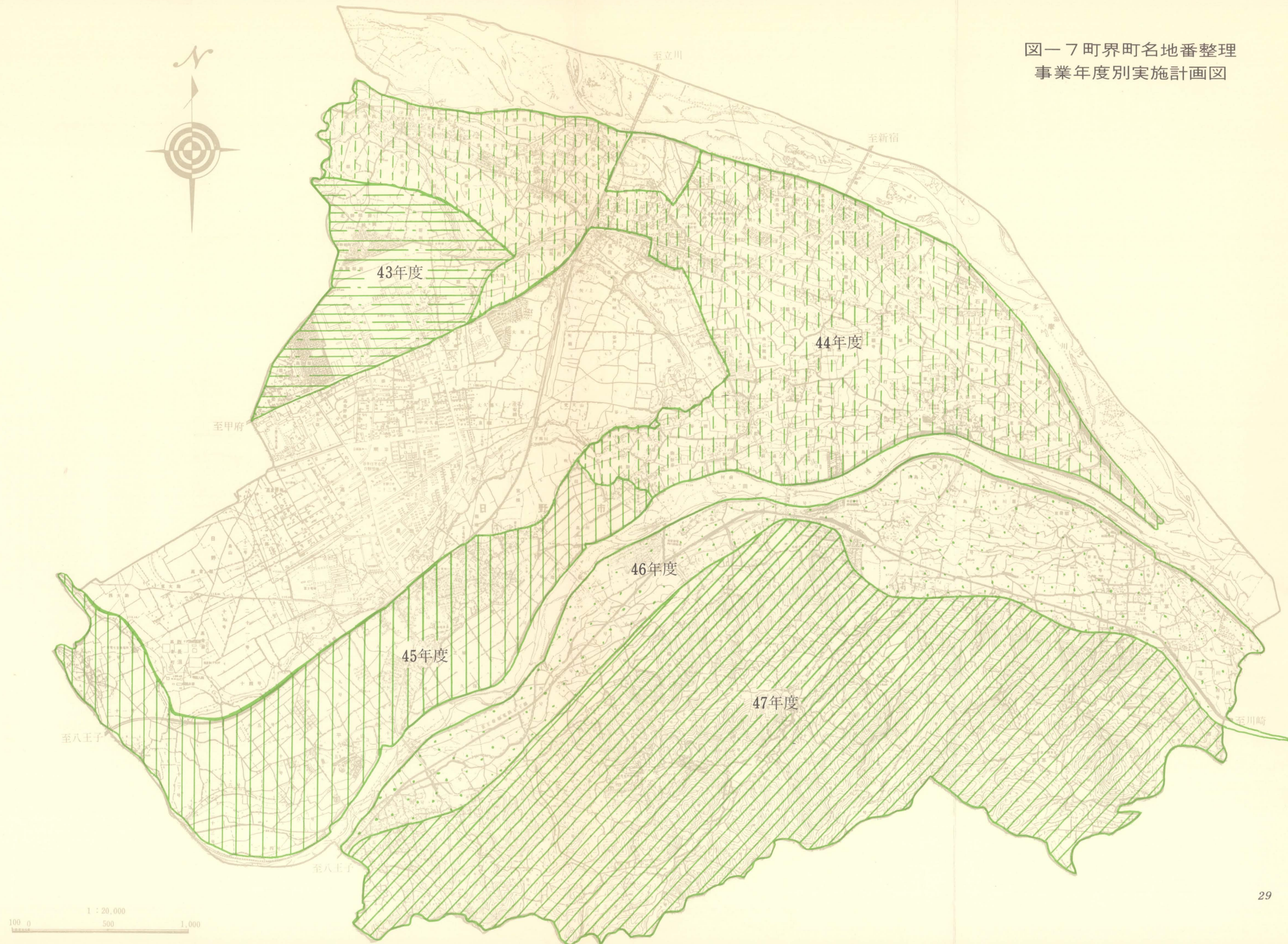
したがって、地方自治法第260条にもとづく町界町名の変更を、地番整理事業と併せ実施し、飛地や大字界や不明確さを解消するとともに、現在の4桁に及ぶ地番区域を整理する。

(ロ) 期間・区域等

事業実施期間は昭和43年から昭和47年までの5カ年とし、全市域を対象とする(図一7 参照)。ただし、現在土地区画整理事業を施行し、また近く事業決定をする区域は今回の計画から除外し、事業完成后周辺の情勢を配慮し、新たに町界町名地番の整理を行なう。また多摩平団地は周囲の実施時において調整を行なう。

なお、事業の実施にあたっては地元市民の意見調整、調査PR等、慎重な配慮したい。

図一 7町界町名地番整理
事業年度別実施計画図



第2節 生活環境の整備

1 交 通

(1) 道 路

① 現 況

(イ) 国 道

新宿より立川を経て八王子、甲府に通ずる国道第20号線があり、立川、都内方面への唯一の道路であるため自動車による交通が渋滞している。

(ロ) 都 道

本市内における都道は(表-4)に示すとおり9路線である。

表-4 都道一覧表

路 線 名	経 路
都市計画街路 1, 3, 3 (施工済)	豊田駅北口——日野台——八王子市石川町
都道第169号線	日野駅——東光寺——八王子市石川町
都市計画街路 1, 3, 2 (施工済)	多摩平東端——八王子市高倉町
都道第155号線	由木——平山橋——豊田駅西端——大和田
都道第173号線	高幡——南平——平山——長沼——北野
都道第154号線	日野橋——万願寺——新井——程久保——由木
都道第137号線	上溝 日野市下宿——高幡橋——三沢——落川——多摩町 川崎
都道第159号線	高幡橋——上田——堀之内——豊田
主要地方道第38号線	日野市百草——多摩町——八王子市北野町

これらの道路は本市における幹線道路で、市内の連絡および隣接市町へ通ずる役割をはたしているが、いずれも幅員が狭小であり、かつ、曲折も多くその大半が改良を要する状態である。

(イ) 市 道

市道は相当数の路線があるが幅員が狭小であり、路端軟弱、曲折多く交通に支障をきたしており改良を要する状態にある。

ちなみに改良関係をみると(表-5)のとおりである。

また、路面整備については舗装がかなり進んでいるがいずれも簡易舗装であり、老朽化のため破損が甚だしい。

表-5 幅員別市道改良状況調

(昭和42年)

実延長	幅員別								
	改良済						未改良		
	計	m 10以上	m 7.5以上	m 6.5以上	m 5.5以上	m 4.5以上	計	m 3.5以上	m 3.5未満
m 305,734	m 38,902	m 4,082	m 1,506	m 5,215	m 18,401	m 9,698	m 266,832	m 25,828	m 241,004

この表でみると改良済は僅か12%強にすぎない。また、改良済と言っても幅員5.5m以下が殆んどであり、今日の交通事情からは未改良と言ってもよい状況にある。

(二) 都市計画路線

本市には21路線が昭和36年に都市計画決定されているが十分とは言えない。

なお、その実施状況をみると多摩平地内及び平山台区画整理地区内は既に施行されているが、その他は未施行である。

(ホ) ハイキングコース

浅川南部丘陵地帯には高幡不動から平山城址公園に至るハイキングコースがあり、八王子市野猿峠に通じている。公道と私道が半ばし、幅員2m内外の樹間を行く自然道は、都民に散策の場として親しまれてきたが、近時宅地造成により、その一部が住宅地内道路にきりかえられて野趣が失われ、今後もその傾向が続くものと思われる。

以上の現況から主として次のような問題点があげられる。

② 問題点

- a 道路幅員の拡幅、曲折の改良、路端の補強
- b 舗装の新設及び改良
- c 道路の改廃または新設
- d 国道の拡幅またはバイパスの施行
- e 都市計画街路の再検討及び主幹道路の増設計画
- f 都市計画街路の施行
- g ハイキングコースの維持および整備

③ 整備計画

(イ) 国道

現存の第20号国道は区画整理により拡幅整備し、将来国道となるべき都市計画街路1.3.1の施行を急ぐ。

(ロ) 都道

現在都道の大半は都市計画街路と重複しているので、現存都道の改良は都市計画街路の施行により、また、その他の都道については部分的改良を要請して

ゆく。

(イ) 都市計画街路及び主幹道路

a. 計画路線

「図-8」のように平山、三沢、落川、石田の各地区に都市計画街路を増設し、さらに浅川南部地区に、主幹道路を5路線、浅川北部地区に、6路線を市の単独計画路線として新設したい。

b. 施行

これらの道路の整備は区画整理事業及び単独事業により早期実施をはかるが、目標年次までには次のとおり施行したい。

都市計画街路 1.3.1 多摩川から豊田までは区画整理により、平山地区（浅川まで）は単独事業として国に要請したい。

都市計画街路 2.2.9 都市計画街路 2.2.1 1 との交差点（東光寺薬師堂）と都市計画街路 2.1.4 との交差点（緑ヶ丘角）との区間を施行したい。

都市計画街路 2.2.8 平山地区（平山台区画整理境より、都市計画街路 1.3.1. まで）を市単独事業として施行したい。

都市計画街路 2.1.2 都市計画街路 2.2.3 の交差点より、豊田駅南口駅前広場を含む）までを市の単独事業として施行したい。

都市計画街路 2.2.10 多摩川より国道 20 号までは単独事業（神明上区画整理地区外排水管予定路線のため）として施行し、国道より高幡橋までは区画整理により施行したい。

(ニ) 現存市道の整備

現存市道は前記の如く、そのほとんどが改良を必要とするが、これを一举に解決することは困難なので、区画整理事業により整備したい、しかし区画整理は時間を要するので、現状を放任できないものについては必要度に応じて拡幅、改良或は新設等整備してゆき、特に目標年次までには滝合橋連絡道路及びバス路線として、市道補助 12 号線を改良したい。

今日では、道路舗装は道路の常識的要件とされている情勢から、未舗装分に対しては速かに舗装するようにつとめたい。なお、老朽化し、破損の甚だしい既設簡易舗装は漸次中級舗装にしたい。

(ホ) ハイキングコース

浅川南部丘陵地帯縦貫するハイキングコースの一部私道は市道として受入れ、遊歩道として整備し、沿道の緑林は極力保存するようにつとめる。

(2) 橋 梁

① 現況と課題

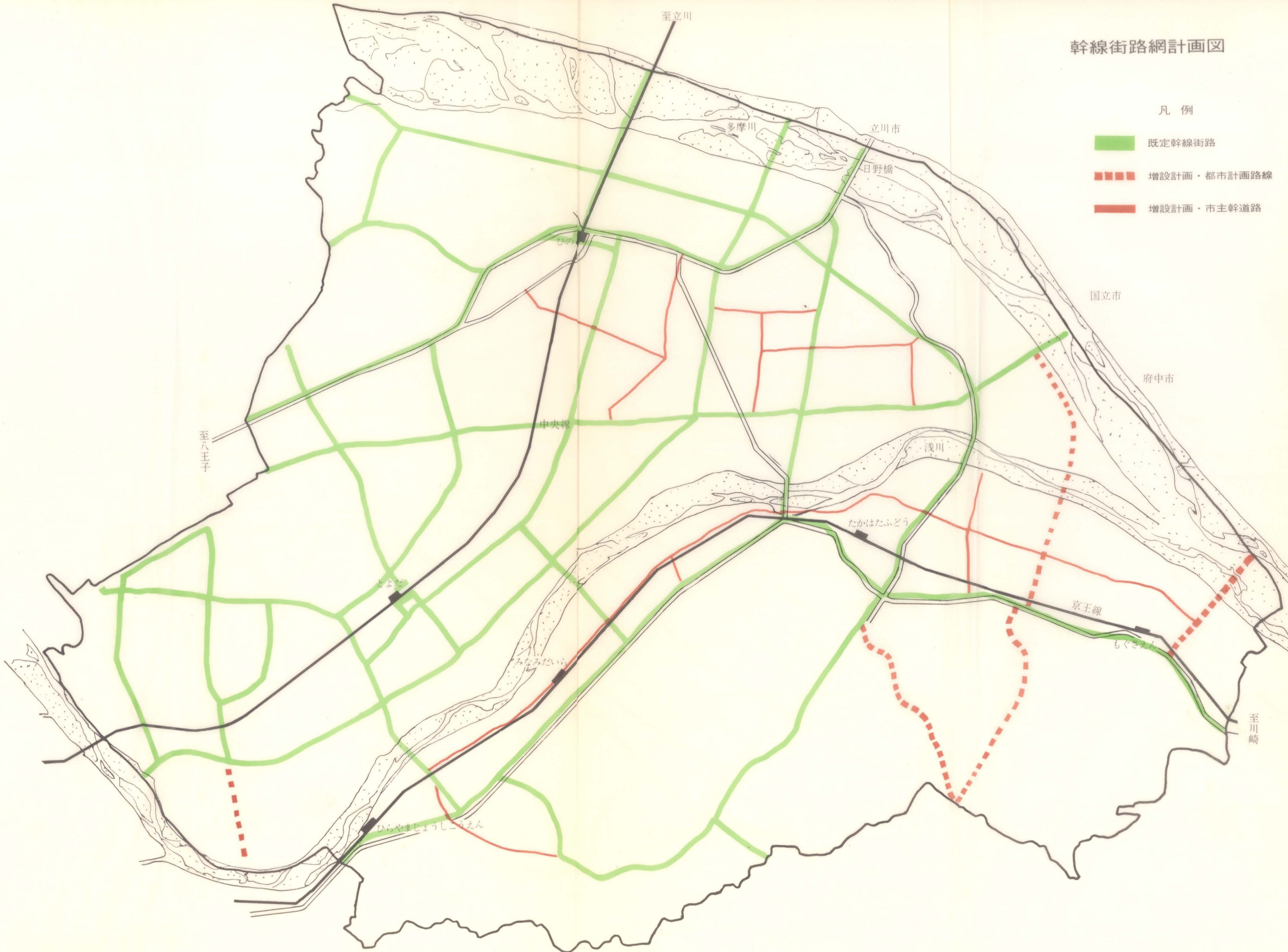
道路整備と切り離すことのできない長大橋梁は現在多摩川については多摩川大橋（中央高速道路）、日野橋（国道第 20 号線）の 2 橋のみで、後者については交通量の増大により、許容量の不足が交通の渋滞をきたしている。

浅川については下流より新井橋（都道第 154 号線）、高幡橋（都道第 137 号線）、一番橋（市道補助第 18 号線）、平山橋（都道第 155 号線）の 4 橋と現在建設中の滝合橋（市道補助第 13 号線）があり、浅川南部と北部地区の連絡と、また、隣接

幹線街路網計画図

凡 例

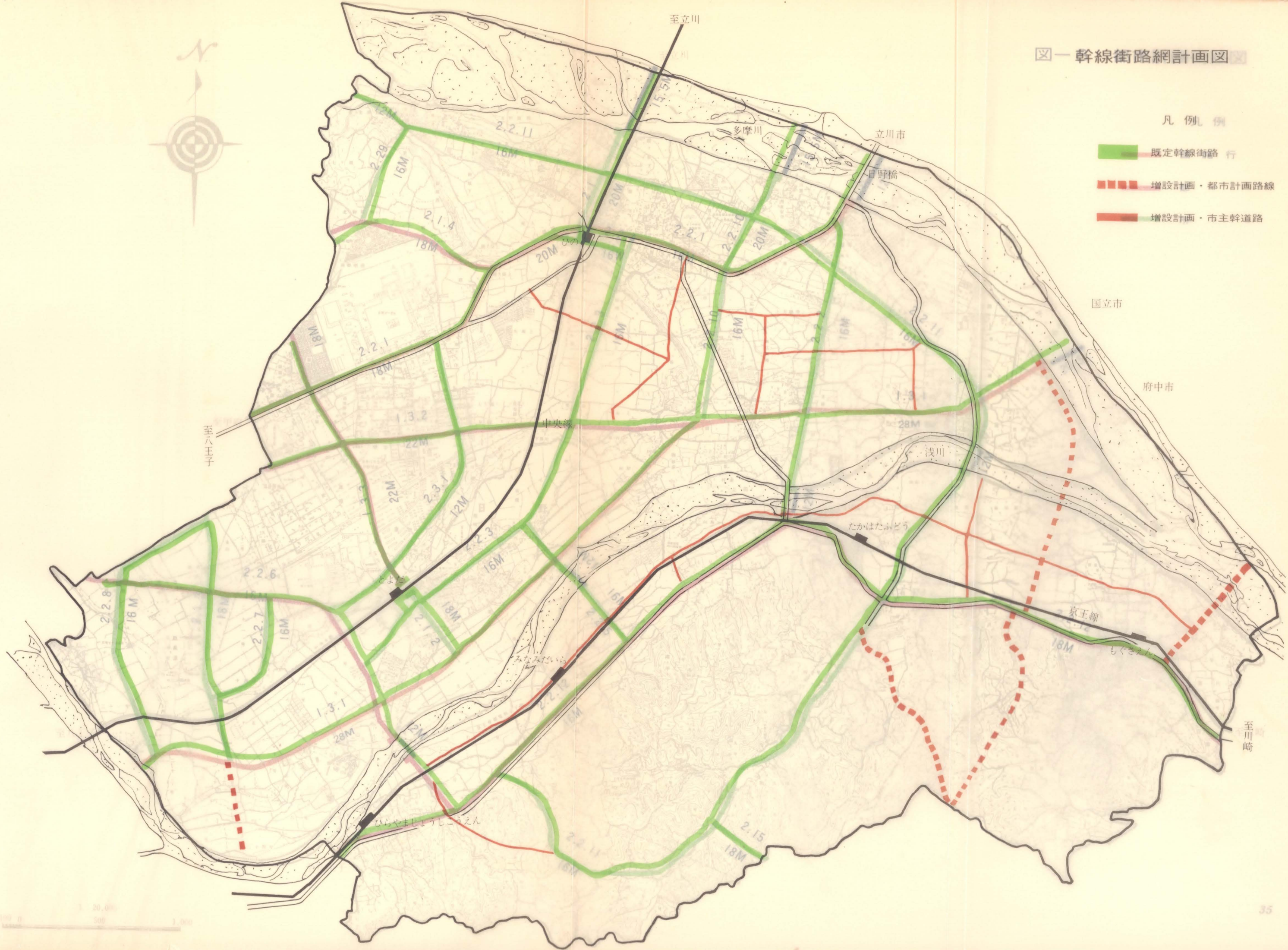
- 既定幹線街路
- 増設計画・都市計画路線
- 増設計画・市主幹道路



図一 8 都市計画道路図



図一 幹線街路網計画図



凡 例

- 既定幹線街路 行
- 増設計画・都市計画路線
- 増設計画・市主幹道路

市町へ通ずる幹線道路である。これらは都道および市道に架かる橋梁であるが現在の交通量はあまり多くはない。しかし、今後市街化が進むにつれて交通量が増大し、拡幅または増設が必要となろう。このほか、用水路または小水路に永久橋、木造あわせて129の橋があり、いずれも弱小で交通に支障をきたしている。

② 整備計画

(イ) 基本計画

多摩川、浅川に架かる橋梁については、都市計画街路に合わせて整備する。

市内小水路に架かるものについては、市街地整備に伴って整備する。

(ロ) 目標年次に対する計画

多摩川系においては次の2橋を施行したい。

a. 都市計画街路 1.3.1 路線橋梁

本橋は将来国道となる都市計画街路 1.3.1 にある国施行の橋梁で早期実施を関係方面に要望する。

b. 都市計画街路 2.2.10 路線橋梁

本橋は立川駅南口と日野市下町を結ぶ都市計画街路 2.2.10 にある都施行の橋梁で日野橋が交通麻痺にある現状なので、早期架設を要望する。

浅川系については次の一橋を施行したい。

新井、石田地区と百草、落川地区を結ぶ橋梁を新設したい。また市内小水路関係においては、市街地整備に伴って整備してゆくが必要に応じて改修してゆく。

(3) 踏切道

① 現況と課題

本市を走る中央線及び京王線には(表-6)に示すとおり44カ所の踏切があるが、いずれも狭小で無人踏切が多く、立体交差および整理統合並びに施設の整備が望まれる現状である。

表-6 踏切一覧表

(中央線)

区 間	踏 切 名	道 路 名	幅員	交 通 規 制	交 通 量	記 事
日 野 ～ 豊 田 駅 間	第2甲州街道	補助6号線	5.6 ^m	無	多	日野駅ホーム西側踏切
	堀ノ内	豊田96号線	7.0	"	少	吹上区画整理地域内
	黒 川	豊田93号線	1.8	"	多	豊田地内
	豊 田	豊田28号線	1.8	車輛通行止 (自転車、原付を除く)	稍多	豊田駅東側
豊田～八王子市 行政界間	八王子街道	都道155号線	5.5	無	多	豊田駅西側
	平山第2	七生109号線	1.9	"	少	八王子自動車教習所西側
	平山第3	七生99号線	1.8	"	"	平山地内農道帝人下
	平山大町	補助12号線	2.9	"	"	平山地内豊田団地附近
	平山中込	補助13号線	2.7	"	"	平山地内豊田団地附近

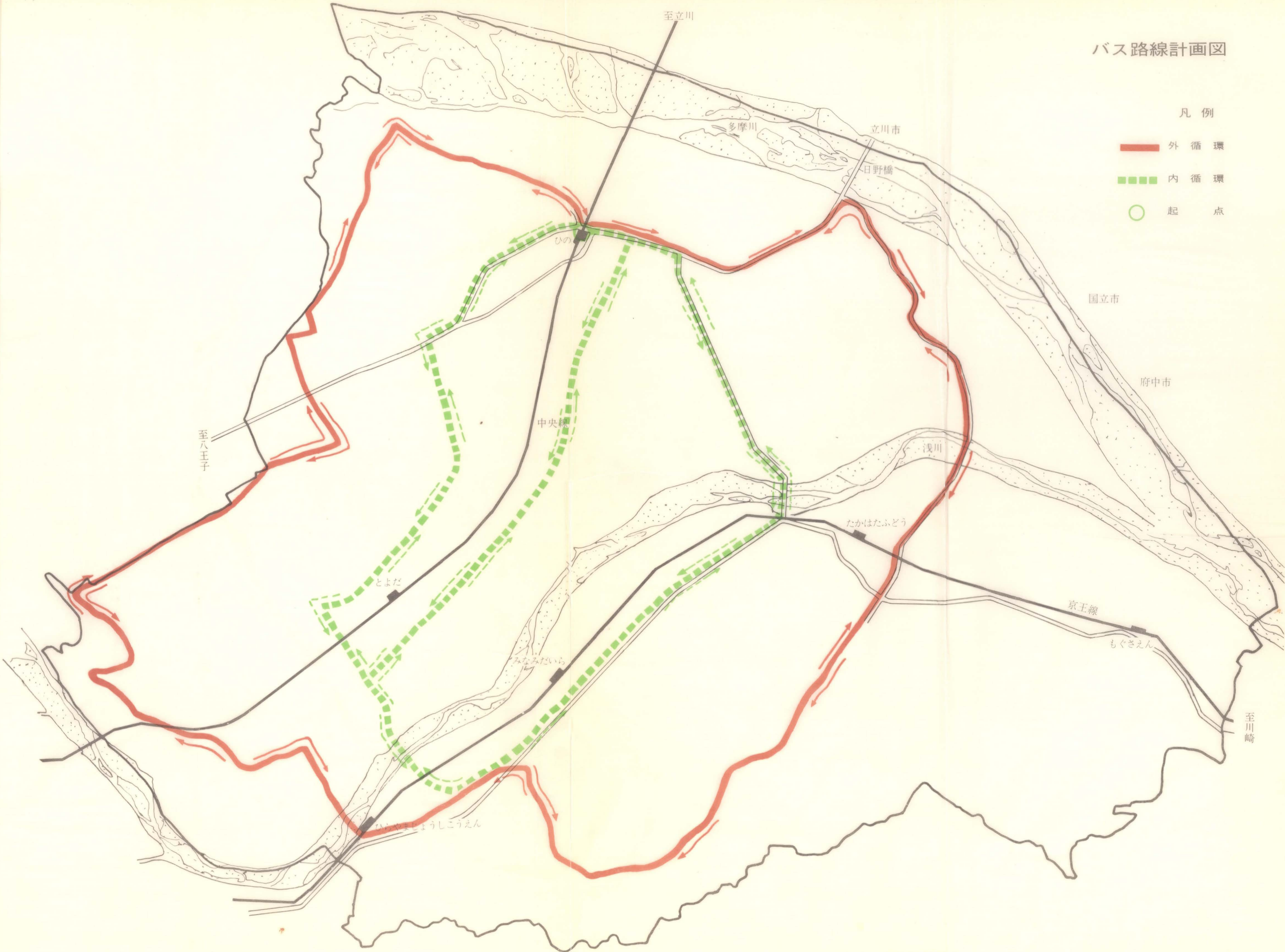
(京 王 線)

区 間	踏 切 名	道 路 名	幅員	交 通 規 制	交通量	記 事
多摩町行政界 ～百草駅間	聖跡桜ヶ丘 7 号	補助 17 号線	2.6	無	少	多摩町行政界附近
	〃 8 号	〃	3.2	〃	〃	都営千草苑附近
百草～高幡不動 駅 間	百 草 園 1 号	畔 道	2.7	〃	稍多	百草駅隣接踏切
	〃 3 号	畔 道	1.4	車輛通行止 (農耕車輛を除く)	少	落川地内農道
	〃 4 号	平田 4 号線	1.7	無	〃	三沢地内農道
	〃 5 号	三沢, 河内線	1.7	〃	〃	〃
	〃 6 号	谷戸下 2 号線	1.6	車輛通行止 (農耕車輛を除く)	〃	〃
	〃 7 号	窪田 4 号線	1.5	〃	〃	〃
	〃 8 号	新井 1 号線	2.1	無	〃	〃
	〃 10 号	〃	1.7	〃	〃	〃
	〃 11 号	不動中 1 号線	1.8	車輛通行止 (農耕車輛を除く)	〃	高幡地内農道
	〃 12 号	都道 154 号線	6.9	無	多	都市計画街路 2.2.11 高幡不動駅東側 (新井橋)
高幡不動 ～南平 駅 間	高幡不動 2 号	川辺 2 号線	2.0	車輛通行止 (農耕車輛を除く)	少	高幡地内
	〃 3 号	川辺 1 号線	2.5	無	〃	〃
	〃 4 号	水神 1 号線	3.2	〃	〃	〃
	〃 5 号	都道 137 号線	8.0	〃	多	都市計画街路 2.2.2 高幡橋附近
	〃 6 号	台 山 線	2.6	車輛通行止 (農耕車輛を除く)	少	南平地内農道
	〃 7 号	山根 2 号線	2.5	無	〃	〃
	〃 8 号	〃	1.8	〃	〃	〃
	〃 9 号	寺の下 4 号線	2.2	車輛通行止 (農耕車輛を除く)	〃	〃
	〃 11 号	寺の下 6 号線	2.1	無	〃	〃
	〃 13 号	新田堀線	1.6	〃	〃	〃
	〃 15 号	補助 18 号線	6.0	〃	稍多	都市計画街路 2.2.5 七生中学附近
	〃 16 号	田中裏 4 号線	3.4	〃	少	南平駅東側踏切
南平～ 平山城址公園 駅 間	南 平 1 号	七生 56 号線	3.9	無	少	南平駅西側踏切
	〃 2 号	七生 61 号線	1.6	〃	〃	南平地内農道
	〃 3 号	七生 62 号線	1.5	〃	〃	〃
	〃 5 号	七生 65 号線	1.5	〃	〃	〃
	〃 7 号	都道 155 号線	3.8	〃	多	都市計画街路 2.2.6 平山橋附近
	〃 8 号	七生 69 号線	2.2	〃	少	平山地内農道
	〃 9 号	七生 70 号線	1.7	〃	〃	〃
	〃 10 号	七生 73 号線	1.8	〃	〃	〃
	〃 11 号	七生 72 号線	2.0	〃	〃	〃
平山城址公園駅～ 八王子市行政界間	平 山 1 号	補助 13 号線	3.5	無	稍多	平山駅西側踏切, 滝合橋取付道路
	〃 2 号	七生 90 号線	2.0	〃	少	平山地内

バス路線計画図

凡 例

- 外 循 環
- 内 循 環
- 起 点



図一〇 バス路線現況図



図-9 バス路線計画図



② 計 画

(イ) 中央線関係

都市計画街路 2.2.8, 2.1.3, 2.2.6, 1.3.2, 2.2.4, 2.2.1, 2.2.11 は、すべてを立体交差とし、その他の踏切は、前記都市街路の立体化及び区画整理と併行して逐次整理統合する。

(ロ) 京王線関係

百草園 1 号踏切は百草園駅ホーム西側にあって、幅員約 3 m であり、交通量多く早急に拡幅に努めたい。

高幡不動 5 号踏切（都道 137 号線，都市計画街路 2.2.2），百草園 12 号踏切（都道第 154 号線，都市計画街路 2.2.11），高幡 15 号踏切（市道補助第 18 号線，都市計画街路 2.2.5），南平 7 号踏切（都道 155 号線，都市計画街路 2.2.6），の 4 踏切は，都市計画街路の施行に伴って改良を行なう。

平山 1 号踏切は滝合橋建設とともに立体交差にする。

他の 30 カ所の踏切については将来京王線の輸送力増加に伴い，事故防止のため整理統合につとめたい。

(4) バス路線

① 現 況

現在，市内のバス路線は，都営バスによる国道 20 号路線と京王帝都による 9 路線がある。しかし，これらのバス路線は必ずしも系統が適正であるとは言えない。また国道 20 号路線のほかは運転回数も少ない。

浅川南部地区と豊田多摩平方面の連絡が悪く，とくに大和田，東光寺方面にはバス路線がない。

以上の状況であり，市民生活上きわめて不便をきたしている。

② 計 画

計画としては，目標年次までに市内循環バス路線の実現をはかるとともに（内循環と外循環の 2 路線（図 - 9）参照），市民の利便を考慮し，路線の連絡系統を検討し，関係方面に要請する。

現有路線についても連絡系統を検討し，市民の利便にこたえるため，関係方面に要請する。

(5) 交通安全

① 現 況

昭和 41 年東京都内の交通事故発生件数は，74,578 件で，死者 794 人，重傷者 7,862 人，軽傷者 60,036 人を数え，これを前年に比較すると，死傷者は共に増加し，その増加率は，死者 0.7%，軽傷者 18.8% となっている。

これを日野警察署管内についてみると，事故発生件数 592 件，死者は 18 人，重傷者 85 人，軽傷者 394 人といずれも昭和 40 年を上まわり，特に死者は，昭和 40 年の 8 人に対し大幅に増加をみている。

なお，本市における事故状況は（表 - 7）に示すとおりである。

表-7 市内交通事故件数表

年次 \ 区別	件数	死亡	重傷	軽傷	物件
37	(584) 403	9	34	215	188
38	(648) 480	3	45	237	216
39	(684) 497	8	36	251	240
40	(683) 469	3	55	272	218
41	(592) 363	7	49	271	110

()内は多摩町、稲城町をふくむ。

② 交通安全計画

市内の交通量は、逐年激増する傾向にあり、道路の整備とともに歩行者、特に通学児童の安全確保はいまや深刻な問題となり、今後においてもこの傾向がますます強まるものである。

これに対処するため、道路標識、ガードレール、街路灯、特に学童対策として通学路の指定、歩道橋、信号機の設置等、市施行分はもとより関係機関と連絡を密にして、交通安全の強化、道路環境の整備と交通安全思想の普及向上をはかり、なお交通事故により災害をうけた者の救済のため、交通傷害保険制度を設ける。

(6) 鉄 道

① 現 況

日野市内には、国鉄中央線と京王線が走っている。

中央線には、日野と豊田の2駅がある。乗降客は昭和42年現在1日約6万5千人であるが、年々増加の一途をたどっている。両駅ともプラットホーム、駅舎、駅前など狭小のため混雑をきわめているので、国鉄では第3次拡張計画にもとづいて改造中である。

京王線には5つの駅があるが、高幡不動駅を除いては、いずれも駅前広場はないに等しく、駅の施設も貧弱で、平山城址公園駅にいたっては自動車の進入もできない。

乗降客は現在ではあまり多くはないが、宅地造成によって急増することは明らかである。したがって、駅施設の拡張や、駅前広場及び道路の整備が望まれている。

京王線には支線として、高幡不動から多摩動物公園までの動物公園線があり、観光客用として新宿より多摩動物公園まで運行されている。

② 計 画

中央線については、日野、豊田両駅とも国鉄第3次拡張計画により改善が行なわれているが、今後一層の輸送力増強とスピードアップ及び日野駅西口開設など要請してゆきたい。

駅前広場については、日野駅は神明上区画整理により、豊田駅南口は単独事業により整備することになっているので、早期に完成できるように努力したい。

京王線については、駅の改善、駅前広場の整備、輸送力の増強、また急行停車の問題等、住民の要望実現のため、関係方面に要請してゆきたい。

2 用排水路および小水路

(1) 現 況

市内には、浅川、程久保川、谷地川の河川法適用河川と、河川法の適用されない14の主幹用水路のほか、数多くの用排水路および小水路がある。

これらの用排水路は、水田用水路であるが、雨水排除にも利用され、かつ、近時、工業、商業の進展と宅地化による増大した廃水の排水路となっている。

このため水質は極度に低下し、水田耕作不能はもとより、環境衛生上好ましくない状態になっている。

一方、また、雨水排除については、水路狭小のため市内各所に、浸水の被害が発生している。

(2) 計 画

① 管 理

用排水路の管理及び使用権の規則は、普通地方公共団体の行なう事務と、地方自治法第2条第3項に規定されているだけであり、河川法や道路法のように特別法がないため、用排水路および小水路の管理者については明確を欠いている。

これは全国的なものであって、国もこの問題を取りあげており、都も条例制定を計画しているので、市もこれに準じて管理制度を確立したい。

② 整 備

市街地整備及び下水道の施行にともなって整理統合し、なお残置する水路は整備する。またそれまでの処置としては、必要に応じて改修、補修を行なう。

3 上・水 道

(1) 現 況

本市の水道は昭和33年創設計画を樹て、昭和35年の大阪上第一浄水場からの給水に始まり、その後、多摩平団地の建設に伴い、同団地周辺が住宅地として急激な発展をした。

これに対処するため、昭和35年に第一次拡張事業の認可を得、昭和38年に完成した。これにより、従来の自然流下方式に加えて、ポンプ圧送方式が採用され、大阪上、日野台地区に給水がされた。続いて昭和38年2月、日本住宅公団多摩平水道を買収し、さらに豊田、高幡、川辺堀之内、上田等未給水区域を含め、昭和39年より

昭和43年までの5ヶ年計画による、第2期拡張事業計画をし、同事業を実施中であったが、昭和42年に日本住宅公団による百草、高幡団地の建設がきまり、同地区周辺の住宅地開発を予想し、浅川南部の未認可地域を含める第2期拡張事業の変更計画を樹て、昭和43年2月8日付認可を得て、現在進行中であり、これが完成されると、給水区域を全市域の約80%になるが、なお、残る未給水区域についても、地下水の枯かつ等により、水道の布設の必要にせまれているので、全市域給水を早期に実現しなければならない。

表-8 上水道拡張計画

計画別	計画給水区域	給水計画人口	計画一日最大給水量	計画目標	工期	備考
第二次拡張計画	北部地区の大部分 南部地区の一部	64,000人	24,320m ³	昭和45年	昭和39～43年度	認可済
第二次拡張変更計画	南部低地区 百草、高幡台団地	37,800人	14,364m ³	昭和50年	昭和42～46年度	認可申請中
計		101,800人	38,684m ³			

(2) 計画

水道の将来計画については、既設の水道施設および現在計画中の施設はすべてそのまま活用し、将来日野市人口が20万人に達した際の不足分に対する対策を計画したものである。

もちろん、この計画に要する費用は、相当高額に達するものと思われるので、出来得る限り既設設備を使用して、給水するものとし、増強の必要に迫られた際に逐次実施するものとする。したがって、配水管についても、既設管を利用し、不足を生ずるにしがたい、都市計画街路などに配水本管を新設し、既設管と接続することにより充足することとする。ただし、南部高地区には、既設都道のほか都市計画街路が少ないので、市道を整備して配水本管を敷設するものとする。

① 給水区域

給水区域は現在、第1浄水場系、第3浄水場系の2区域であるが、将来給水人口の増加に伴って、給水の円滑を図るため地勢の状況により、給水区域は逐次下記の4区に分かれるものと思われる。

- 1) 北部高地区
- 2) 北部低地区
- 3) 南部低地区
- 4) 南部高地区

② 配水系統

配水系統は、現在第1浄水場系、第3浄水場系の2系統であるが、将来、人口増に

に伴い配水の円滑をはかるとともに配水の安定性を高めるため、配水系統を将来「図-10」のとおりとする。

1) 北部高地区

第 1 浄水場系

第 2 浄水場系

第 3 浄水場系

2) 北部低地区

第 1 浄水場第 1 系

第 2 浄水場第 2 系

3) 南部低地区

第 4 浄水場低地系

4) 南部高地区

第 4 浄水場高地系

③ 北部高地区の給水

高地区は、現在第 1、第 3 浄水場の 2 系統をもって給水しているが、計画最大人口に達した際の高地区、低地区の内訳は下表のように推計される。

表-9 北部地区の給水人口と給水量

地 区 別	人 口	給 水 入 口	1 日 最 大 給 水 量
北部高地区	55,000 人	49,500 人	18,810 m ³
北部低地区	61,000 人	54,900 人	20,862 m ³
計	116,000 人	104,400 人	39,672 m ³

上表のごとく北部高地区の 1 日最大給水量は 18,810 m³ である。現在の第 1、第 3 浄水場の現有能力は 17,360 m³ でほぼ近い水量であるので、多少の補強により給水可能とみて、人口の増加に伴って、この地区の給水は逐次第 1、第 2、第 3 浄水場系にきりかえるものとする。ポンプ施設、配水施設、水源施設等は人口増につれて増強するものとする。

④ 北部低地区の給水

低地区の給水は、第 1 浄水場と平山台土地区画整理事業地区に新設する計画の第 2 浄水場の施設により給水するものとしたい。水源については(表-9)のように 1 日約 20,000 m³ を要することとなるが、不足水量について後記の方法をもって補強したい。

⑤ 南部低地区の給水

第 2 次拡張変更計画は主として、南部低地区と南部高地区に関するもので、その内訳は下表のとおりである。

表－１０ 第２次拡張変更計画概要

地 区 別	給 水 人 口	１日最大給水量	水 源	浄 水 場
南 部 低 地 区	２５０００ 人	９５００ m^3	深井戸４井 取水量 ６８００ $\text{m}^3/\text{日}$	第４浄水場
南部高地区のうち、 百草，高幡公園団地	１２８００ 人	４，８６４ m^3		
計	３７，８００ 人	１４，３６４ m^3		

人口が２０万人に達した際の南部低地区，南部高地区の内訳は下表のように推計される。

表－１１ 南部低地区，高地区内訳

地 区 別	地 区 人 口	給 水 人 口	１日最大給水量
南 部 低 地 区	３０，０００ 人	２７，０００ 人	１０，２６０ m^3
南 部 高 地 区	５４，０００ 人	４８，６００ 人	１８，４６８ m^3
計	８４，０００ 人	７５，６００ 人	２８，７２８ m^3

南部地区の必要水量が上表のように２８，７２８ m^3 となった場合，その不足水量は２１，９２８ m^3 となる。この地区における不足水量についても後記の方法をもって補給したい。

⑥ 南部高地区の給水

南部高地区は，（表－１１）のごとく４８，６００人の給水につき計画する。水源，浄水場については，南部低地区と同様の方法とする。

⑦ 各系統の連絡

前記の「配水系統」で述べた各系統はそれぞれ管末において相互に連絡し，平素は連絡弁の調整により各系統の水圧調整に利用し，一系統に事故がおきたときは，他系統より応急給水するものとする。

⑧ 水源について

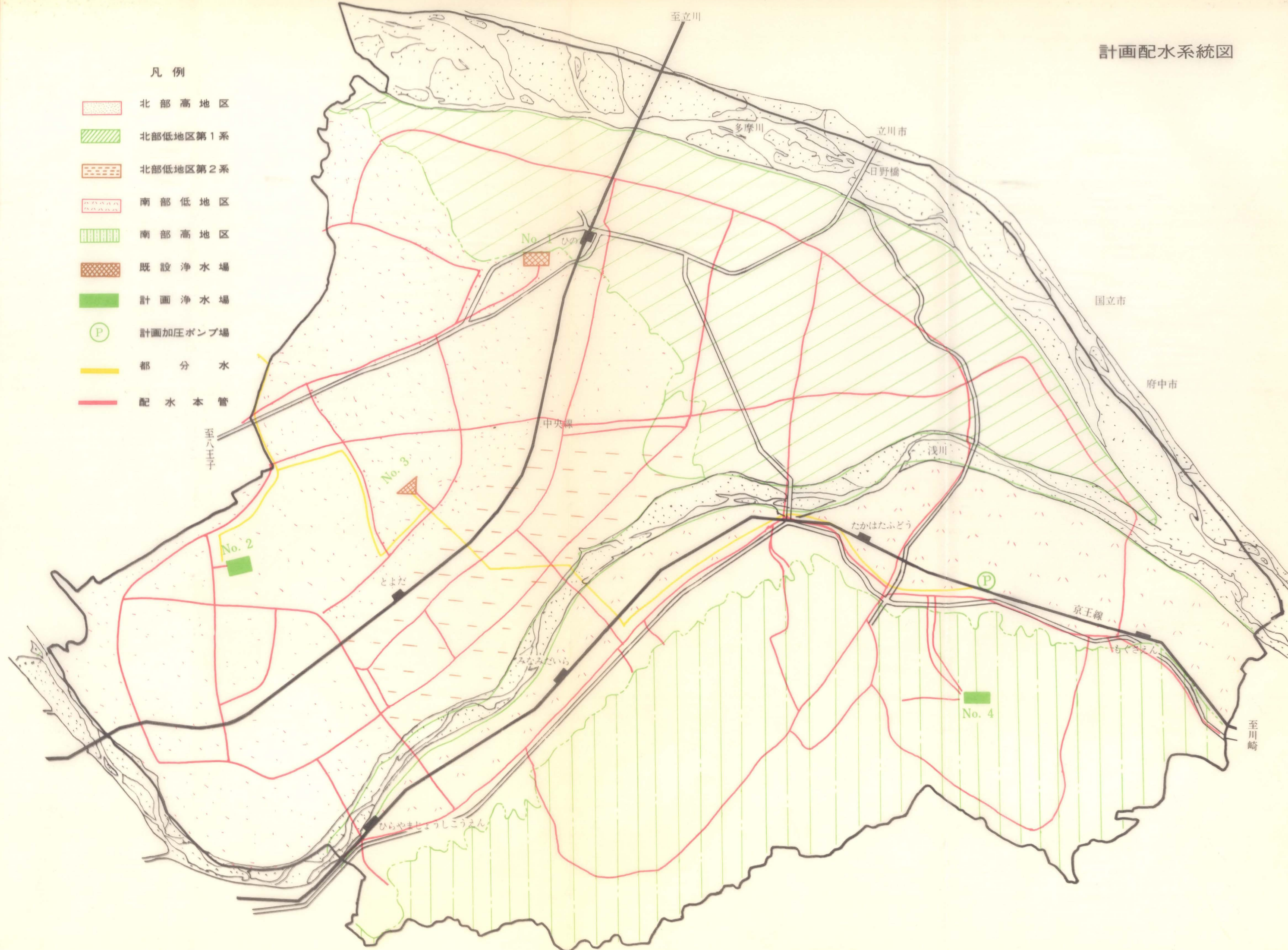
深井戸水源については，現在の揚水量を持続するものとして算定した。将来，水位の低下並びに給水人口の増加により生ずる不足水量については都分水により補給する。

なお，目下計画中（第２期拡張変更）の都分水可能水量は１日３２３３０ m^3 （５００ mm 管布設）であり，これをさらに上まわる分水が必要な場合は，都の第２次計画による計画変更の認可をうけることを考慮し，どうしても不可能な場合は適地（浅

計画配水系統図

凡 例

- 北部高地区
- 北部低地区第1系
- 北部低地区第2系
- 南部低地区
- 南部高地区
- 既設浄水場
- 計画浄水場
- 計画加圧ポンプ場
- 都分水
- 配水本管



図一10 給水区域及び配水本管現況図

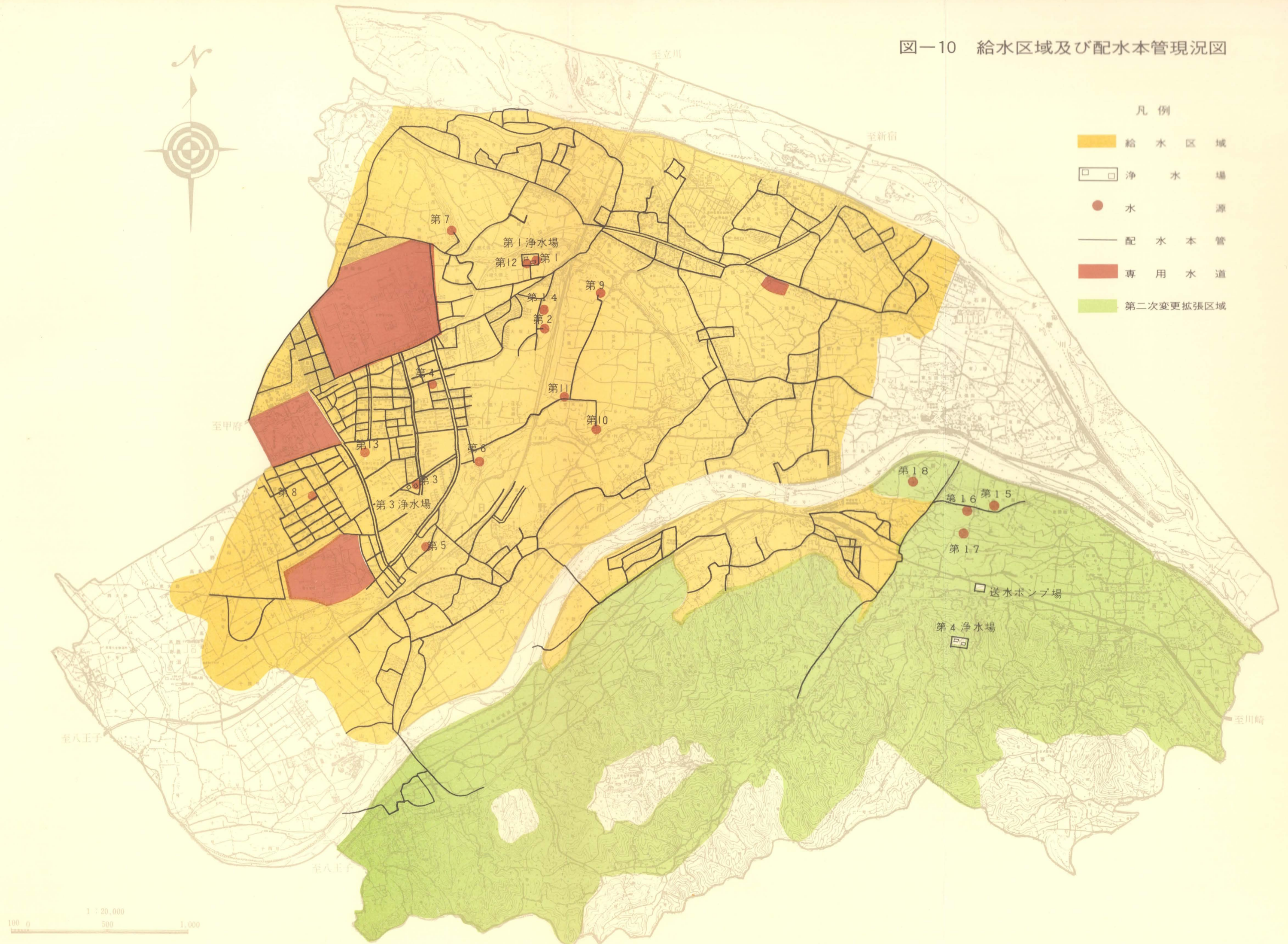
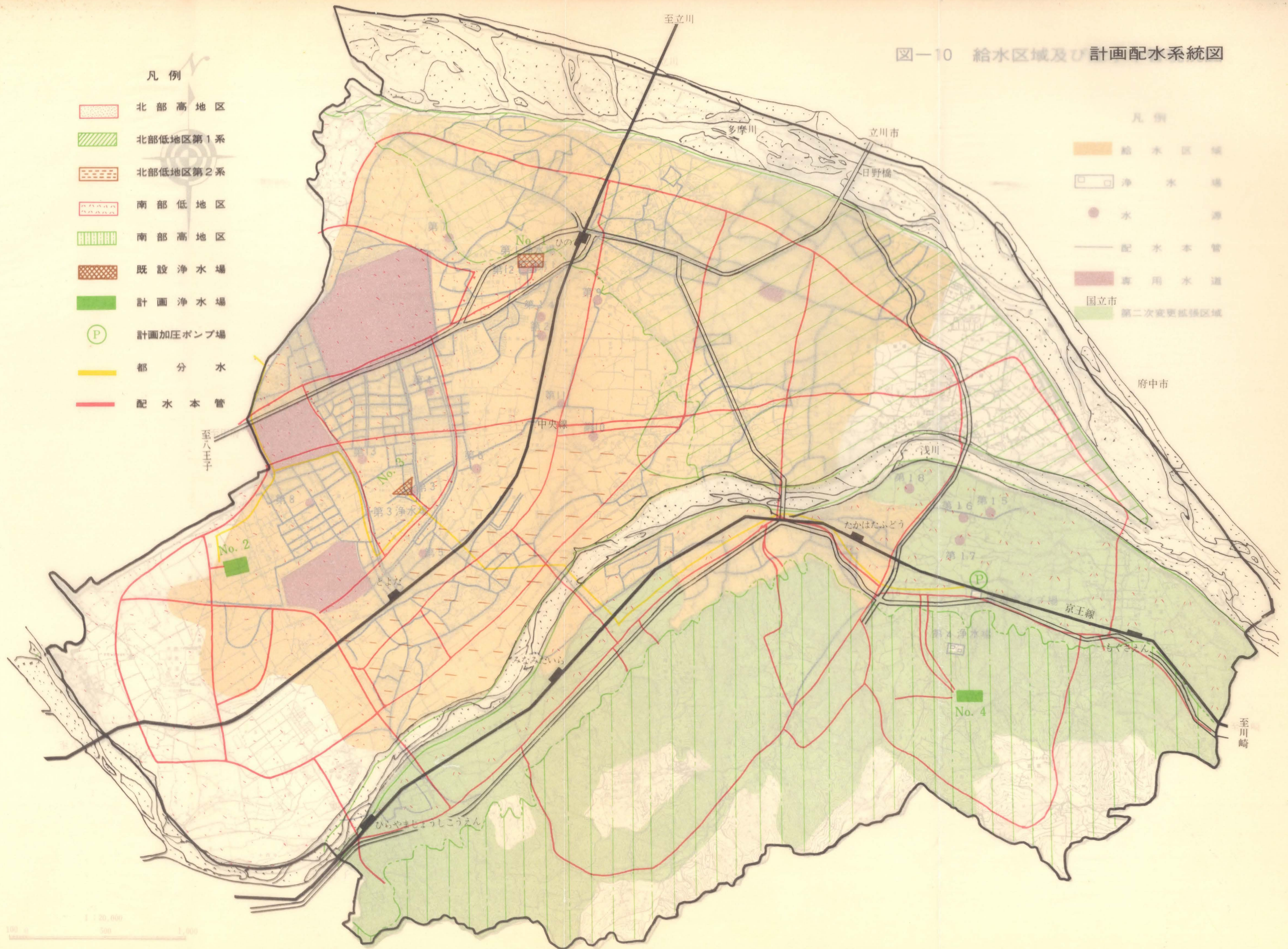


図-10 給水区域及び計画配水系統図



川を中心として)を選定して、深井戸水源の増設に努力する。

⑨ 1人1日最大給水量

1人1日最大給水量は、先進都市の例により380ℓとした。

⑩ 工業用水

現在74社が、工業用水として深井戸水源により自家給水を行なっているが、この使用水量は、1日47,300mであり、昭和50年にはこれが1日53,000mに達するものと推定される。

今後地下水位が低下することは明らかであるが、各社とも採算等を考慮し、現在のまま深井戸水源への依存を続ける態勢にある。将来、不足水量が生じた場合は、上水道事業とあわせて都分水の計画変更によって給水するものとする。

4 下水道

我々の文化生活にとって下水道は欠くことのできない問題で、早急に実施されなければならない。下水道は従来行政区域を単位として考えられてきたが、財政、地形により生ずる技術的問題或いは処理場建設位置など、今後は広域下水道または流域的下水道を考えるべきであろう。下水の排水方式は合流式とし、状況により分流式を採用すべきであろう。

(1) 排水の現況と問題点

① 現 況

本市においては、排水区域約138haの雨水排除を目的とした平山台区画整理地区の都市下水路が現在施行中であるが、公共下水道としては、排水区域約130haの多摩平水道(全市街地面積約910haに対し14%)があるにすぎない。したがって多摩平下水道区域外の污水排除は吸込式または道路の側溝を通じて用水路に放流されている。

このため水質公害の発生或いは環境衛生上各種の障害をもたらしているので、早急に下水道の実施が望まれる。

② 問 題 点

(イ) 水質汚濁の問題

近時河川の水質汚濁がはげしく、国の重大問題となっていて、国においては水質に関し法律規制により水質汚濁をふせこうとしている。

多摩川、浅川については、公共水域の保全に関する法律にもとづき、指定水域に指定(昭和41年3月企画庁告示第1号)され、水質基準が定められた。

(表-12 参照)

表-12 水質基準表

項 目 区 分	pH	B.O.D. 日間平均	S.S. 日間平均	適用の日
昭和41年3月5日において既に設置されまたは既に設置が予定されている公共下水道	5.8~8.6	20ppm 以下	70ppm 以下	別に告示 する日
昭和41年3月5日以後において新たに設置される公共下水道	5.8~8.6	20ppm 以下	70ppm 以下	昭和41年 3月5日

このような水質基準に対し、それを受け入れる体制を整えなければならない。

(ロ) 道路との関係

下水管用地と道路用地を別個にすることは土地利用の面から非効率的であるので、例外を除いては概ね道路に埋設される。

本市においては、下水道埋設可能な都市計画街路は未施行分が多く、下水道早期施行のためには、排水系統に合致した道路の建設が必要である。

(ハ) し尿処理との関係

し尿処理の合理的・正統的な方法は、水洗便所による下水道であることは、論をまたないところである。

本市においては、多摩平を除いて直接し尿処理を行なっている。

したがって、下水道施行にあたっては、し尿処理場との関係が生じてくる。

(2) 整備計画

① 計画区域

建設省は、今後流域下水道という方向に進むべきであると指導しているが、本市においても流域下水道とすべきであろう。

これによると、本市は次の2つの区域となる。

(イ) 日野、八王子区域

(ロ) 多摩町、稲城町区域

(イ)の日野、八王子区域は、浅川、谷地川の流域で、日野(百草、落川の一部を除く)と八王子市石川町の一部である。本区域の下水道は日野市が主体であるから、日野公共下水道として実施することになろう。

多摩平下水道は、日野公共下水道に切換えるものとする。

(ロ)の多摩町、稲城町区域は、大栗川流域で、多摩町、稲城町、旧由木村の全区域、町田市の一部及び日野市百草、落川の一部(約200ha)である。(図-11参照)

この地域の下水道は、目下計画中の多摩ニュータウンの流域下水道と合同で施行すべく計画が進められている。

② 排除方式

合流式とする。

③ 排水区域及び排水系統

本市の地形から、次の3つの排水区が考えられる。

(イ) 多摩川系にかかる排水区(多摩川排水区)

(ロ) 浅川左岸排水区

(ハ) 浅川右岸排水区

排水系統は、本市の地形によって遮集式が適当と思われる。

④ 途中吐き口

降雨に対処するため、途中吐き口を設け、多摩川及び浅川に分水放流する。(図-11参照)。

⑤ 幹線及び枝線

幹線は、浅川北部地区については既定計画にもとづいて、多摩川右岸及び浅川左岸沿いにそれぞれ1本を配置し、浅川南部地区については、浅川右岸沿いに1本を配置する。なお、枝線については、地形その他により効率的に配す。

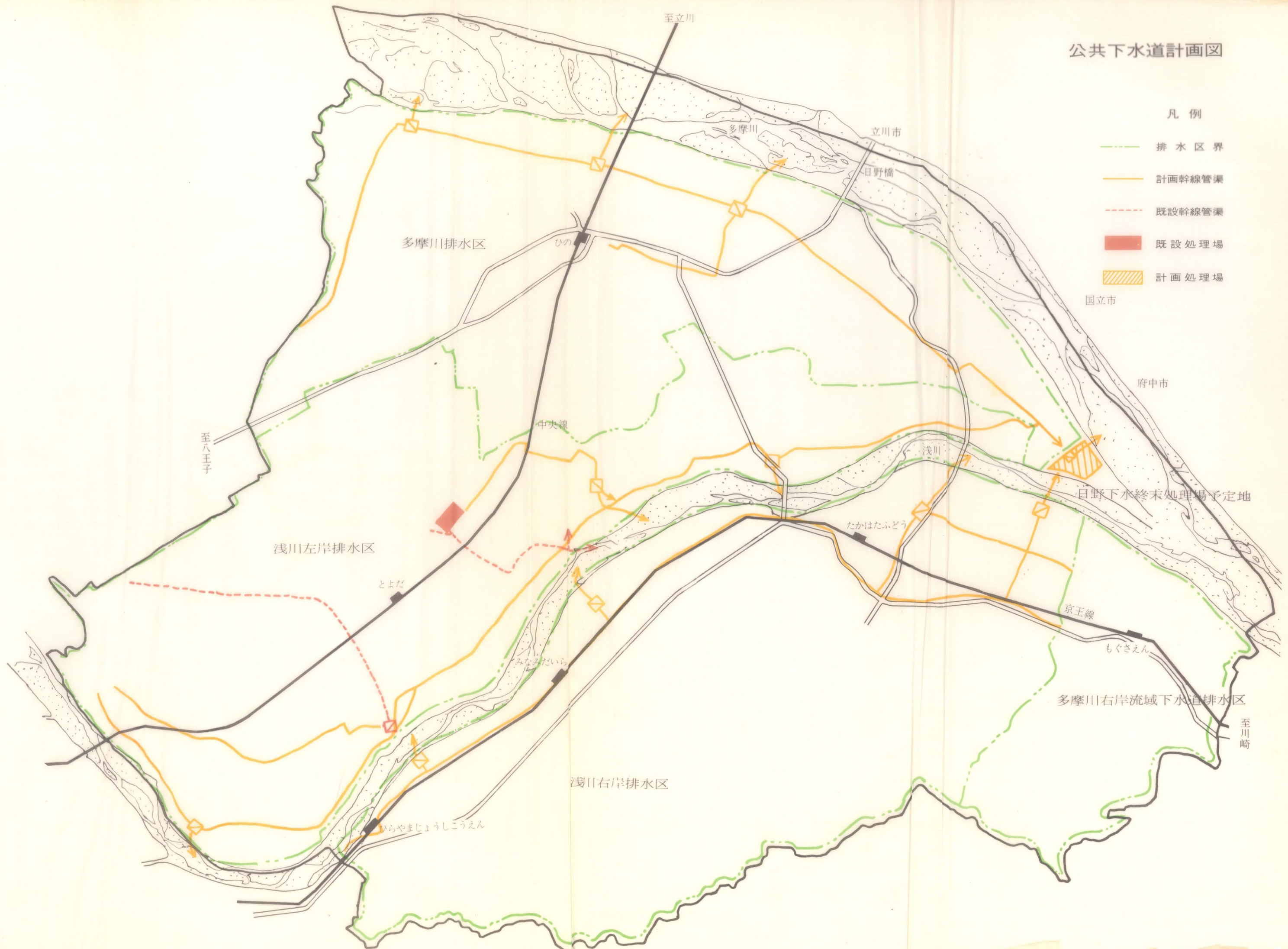
公共下水道計画図

凡 例

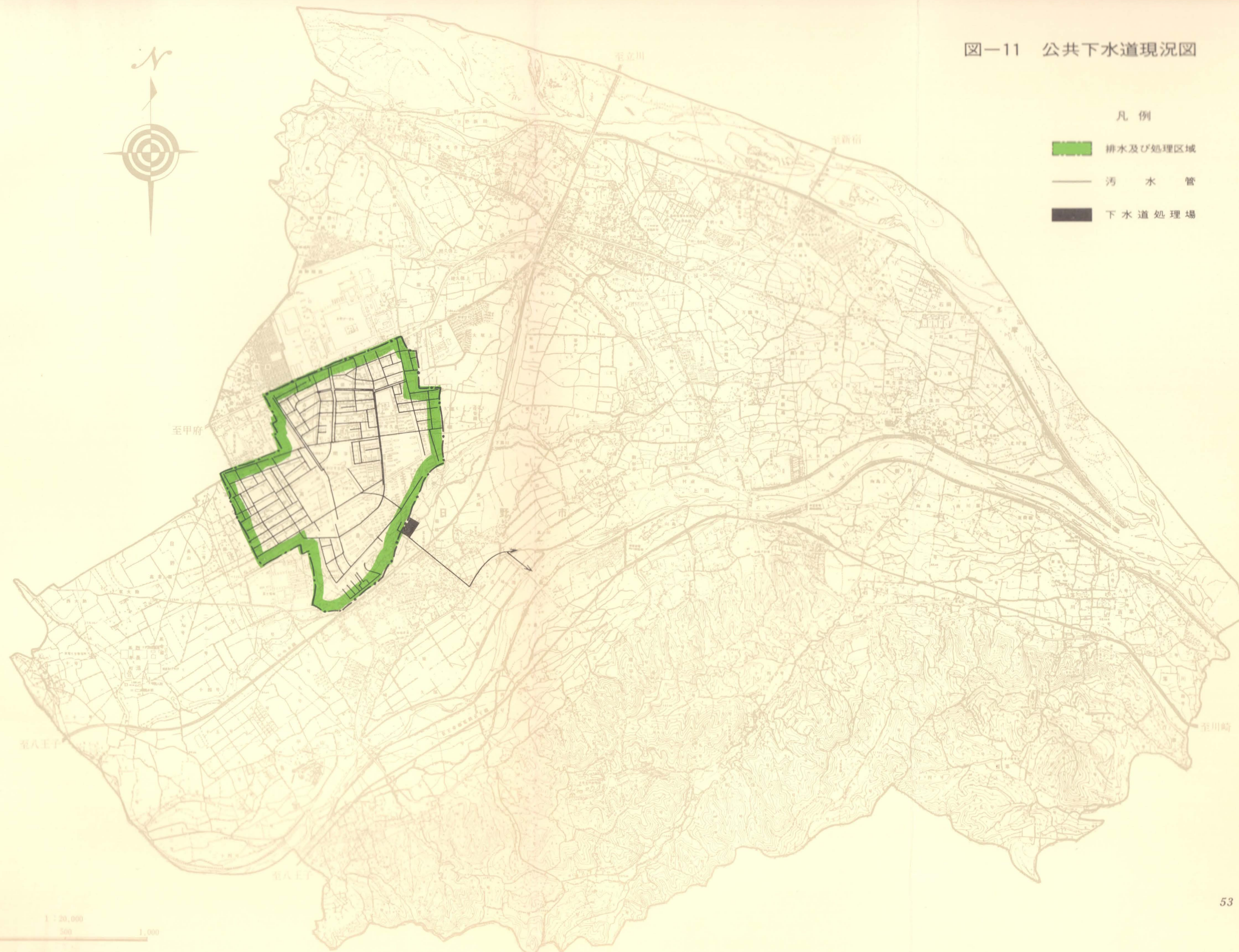
- Legend:

 - 排水区界 (Drainage Area Boundary): Represented by a dashed green line.
 - 計画幹線管渠 (Planned Main Sewerage): Represented by a solid orange line.
 - 既設幹線管渠 (Existing Main Sewerage): Represented by a dashed red line.
 - 既設処理場 (Existing Treatment Plant): Represented by a solid red rectangle.
 - 計画処理場 (Planned Treatment Plant): Represented by a hatched orange rectangle.

国立市



図一11 公共下水道現況図



公共下水道計画図

凡例

- 排水区域界
- 計画幹線管渠
- 既設幹線管渠
- 既設処理場
- 計画処理場

国立市

府中市

日野下水終末処理場予定地

京王線

もぐさえん

多摩川右岸流域下水道排水区

至川崎

浅川右岸排水区

ひらやまじょうこうえん

浅川左岸排水区

とよた

中央線

たかはたふどう

浅川

多摩川排水区

至立川

立川市

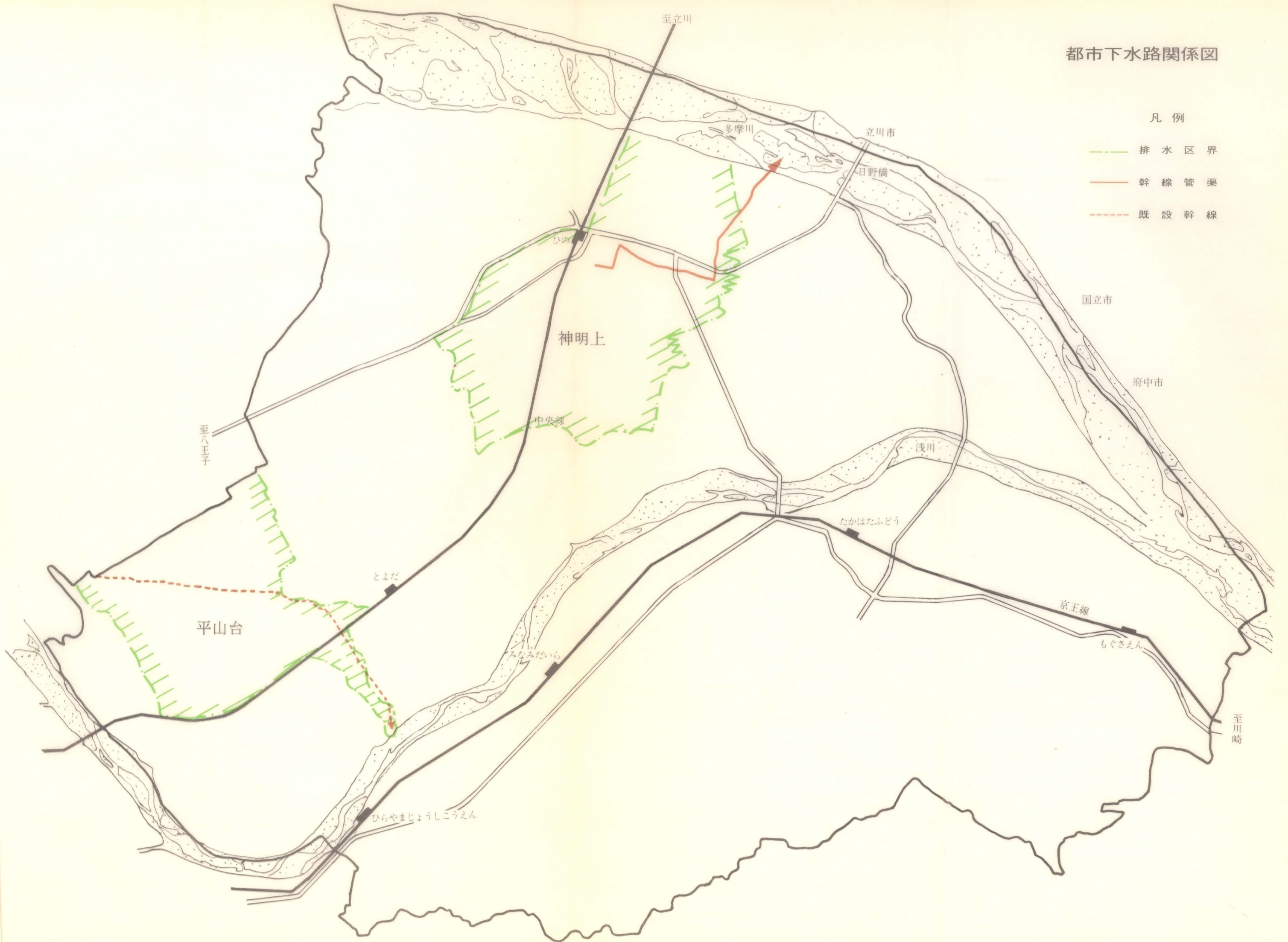
日野橋

至八王子

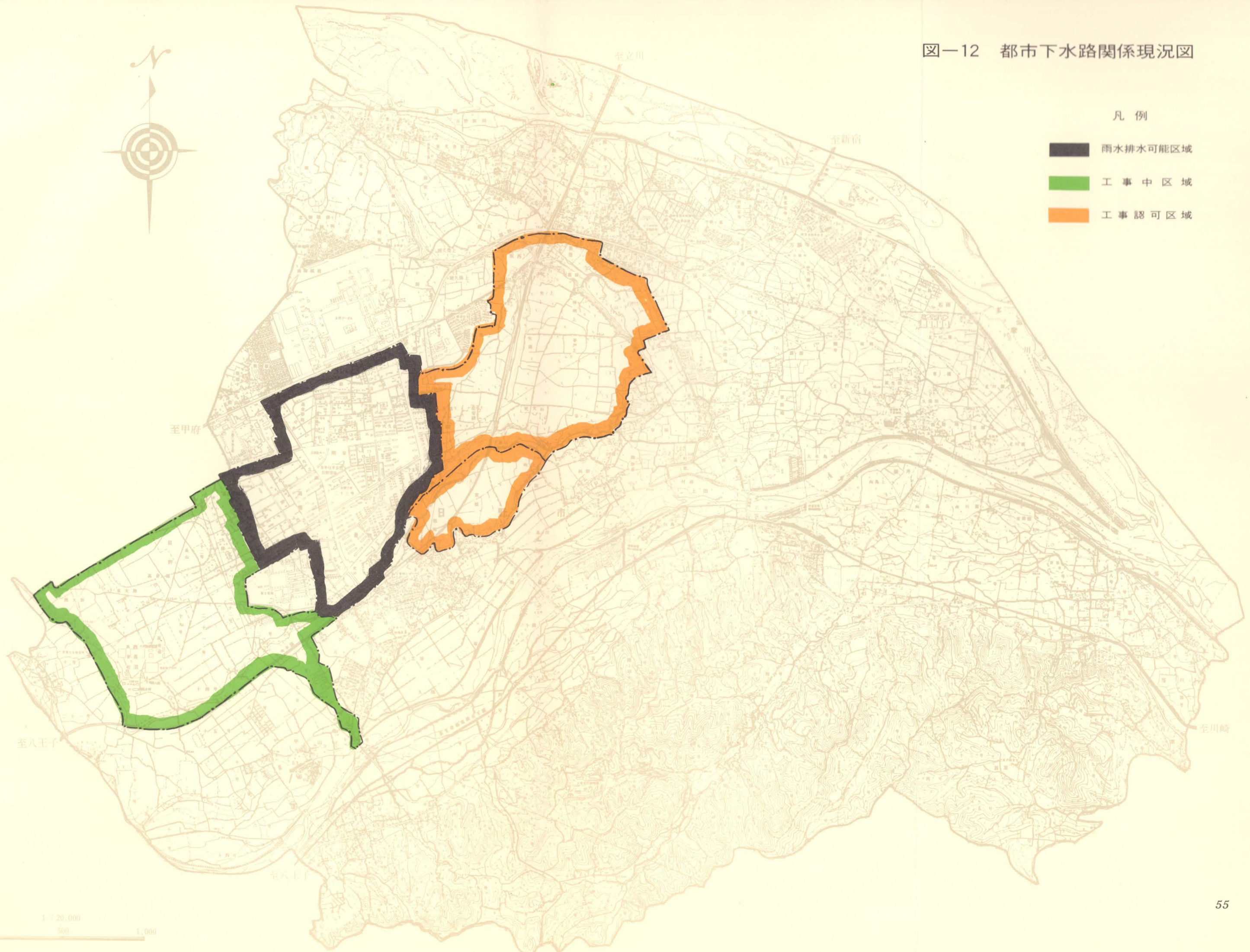
都市下水路関係図

凡 例

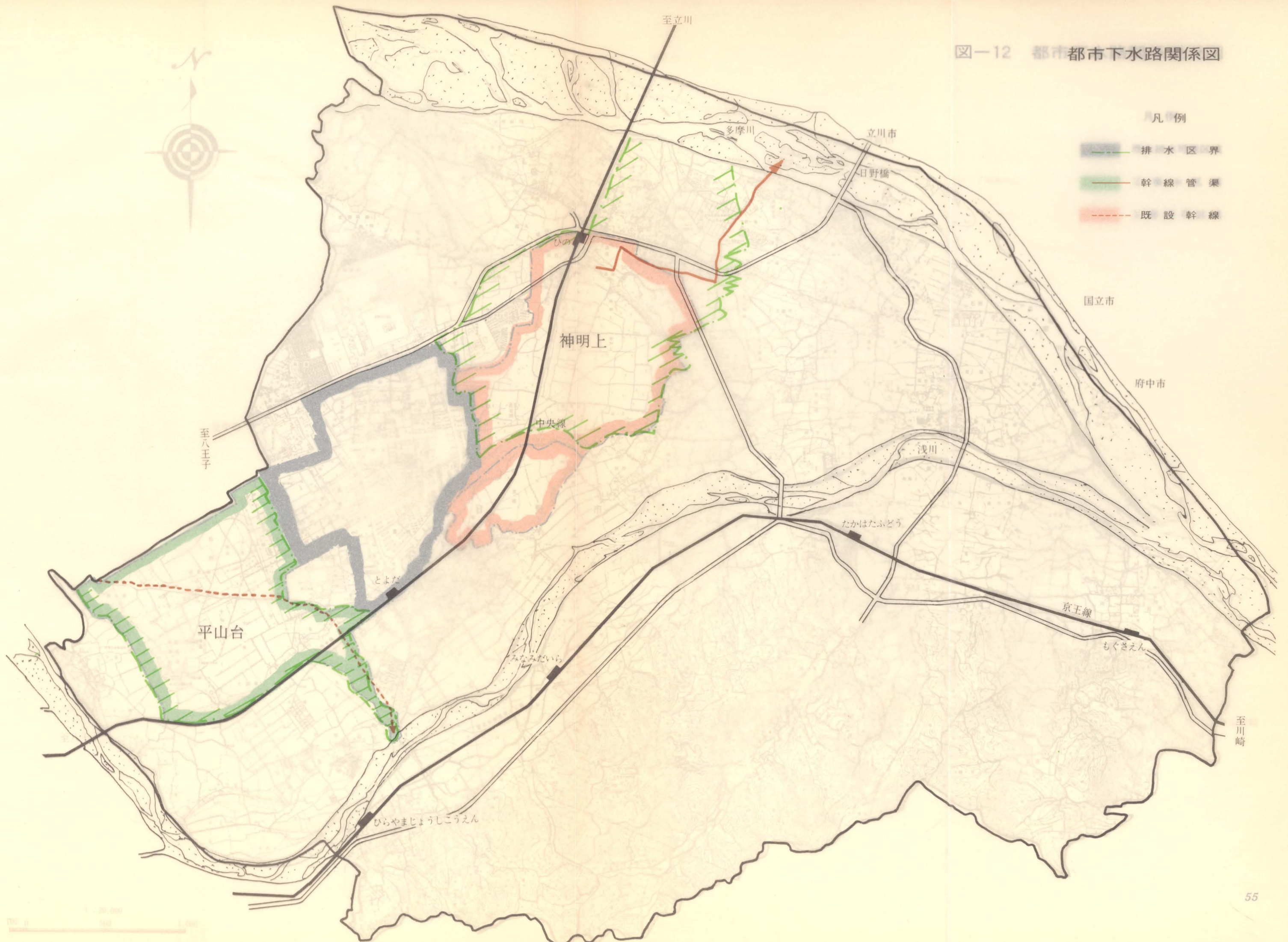
- 排水区界
- 幹線管渠
- 既設幹線



図一12 都市下水路関係現況図



図一12 都市下水路関係図



⑥ 終末処理場及びポンプ場

処理場位置は、地勢上から多摩川と浅川の合流点付近とし、活性汚泥法等による高級処理とする。

浅川右岸排水区については、処理場の対岸付近にポンプを設け、処理場にポンプ圧送する。

⑦ 目標年次における計画

公共下水道は目標年次における人口20万人に対し、汚水処理人口を8万人とし、このうち、多摩平及び自己処理による団地が約4万人みこまれるので、残り4万人に対する公共下水道を次のように実施したい。

計画汚水量は、1日1人380ℓ（時間最大1人570ℓ）とし、降雨量は頻度5～10年、流出係数は40～50%とする。処理場は現在のし尿処理場に隣接する位置とし、処理能力は4万人分の施設とし、下水管については、昭和44年から49年に予定されている万願寺区画整理事業により、同地区の下水管を整備し、なお、別に施行する神明上土地区画整理事業による都市下水路を公共下水路にきりかえるため、仲田区画整理地区内の主管を一本、単独事業として施行したい。

都市下水路は、現に施行中である平山台土地区画整理地区の都市下水路を予定通り完成し、神明上土地区画整理地区の都市下水路を施行したい。（図112-参）

5 清 掃

清掃事業は、日々排出される汚物をすみやかに、衛生的に収集処分し、生活環境を清潔にし、市民生活の向上をはかることを目的としている。

近年、都市化にともない汚物の質及び量が変化している。したがって、これに伴う収集形態や処分方式の改善が必要となっている。

(1) 現況と課題

① し尿処理

し尿処理の最終目標は、公共下水道の完備にあるが、その早期実現は容易でなく、それまでの処理をいかに衛生的、効率的に行なうかが重要な課題である。

収集運搬業務は、清掃法で定められているように、市町村の義務であるが、経済性等により、公共的な公社体制による組織に委託することが考えられる。

収集車は、バキューム車で、車輻には脱臭装置を取り付け、定日収集を原則にするなどの問題がある。

一方、浄化槽より生ずる汚物の処理は、資格を有する業者への許可方式を取り入れなければならない。

処理方法は、現在、加温式消化方法で、終末処理場において処理されているが、人口増により今後、処理施設の増設を行ない、約12万人分を対象とした施設としなければならない。

② ごみ処理

ごみの排出量はその地域の生活水準をあらわすと言われ、都市化する今日、今後さらに排出量は増大し、ごみ質も変化するものと予想され、この処理は、し尿処理同様大きな問題である。収集運搬業務は、し尿と同様に委託方式が考えられ、その内容も改善しなければならない。

また、公共下水道完備地域より排出されるゴミ処理については、ディスポーザー（粉碎処理機）の検討も必要となる。

(2) 事業計画

① し尿処理関係

収集は、委託とし、脱臭装置付バキューム車により行なう。

定日収集を原則として20日～25日間隔で全車輛を計画的に巡回させる。

また、交量事情などを考慮し、作業能率の低下をふせぐため、積極的な方策を講ずる。

また、料金徴収も委託とする。一方、浄化槽清掃許可も法人組織団体等に許可する方針とする。

処理方法については、施設規模を141kℓ/日の消化方式とし、日曜作業等も考慮し、1日分の貯留槽を設けるとともに、機械化をはかり、環境整備を行なう。今後の増設については、できるだけさけ、関連施設の改良を行ない、その効率化をはかる。施設運営のうち、維持管理および監督指導は市職員があたり、直接の作業は委託で行なう。

増設工事は、43年度において完成をはかる。

さらに浄化槽汚泥処理は27kℓ/日の施設を主として稼働させ、効率的な運営をはかる。

表-13 し尿処理施設計画

区分 年度	方式	規模	処理能力	人口推計	収集人口	備 考
現有施設	消化槽	27kℓ 54	kℓ 81	人 80,000	人 55,000	多摩平下水道処理場による処理及び団地のコミュニティプラント浄化槽処理によるものがある。
42～43 (増設)	消化槽	60	60 141	200,000	120,000	若干の施設不足については、改修、消化促進剤等により補う。

表-14 増設計画の年度別財源内訳

区分 年度	総事業費	国庫支出金	都支出金	起 債	一般財源	備 考
42	31,000千円	7,000千円	9,000千円	12,000千円	3,000千円	見込額による
43	78,850	19,500	21,000	20,000	18,350	
計	109,850	26,500	30,000	32,000	21,350	

また、コミュニティプラント（小規模し尿処理施設）は、500戸以上の団地については、施行業者への義務づけを考慮し、100戸以上～500戸未満の場合には設置するよう積極的に指導する。また、維持管理については、公共下水道の完備するまで設置者に管理させる。

なお、公共下水道の完了後は速かに接続させ、市の下水道終末処理場にて処理する方針である。

② ごみ処理関係

収集方法は、能率的に処理するため、ポリバケツよりダストボックスに順次きりかえ、現在と同様、週3回の定日収集とし、危険物も同様のダストボックスを設置する。

また、高層アパート群については、ダストシュートとダストボックスを併用し、その収集はし尿と同様に委託とし、市は清掃指導員による指導監督体制を確立する。

また、収集内容の改善としては、最近における交通量の増加に対処するため、早朝あるいは夜間収集を実施する等、収集時間の調整をはかり、能率的な作業を行なう。

処分方法は、主体となる可燃物を全量機械炉にて24時間稼働により処分する。

なお、不燃物類については、今後、不用電化製品等、スクラップ類の増大が予想されるが、質源の再活用をできるだけはかり、さらに残るものについては焼却灰とともに埋立処分とする。

以上により、下表のようにごみ焼却施設の建設計画を立てるとともに、用地を確保し、埋立処理を行なう。

表-15 ごみ処理施設建設計画

区分 年度	方 式	規 模	稼働時間	処理能力	人口推計	排出量 (可燃物)	備 考
現有施設	固定炉	15	8	30	80,000	40	固定炉は43年度当初に取りこわしを終った。排出量が処理能力を上廻る分については埋立処理を行っている
	半機械炉	30	8				
43～44 増設 第一期工事	機械炉	40	10	50	110,000	70	半機械炉の能力は約 $\frac{2}{3}$ に減ずるものとみる。機械炉で2時間の延長作業により補う。
				70			
46～47 増設 第二期工事	機械炉	40	12	60	155,000	120	機械炉2基で夫々4時間の延長作業により処理する。
				120			
51～52 (2交代制)			16	120	200,000	160	
				160			

6 公園緑地

(1) 現 況

本市には、25カ所の公園と4カ所の緑地が都市計画決定されているが、その大半は未だ施設がほどこされておらず、その位置面積とも必ずしも適正とは言えないので、再検討の必要がある。

(2) 計 画

① 都市計画決定公園緑地

位置面積に対して再検討してゆきたい。

② 施設の整備

公園としての単独事業及び区画整理事業により整備する。団地造成者には公園緑地を整備するよう指導してゆく。

③ 児童遊園地

区画整理、団地造成その他により、できるだけ確保するように努める。

(3) 目標年次における計画

計画公園緑地の整備は、区画整理事業または団地造成によるものとし、必要を生じた場合は単独施行を行なう。

多摩平などの既設施設に対しては一層整備してゆく。

児童遊園地についても同様整備してゆきたい。

第3節 産業の振興

1 概況と振興目標

本市産業の中核は、いうまでもなく第二次産業である工業および第一次産業の農業であり、その隆盛とともに本市は発展してきた。旺盛な生産活動は地域を潤すと同時に市経済におよぼすところが大きく、また農業、工業の発展とともに近時、商業の発展も漸次みられるにいたつた。しかし、現在農業においては都市的発展による農業生産環境あるいは基盤の変化によりその成長は伸びなやみ、また工業においても50人未満の従業員による企業が66%を占め、構造的な脆弱さが目立つと同時に企業基盤の整備が大きな課題となっている。市内産業の概況は次のとおりである。

表-16 市内産業調べ

(昭和40年)

区 分	経 営 数	就 業 人 口	構 成 比	粗 生 産 額	構 成 比
農 業	1,000 ^件	1,208 ^人	6 [%]	416 ^{百万円}	05 [%]
工 業	151(77)	18,157 (871)	86(4)	75682	948
商 業	704	1,608	8	3,793	4.7
計	1851	20,973	100	79891	100

注 () 内は建設業

産業振興の目標は市民生活を豊かな快適なものにすることにある。市のもつ地理的、歴史的な諸条件を基盤に広域的な視野にたつて、市の置かれている位置のもとにその使命に応じた諸機能の整備充実をはかり、近代的産業を開発して行かなければならない。

(1) 農 業

農業について見ると粗生産額の全産業に占める割合はきわめて低いが、面積的には農地、山林で市域の約45%を占めており、今後の都市開発にあたりその計画的利用により農業の成立を可能ならしめるよう考えるべきである。農業就業者が次第に減少し兼業農家が漸増している傾向のなかにあつて、専門化を目ざす自立志向農家の企業化を促進しなければならない。従つて農業の企業化、生産性の向上、農地の流通、経営改善、設備投資等強力な指導と援助を推進する必要がある。

(2) 工 業

本市工業は、電気、機械、化学等による内陸的な工業が発達し、堅調な伸展を示しているが、従業員300人未満の中小企業が86%を占めこれらの従業員一人あたりの生産額においては大企業の二分の一もしくは三分の一程度である。

大企業における経営は順調な発展を続けるものと思われるが、特に雇用促進に対する適正な援助によりさらにその振興をはかる必要がある。

中小企業については、企業構造のうえから安定性を欠くので常に経営改善と企業合理化、ならびに資金の融資、あつ旋、雇用促進等につき広汎な指導育成をはからなければ

ばならない。

表-17 規模別工場数・従業者数・生産額調べ (昭和40年)

	工場数		従業者数		生産額		従業者1人当り生産額
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
総数	74社		17,286人		75,682		
3人以下	5社	7%	12人	1%	百万円7	1%	千円583
4～9	15	20	98	1	127	1	1,295
10～19	14	19	186	1	405	1	2,177
20～29	7	9	160	1	361	1	2,256
30～49	8	11	281	2	452	1	1,608
50～99	8	11	553	3	943	1	1,705
100～199	6	8	783	5	1,394	2	1,780
200～299	1	1	X	—	X	—	—
300～499	4	5	1532	9	6,145	8	4,011
500～999	2	3	X	—	X	—	—
1,000人以上	4	6	12,206	71	61,790	82	5,062

注……Xは不詳

(3) 商業

三多摩の都市再開発によりその流通機構も変化し商業活動の拡充が予測されるが、現在における市商業はかなりたちおくれいるものと考えられる。一事業所あたり売上高をみても都区内平均の6,074万円に比して538万円と約一割相当の売上にすぎない。周辺に大都市をひかえまた都市の形態が国道沿いに発展し、中心的商業街がないこと等その原因は種々考えられる。

商業振興にあたっては交通網の整備、急激な人口の増加と生活水準の向上による購売力の増大で商業活動も著しく伸展を示すものと思われるので、周辺都市に対抗すべき商業立地の条件を都市計画と調和をとりつつ整備し、消費者購売力の市外流出を阻止し経営の合理化をはかるための指導と援助をすゝめるものとする。

2 農 業

(1) 将来と指針

本市農業は、区画整理事業にともなう工場団地の開発、住宅地の造成等により、都市的発展の圧迫をうけ、後退をよぎなくされ逐年農家数、経営規模ともに減少している。この傾向は今後も続くものと予想されるが、一方には農業への有利性もあり、その成立を可能ならしめているむきもある。高地価、高賃金に対応した高度の経営技術により高収益をおさめている事例がある。都市近郊農業として、旺盛な営農意欲と資本の充実、高度の技術開発、消費動向にあわせた選択的作目の導入によりその成立を可能ならしめ収益性の高い企業農家を育成することが重要な課題である。

表-18 農家戸数および農家人口の推移 (各年2月1日現在)

年度	区分	世帯	人口	農家戸数	農家人口	1農家あたりの人口
昭和37年		11,986 ^{世帯}	48,256 ^人	1,081 ^戸	65,151 ^人	6.0 ^人
38		13,080	51,910	1,065	62,883	5.9
39		14,612	56,880	1,036	60,442	5.8
40		16,518	61,934	1,000	57,866	5.8
41		19,471	69,523	974	56,800	5.8

表-19 農地面積の推移 (各年2月1日現在)

年度	区分	総面積	内訳			
			田	普通畑	樹園地	桑園
昭和37年		75,227 ^a	38,067 ^a	30,002 ^a	2,013 ^a	5,145 ^a
38		72,201	37,020	28,463	2,079	4,639
39		68,895	35,561	26,376	2,527	4,431
40		63,901	33,657	24,384	2,145	3,715
41		61,963	31,864	24,093	2,423	3,583

① 生産基盤の整備

(イ) 土地利用

宅地化による散発的な農地の蚕食は社会環境の悪化をきたすのみでなく、農地保全農業水利等に種々の影響をおよぼしさらには農業生産意欲の減退を誘発し離農に拍車をかける結果となる。今後は都市計画と農業との調整を十分はかり、将来残るであろう農地を選び農業地域として設定する必要がある。

(ロ) 農業用水

本市の農業用水は多摩川、浅川、秋川、谷地川、程久保川および山間の小水路を水源とし、14の用水路及びその他の灌漑用水路からなっているが、最近の無秩序な市街化と工場の進出によりその水質は悪化し農業用水としては適さなくなっている。そのため多摩川より引水する日野用水組合、浅川より引水する平山、高幡、百草、落川、豊田、上田、新井等各用水組合の組織は年々縮小する傾向にあり、また耕作面積の減少から利用度が少くなる反面、用水の維持管理にともなう経費は増高している。したがって今後ますます汚濁される水質ならびに引水の困難、用水費の増加等の対策として機械用水による地下利用を積極的に推進する必要がある。

② 農業経営の改善

農業振興に最も必要なことは、農業に従事するものが進んでたずさわられるような近代的農業経営への改善である。したがって所得格差の是正はもちろん労働時間の適正化、婦人の過重労働の是正、労働報酬の分配の近代化、家計費の分離等をはかり、企業農家および自立志向農家を育成しなければならない。

経営の近代化は農業後継者の育成にもつながり農協青年部活動あるいは各種農業団体の活動を通じ次代農業の担い手の育成につとめなければならない。

(2) 振 興 計 画

① 企業農家および自立志向農家の育成

農業所得で第三次産業就業者と同程度の所得をあげることができ自立経営農家を指導育成する。このため積極的な集約経営により野菜，果樹，花 および畜産をとりいれた経営形態とし，立地条件を十分活かしたかたちでこれを推進する。さらに集荷所，農家の直接販売所等流通設備および農業施設の整備，耕地交換のあつ旋，地区別栽培奨励作目の指定等を行なう。

② 機械化および協業化の推進

本市農業の機械化は，昭和34年頃より急速にすすみ，現在農機具の普及率は耕耘機が1.5戸に1台，農業用自動車は2.2戸に1台の割合で保有されている。

表-20 農機具保有状況調べ

(昭和41年)

電動機	発動機	脱穀機	籾摺機	精米麦機	病虫害 防除機	揚水機	耕耘機 5PS以下	耕耘機 6PS以下	搾乳機	自動車	カンター	チョツパー
738	448	820	759	369	225	90	356	256	15	436	162	14

しかし，農業機械については小型機械が多く効率が低く労力の不足を十分補うまでにいたらず，今後においては労働力の不足を補い生産性の向上をはかり，併せて農業意欲減退の基因ともなっている兼業農家の遊休農地の完全利用のため地域に応じた効率的機械を導入する。このために農業協同組合の積極的な協力を求める。

③ 基盤整備の推進

農業生産基盤の整備については，農業用水路の改良改修を推進し水路の維持管理にため，開発にとまなう用水の汚染化および水源の確保に対処し機械揚水と施設の充実を強力にすすめ水田の集団化をはかる。畑地帯については土地の瘠地化が目立ち，土壤病虫害の発生も多いので土壤消毒の励行と園芸設備としての畑地灌水施設の充実をはかる。

④ 営農改善

(イ) 野 菜

生産量，気象条件，需給関係等の影響をうけ価格の変動など甚だしく経営上不安定な作目であるので見通しを十分検討のうえ拡大生産をはかる。市街地化にとまなない土地の集約化が要請されるものと考え消費者の嗜好にあわせた高級清浄野菜の生産を促成，抑制栽培等の作付期を考慮して行なうものとし目標年次までに次のような施設設置推進する。

表-21 設 置 計 画

区 分	現 況	目 標 年 次	備 考
ビニールハウス	5,331 m^2	33,000 m^2	現況のなかには42年末までの完
ファイロンハウス	0 m^2	66,000 m^2	成分もふくむ。

(ロ) 果 樹

農業経営規模の減少のなかで，果樹は経営拡大が見込まれるが，労力の不足が予想される。

したぎつて省力化をはかるため無袋栽培の奨励，防除器具の導入と出荷改善を促進す

る。また地域観光の開発にあわせて観光果樹の宣伝につとめるとともに駐車場の整備を推進する。

(イ) 花 卉

消費量の増大が期待される作目の一つであり鮮度が維持できる種類に限定し鉢物、切花類を栽培し花卉団地の形成を推進する。特に先進地の技術導入により経営の安定をはかる。施設計画は下表のとおりである。

表-22 設 置 計 画

区 分	現 況	目 標 年 次	備 考
温 室	660㎡	3,300㎡	現況のなかには42年度末までの
ファイロン温室	825㎡	16,500㎡	完成分もふくむ。

(ニ) 畜 産

本市の畜産は今後ふん尿処理対策、家畜伝染病対策の改善をはかりつゝ多頭羽飼育、協業化等施設の充実措置を講ずる。

⑤ 農 業 団 体 等

(イ) 農 業 委 員 会

農業委員会は、地域農民の利益代表機関として法律にもとづき設置されており活発な活動を行なっているが、特に近郊農業の将来計画については慎重な検討を続けているので、市としては積極的な建議を期待するとともに必要な措置を講ずる。

(ロ) 農 業 協 同 組 合

農協が農業近代化、農業振興にはたす役割は非常に大きい。現在市内に2農協がありこれらの強化のため合併を期待し事業の拡大充実により、農家に対する営農指導の強化をはかり農家の要望に応えうる信用度の高い組合となるよう推進する。

(ハ) 業 種 別 組 合

経営の改善、品種の改良、技術の向上等農業開発の中止的役割をはたす最も身近な組織であり、地域農業振興の拠点とも言うべきものである。本組織の強化とこれを通して後継者の育成、自立志向農家の経営を推進する。

⑥ 農 業 災 害 補 償

自然災害に加えて、都市化による人為的な災害の発生により各種農作物の被害は年々増加の傾向にある。従つて責任共済作目はもちろんのこと作付の大きい果樹等の任意補償制度を確立する。

3 工 業

(1) 将 来 と 指 針

工業は本市の主要産業であり、大企業は生産額、施設、規模等も比較的大きいがその数は少ない。中小企業は大企業をとりまく下請的企業の多いことが特徴である。特に零細企業が多い。こうした経済の二重構造、あるいは小規模経営のため金融情勢の影響を受けやすく、金融の円滑を欠くことが設備の近代化を遅れさせ、生産性を低下させる原因となつている。また、労働条件についても大企業に比して漸次改善されているが、まだ多分に改善の余地を残している。推移の状況は下表のとおりである。

表-23 工業の推移調べ

区分 年次	工場数		従業者数		製造品出荷額	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
昭和36年	54 ^社	100	13,573 ^人	100	47,575 ^{万円}	100
37	56	104	13,772	101	52,455	110
38	75	139	14,885	110	54,897	115
39	72	133	17,097	126	63,578	134
40	74	137	17,286	127	75,682	159
41	77	143	17,392	128	—	—

今後は国都の中小企業近代化の諸施策にあわせた設備改善のための資金の融通、技術革新に対応する技術指導の強化、さらに中小企業組織の育成をはからなければならない。

(2) 計画

① 設備の近代化

中小企業信用保証法による債務保障制度の活用、中小企業近代化法に基づく設備資金運転資金等融資の充実、小口事業資金の利用等金融の円滑化を通じて設備の改善、近代化を推進する。

② 技術の向上と近代的経営の管理の導入

工業技術の進歩の著しいなかであり、中小企業の生産性の低いことは技術的後進性によることが少くない。したがって事業所内訓練所を開発し、業種の特性に応じた技術の向上、発展をはかり中小企業診断制度を活用し、経営の合理化につとめる。

③ 労働力の確保

中小企業の経営問題のなかで、労働力の確保は大きな課題であり、企業の発展に伴い労働力の不足はより一層深刻化すると予想されるので、事業所内職業訓練所においては、技術訓練はもとより従業員の一般教養を高め人的能力の開発と定着化をはかり、さらに福利厚生の実施のため厚生設備の整備と拡充につとめる。また、職業訓練所、公共職業安定所、市内中学校及び会社、事業所等と緊密な連けいのもとに、雇用対策連絡協議会を設置し、労働力の充足のための措置を講ずる。

④ 中小企業組織等の育成

中小企業は低い技術設備のもとに労働集約生産され、大企業との生産格差を大きくし、労働力の確保にも困難をきたしている。したがって経営の共同化、協業化が必要であり、業種別、業態別組織の育成、既成組合の強化を積極的にすすめる。

また、商工会の中小企業振興にはたす役割の重大性にかんがみ、つねに密接な連けいを保ちながら、商工会自らの発展を期待するとともに育成の措置を講ずる。

4 商業

(1) 将来と指針

今日、東京は巨大都市化し、その機能はきわめて複雑となり、総合発展の裏には大気汚染、騒音等、公害として、種々弊害があらわれている。今後においては都心にある現-在の諸機能が分散配置され、一つの「核」中止から「多心型」となり、三多摩を中心と

して新たな流通圏が形成され、生産、流通、消費の変化をもたらすものと推測される。

また、最近における消費動向の変化は、流通、構造変革をより早く要請し 商業経済に及ぼす影響も大きいと思われる。

本市は、立川市、八王子市、府中市等の経済圏にかこまれているので商業の自立発展は仲々困難なものがあるが、工業団地の完成、住宅団地の進出等による消費の増大、所得の向上などを要因に前途は明るい。

規模別商店数等は下表のとおりである。

表-24 規模別商店数、従業者数販売額調べ (昭和39年度)

区 分 規 模 別	商 店 数		従 業 者 数		年 間 販 売 額	1 商 店 当 り 販 売 額
	実 数	比 率	実 数	比 率		
総 数	501	100%	1,502人	100%	3,793 ^{百万円}	7,570 ^{千円}
1～2人	318	63.4	495	33	996	3,037
3～4	117	23.4	389	25.9	890	7,607
5～9	48	9.6	296	19.7	667	13,895
10～19	14	2.8	178	11.9	623	44,500
20人以上	4	0.8	144	9.5	647	161,750

(2) 振 興 計 画

商業振興にあたっては、拡大してゆく市街地の需要に応じ日常品を中心とした店舗および適正な新商店街の建設育成をはかり、新市街地にふさわしい防災街区造成事業、中高層店舗併用住宅等における共同店舗の指導を推進し、同時に商業自体における企業化協業化による経営の合理化を指導し、業種別組合組織の育成強化をはかり、経営の安定向上に資するものとする。また、労働力不足に対処するため、従業員の福利厚生施設の充実等をはかる。

① 商業環境の整備

経済活動の能率化と市民の消費生活の利便をはかるため、商業的な建築物を集中し、商店街の美化等整備を行ない、都市計画と調和した商業地域の育成につとめる。特に住宅地を背景として発展する駅前、駅周辺の商店街については、歩道、歩廊および駐車場の整備に重点をおき、客の滞留する施設整備をはかり、さらに買物センターの造成も推進する。

② 設備の近代化

設備の改善を行ない、魅力に富む親しみやすい店舗の育成につとめ、近代的なデザインによる楽しい買物の場となるよう指導、推進する。

③ 金融の円滑化

資金需要は年々増加し、大企業に比して信用度が低く、経済基盤が弱い中小企業は景気の変動、金融政策に影響を受けやすいので、都および国の資金制度の周知を図ると共に市における貸付制度の利用を促進する。

④ 経済の体質改善

経済の伸展、消費の向上は消費動向に変化をもたらし、強大な需要を生ずることはあきらかであるが、各商店の経営内容においては、必ずしもこれに対処しうる態勢ではな

く、家族的、地縁的つながりをもつ消費者に依存し、改善の意欲にとぼしいむきがある。経営経営のタイプを農村型から都市型に脱皮せしめるため次の事項の推進につとめる。

- (イ) 経営方針を確立しまた経営者の能力開発をはかる。
- (ロ) 生業的性格が強いため自己資本中心であり、保守性が強いが時代の進展に即応した転換をはかる。
- (ハ) 法人組織に改組する。
- (ニ) 店舗の改造，改善を積極的に推進し近代化をはかる。

⑤ 商店街の組織強化

商店街団体は、いずれも親睦会的、連合会的なものであり、街路灯の建設，歳末，中元の売り出し，無尽の会，視察旅行などの活動をしているが，今後は積極的な商店街の環境整備，商店会運営につとめるよう指導し，また未組織商店の組織化を推進し，さらに商店連合会，協同組合等への積極的参加を促進する。

5 観 光

(1) 現況の課題

市の北部に多摩川，中央部には浅川が流れ，その南には多摩丘陵自然公園があり，広く都民の観光地として親しまれ，また，昭和33年に多摩動物公園が開園され，百草園高幡不動，平山城址公園等一連の観光地として脚光をあびている。

しかし，最近丘陵は住宅化として開発がすすめられ，観光価値がそこなわれ，その保全につとめる必要がある。

(2) 計 画

① 観光宣伝活動の強化

市内を国鉄及び私鉄が横断し，観光に大きな役割をはたしており，国鉄，私鉄当局と密接な連けいのもとに宣伝活動を強化する。

さらに観光協会の充実強化をはかり，ポスター，パンフレットの配布および観光展覧会の開催等積極的な活動を行ない「観光日野」の宣伝紹介につとめる。

② 施設の整備

自然を求めて散策の場として親しまれている，ハイキングコースの補修，道標の設置等の整備に努める。また，観光客の利便のため，宿泊施設を考慮する。

凡 例

 中 央 線

 京 王 帝 都 電 鉄

 ハイキングコース

第4節 教育文化の振興と市民生活の向上

1 教育文化

(1) 学校教育

① 幼児教育

(イ) 現況と課題

幼児教育は義務教育就学前における重要な役割を果し、特に義務教育と関連した基礎的な素地を養うものとして市民の間にその必要性が強く認識され、また、近年社会経済の発展にともないますますその傾向は強くなるものと予想される。

本市における幼児教育は数年前までは約70%が保育所において行なわれてきたが、最近は幼稚園の就園率は保育所のそれをしのぐすう勢を示している。

現在では幼稚園が11園、保育所が7カ所あり、幼児教育は年々拡充され、幼児の就園率は5才児においては97%の高率を示し、4才児についても68%となり、今後、幼児数の増加について対処しなければならない。

表-25 幼児教育対象児の現況

(昭和42年)

区 分 \ 年 令	5 才	4 才	3 才
対 象 児 童	1,355	1,504	1,574
総人口に対する割合(%)	1.8	2.0	2.1

表-26 在園児の研究と就園率

幼稚園

(昭和42年)

内 容 区分	施設数	定 員	5 才		4 才		3 才	
			人	率	人	率	人	率
公 立	3	560	403	31	163	16	0	0
民 間	6	820	332	25	401	39	39	24
計	9	1,380	735	56	564	55	39	24
対象児に対する就園率(%)			54.2		37.5		2.5	

注) 各才の率は保育所在園児との構成比である。

保 育 所			(昭 和 4 2 年)							
区分	施設数	定 員	5 才		4 才		3 才		3 才未満	
			人	率	人	率	人	率	人	率
公 立	4	467	228	17	137	13	83	50	69	77
民 間	4	416	351	27	320	32	43	26	11	23
計	8	883	579	44	457	45	126	76	70	100
対象児に対する就園率(%)			42.7		30.5		7.9		1.7	

注) 各才の率は幼稚園在園児との構成比である。

市外民間施設1カ所を含む。

表-27 幼稚園在園児の現況の将来

区 分	年 次 年 令	昭 和 4 2 年 現 況				目 標 年 次			
		5才	4才	3才	計	5才	4才	3才	計
対 象 児 数		1,355	1,504	1,574	4,433	3,800	3,800	3,800	11,400
総人口に対する割合(%)		1.8	2.0	2.1	5.9	2.0	2.0	2.0	6.0
就 園 者 (希 望)		735	564	39	1,338	2,850	2,850	760	6,460

(四) 計 画

今後の幼児教育施設の設置計画としては、幼児人口の増加と、さらに一年保育から二年保育へのきりかえも考慮しなければならない。目標年次における幼児数を推計すると、4.5才児が7,600名となり、そのうち就園希望者を75%とみた場合5,700名となり、さらに3才児の就園希望者を20%とみると760名で、就園希望者は総計6,360名になるものと推計される。

施設規模定員200名として約25余の幼稚園の新設が必要となる。

その対策としては既存施設の整備をはかるとともに今後開発される地域に対しては個人または法人による幼稚園の設立誘導を積極的に推進する。

また、公立幼稚園については全市的立場より、地域的状況を考慮のうえ短期実施計画により設置し、幼児教育の振興につとめる。(保育所については社会福祉部門参照)

② 義 務 教 育

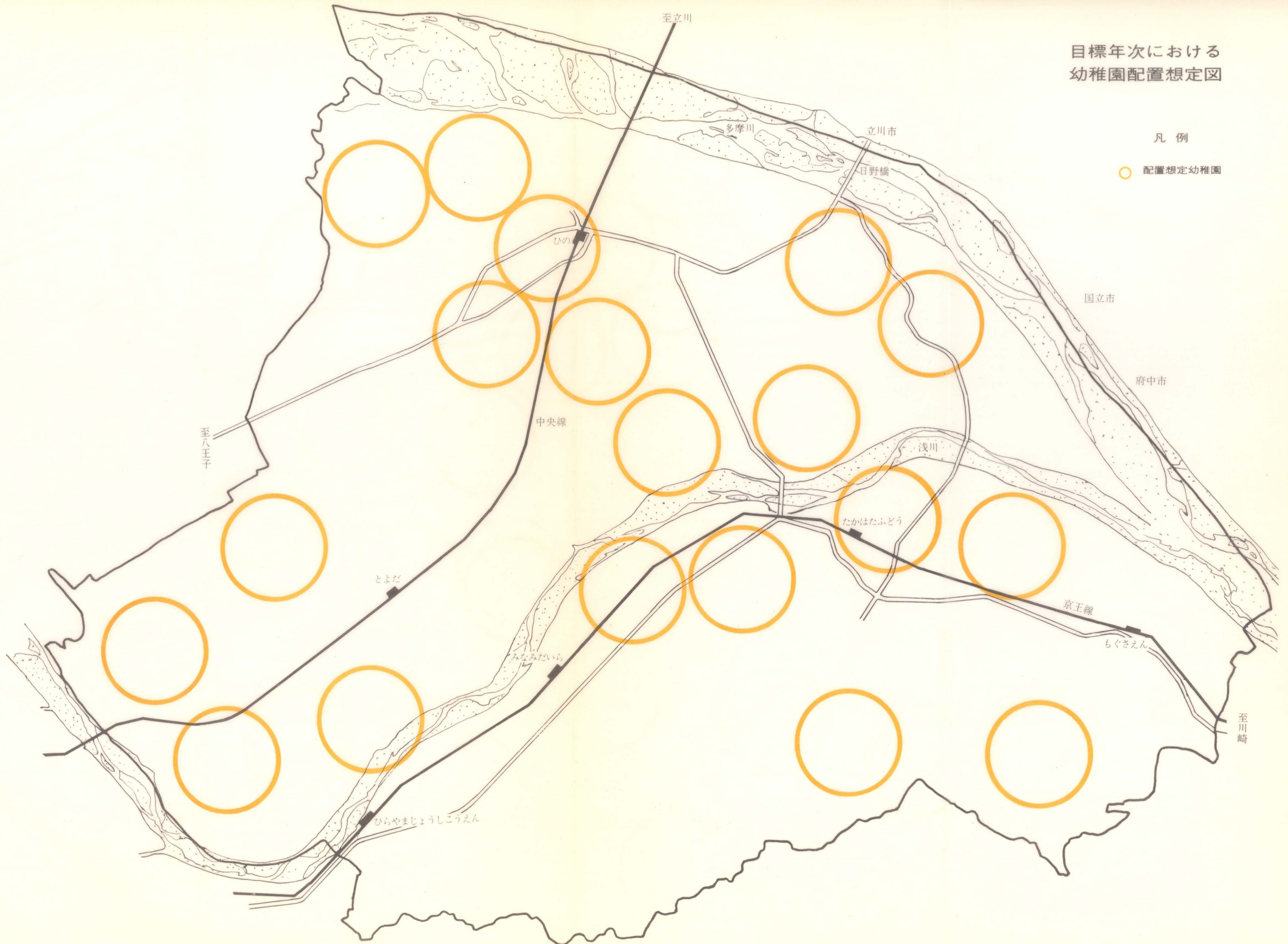
(イ) 現況と課題

本市の教育は教育基本法の理念により、児童生徒の個性を伸ばし、自主的な実践力と近代生活に必要な知識と技能を養い、健康でゆたかな教養を備えた社会人

目標年次における
幼稚園配置想定図

凡 例

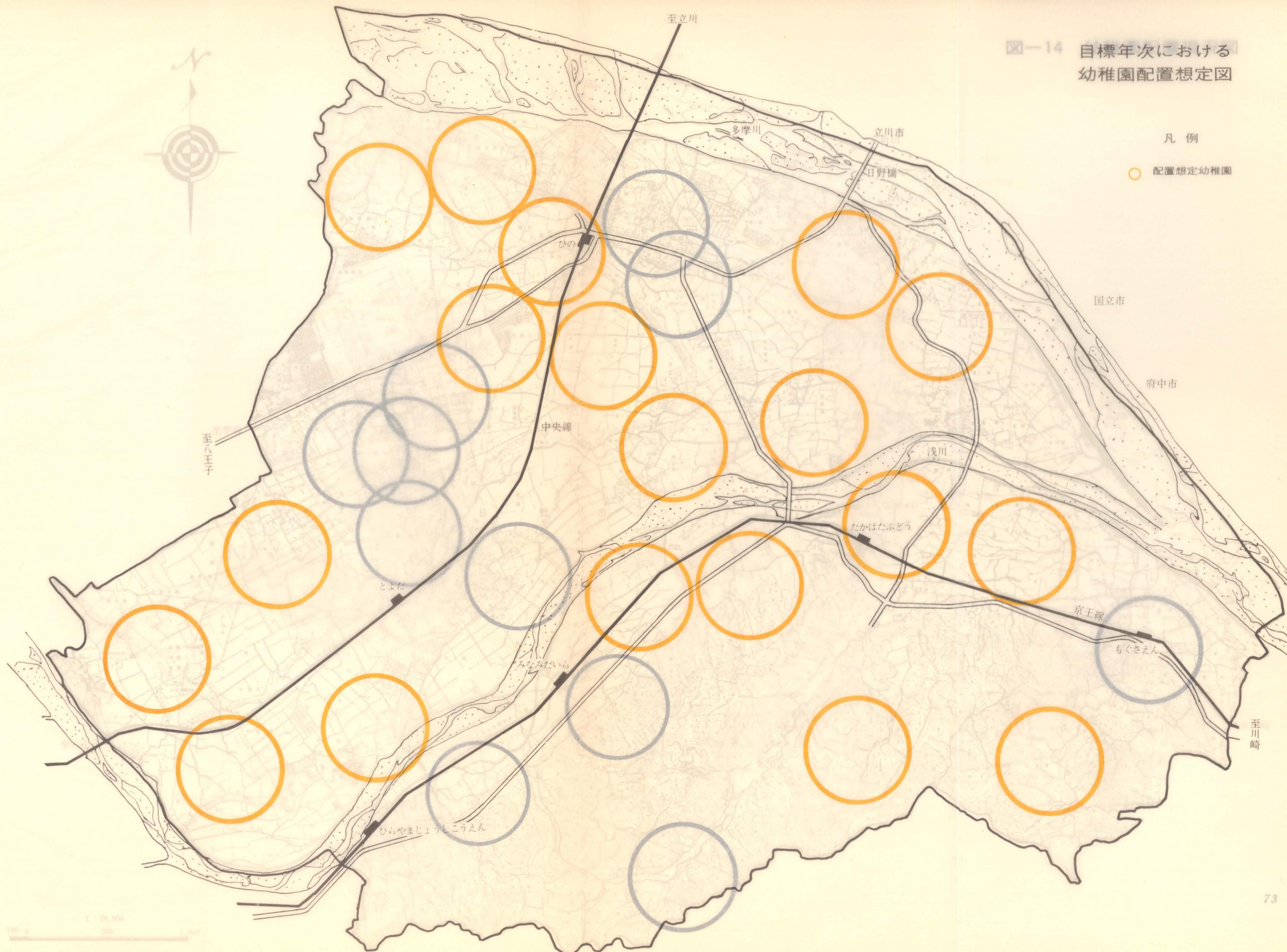
○ 配置想定幼稚園



図一14 幼稚園配置現況図



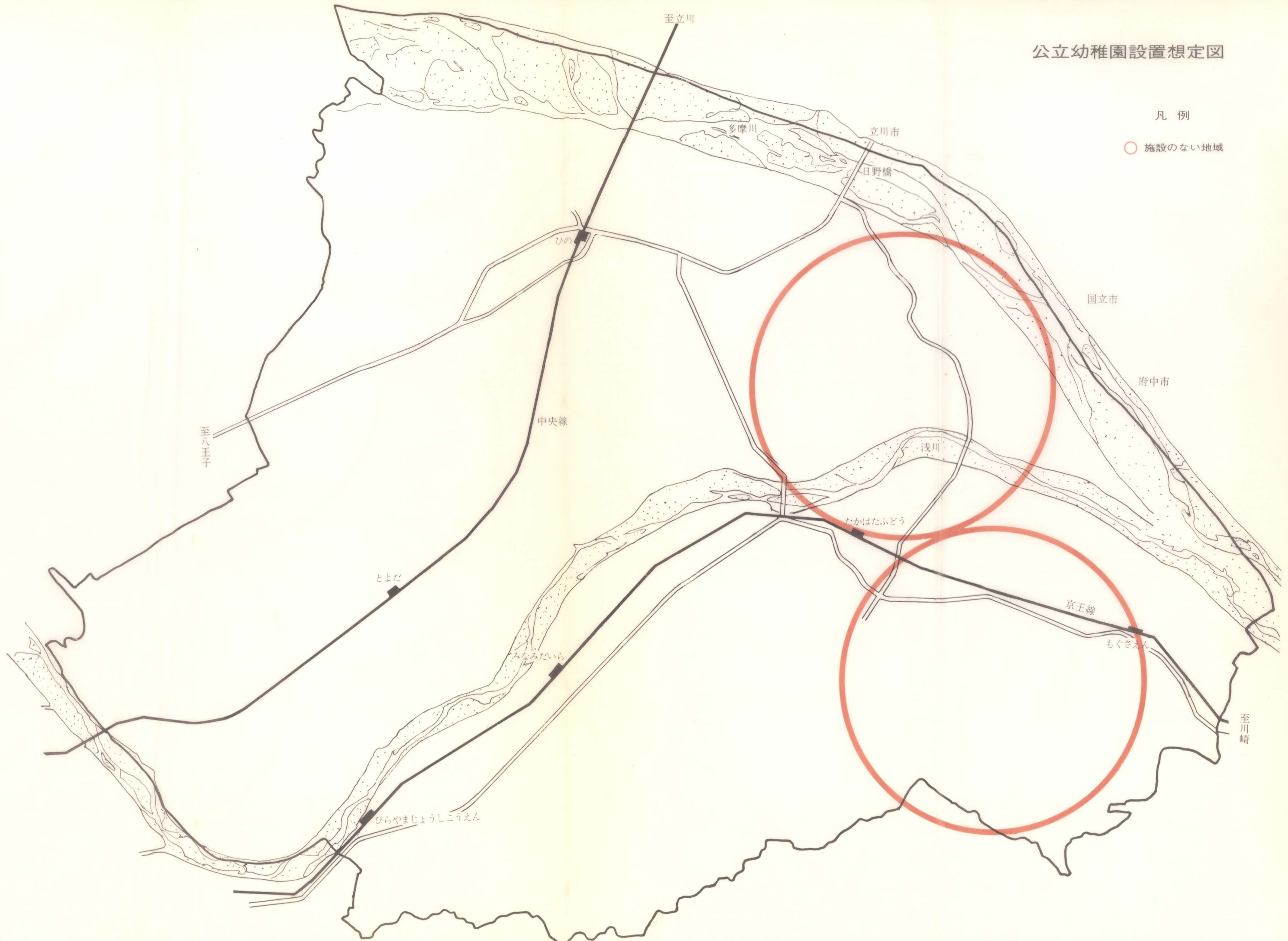
図-14 目標年次における
幼稚園配置想定図



公立幼稚園設置想定図

凡 例

○ 施設のない地域



図一15 公立幼稚園設置現況図

凡 例

○ 既 設 幼 稚 園



図一15 公立幼稚園設置想定図



の育成を目標に行なわれてきた。

学校施設は現在、小学校8校、中学校3校があり、そのほとんどが鉄筋化され、残る一部についても目下改築整備中である。また、付属施設については下表のとおりである。

表-28 学校付属施設整備状況

(昭和42年12月末)

区分 施設名	小学校(8校) 設備済学校数	中学校(3校) 設備済学校数
屋内運動場	4校	全校
プ - ル	全校	全校
給食施設	全校	

PTA による私費負担は全廃され、教育内容・教材・教具の充実、教職員の研修等につとめているが、さらに一層の整備、充実が大きな課題となっている。

(ロ) 学校施設計画

小中学校の校舎建設計画は本市の発展状況と併行して、計画的な用地の先行取得、不足教室の前向解消、学校規模の適正化、屋内運動場の整備等を行ない、新設校については付属施設を重点的に整備する。

a 小学校

小学校の建設については児童増加の状況、通学区域等を考慮し今後7校の新設が必要となる。また、既設校についても社会増状況と適正学級規模との関連で増築を行なう。これらの事業実施は短期実施計画により行なう。

表-29 推計児童数調べ

住民基本台帳による児童数(自然増を含む)	社会増児童数	合計	摘 要
11,397 人 (254)	4,719 人 (105)	16,116 人 (359)	29,674 世帯×0.159 = 4,719 人

注：1学級当り45人とした(国の基準)

()内は学級数

摘要欄の世帯数は人口推計を基にし、乗数は社会的造率である。

表-30 推計不足教室数

(昭和42年12月)

必要教室数	保有教室数	不足教室数	摘 要
359	180	179	$359 \text{ 室} \div 24 \text{ 室} = 14.96 \text{ 校}$ $14.96 \text{ 校} - 8 \text{ 校} = 6.96 \text{ 校}$

注：1校当りの学級数は24学級とした。

b 中学校

中学校の建設については、生徒増加の状況に応じ、今後2校の新設が必要となる。既存校についても社会増と適正学級規模との関連で増築を行い。これらの事業実施は短期実施計画により行なう。

表-31 推計生徒数

(昭和42年12月)

住民基本台帳による生徒数(自然増を含む)	社会増生徒数	合 計	摘 要
4,043 人 (91)	1,306 人 (30)	5,349 人 (121)	$29,674 \text{ 世帯} \times 0.044$ $= 1,306 \text{ 人}$

注：()内は学級数を示す。

1学級当り45人とした(国の基準)

摘要欄の戸数は人口推計を基にし、乗数は社会的増率である。

表-32 推計不足教室数

(昭和42年12月)

必要教室数	保有教室数	不足教室数	摘 要
121	66	55	$121 \text{ 室} \div 24 \text{ 室} = 5.04 \text{ 校}$ $5.04 \text{ 校} - 3 \text{ 校} = 2.04 \text{ 校}$

注：1校当りの学級数は24学級とした。

c 付属施設整備計画

○屋内運動場

屋内運動場は児童生徒の集団的な基本訓練、体力の増強を促進し、かつ、

実践活動を通して個性の伸長をはかり、規則を守る立派な社会人としての社会性を身につけさせる等、心身ともに健康な人間形成の場として必要なものであり、早急に未保有校の整備につとめる。

○プ ー ル

河川による水禍及び伝染病予防のため、水に対する正しい知識、体系的な水泳指導を行ない、児童生徒の皆泳と体位向上に資するため、学校新設と併行してプールを整備する。

イ) 教育内容の向上

教育内容の向上については従来よりはかりしれない努力が続けられているが、技術革新の時代といわれ、また大衆社会化、国際社会の同化の時代と言われる今日「個人の中における主体性の確立」「強固な意志をもつ人間能力の開発」「社会連帯、社会共同の意識培養」をめざし、さらに一層の努力が必要とされ、他の行政分野の長期展望とも関連させながら、その整備充実につとめなければならない。

a 研修・研究の促進

○教職員の資質の向上

教育とは人により行なわれるものであり、教育愛にもえる教師こそ本市の教育を推進するものである。教師の研修意欲を喚起し、その資質の向上に努めるものとする。そのため新任教師、女子教師、幹部教師の研修を行ない、教科領域の本質的研究を行なうとともに海外教育研究生制度についても検討する。

○教育会の設立と助成

教育を行なううえで行政の及ばない範囲については、教職員集団の自発的協力にまつ面が多い。行政と互に補いあいながら市民の信託にこたえるため教育会を組織する。

教育会は教職員の研究組織の面と福利厚生組織の面とを合体したものとし、その運営は教職員の創意くふうにより行なう。

○教育センターの設立

現在、児童・生徒・教職員・父兄の専門的科学的分野の調査研究施設がないため学校施設を使用することが多く、正しい学校運営を阻害することになるので、教職員、一般市民の質的向上に役立つ教育センターを設立する。

表-33 教育センターの機能

区 分	内 容	内 容
科 学 教 育 の 振 興	移動教室 クラブ活動 ◎小・中学科学教育センター ◎教職員の研修と研究	
教育資料の整備・活用	教育資料の活用 ◎教科書センター ◎教育資料の活用	
教育に関する教育調査・研究	◎調査研究 ◎教育の普及	
教 職 員 等 研 修	自主研修 ◎教育委員会研修	
教 育 相 談	◎臨床関係 ◎調査研究	
交 通 セ ン タ ー	安全教育	

◎印はすでに実施中であり、その開催場所を教室に求めているもの。

b 一般行政との連携

従来教育行政は関連ある行政との連携が必ずしも緊密とは言えなかった。今後、家庭教育、社会教育、図書館活動、福祉行政、交通安全対策事業等とも積極的に提携連絡し児童の健全な教育をはかるとともに教育の万全を期する。

c 教材教具の充実

教材教具については国、都でも基準の設定を急いでいたが、最近その基準ならびに整備方針があきらかにされたので、本市でも学習指導要領の要請にもとづく教育上の必要度から現場教師の専門的意見とデータにより地域性に応じた「日野市の教材教具基準」を作成中である。この完成をまち年次計画により逐次教材教具の充実をはかるものとする。

d 学校保健体育の向上

○学校給食共同調理場（給食センターの設置）

戦後学校給食が児童・生徒の体位向上にはたした役割は多大なものがある。

現在本市の小学校では5日制の完全給食をとり、中学校ではミルク給食を実施しているが、近い将来中学校も5日制完全給食実施の機運にある。

完全給食を実施するにあたっては共同調理方式の採用を検討する。

○養護学園の設置

対象児は虚弱な児童とし、そのほか偏食の矯正、過保護児の自主性養成等もこゝで行なう。

設置場所は気候温暖な海浜とし児童生徒は一年ないし数年にわたり在園し体質の改善をはかる。夏期休業中は臨海学園として使用する。

○学校保健会の設立

児童・生徒の保健上の施策はそれぞれ関係者が専門の立場で熱意を傾けている。しかしそれが総合的な力を発揮できないうらみがある。学校長、保健主事、養護教諭、内科医、歯科医、専門医、薬剤医師の糾合した力をもって学校保健の向上をはかりたい。

本市においては児童・生徒の体位は都平均より低い。この現実を重視すべきであって、各種の保健行事の振興をはかり、地域住民の関心をたかめたい。

e 特殊教育

知能の低い子供に対する施策は、一般の児童・生徒に対する施策と比べまだまだ手をつくさなければならない部分が多い。

本市の特殊教育対象者は在校生の約7%とみられているが、現在、入級者は小学校25名、中学校21名であり対象者の一割にも達していない。今後の強力な行政指導が必要であり、その方針は次のとおりである。

○特殊教育の重要性について認識を広め親の理解をはかる。

○特殊教育施設のみで一校とし、施設を整備し、特に実習室に力を入れる。

○小学部10学級、中学部5学級、高等部2学級の規模とする。

○高等部を設けたことによって実習課程が多くなるので、大半の生徒が就職への道をたどることができる。

③ 高校・大学の誘致と奨学資金について

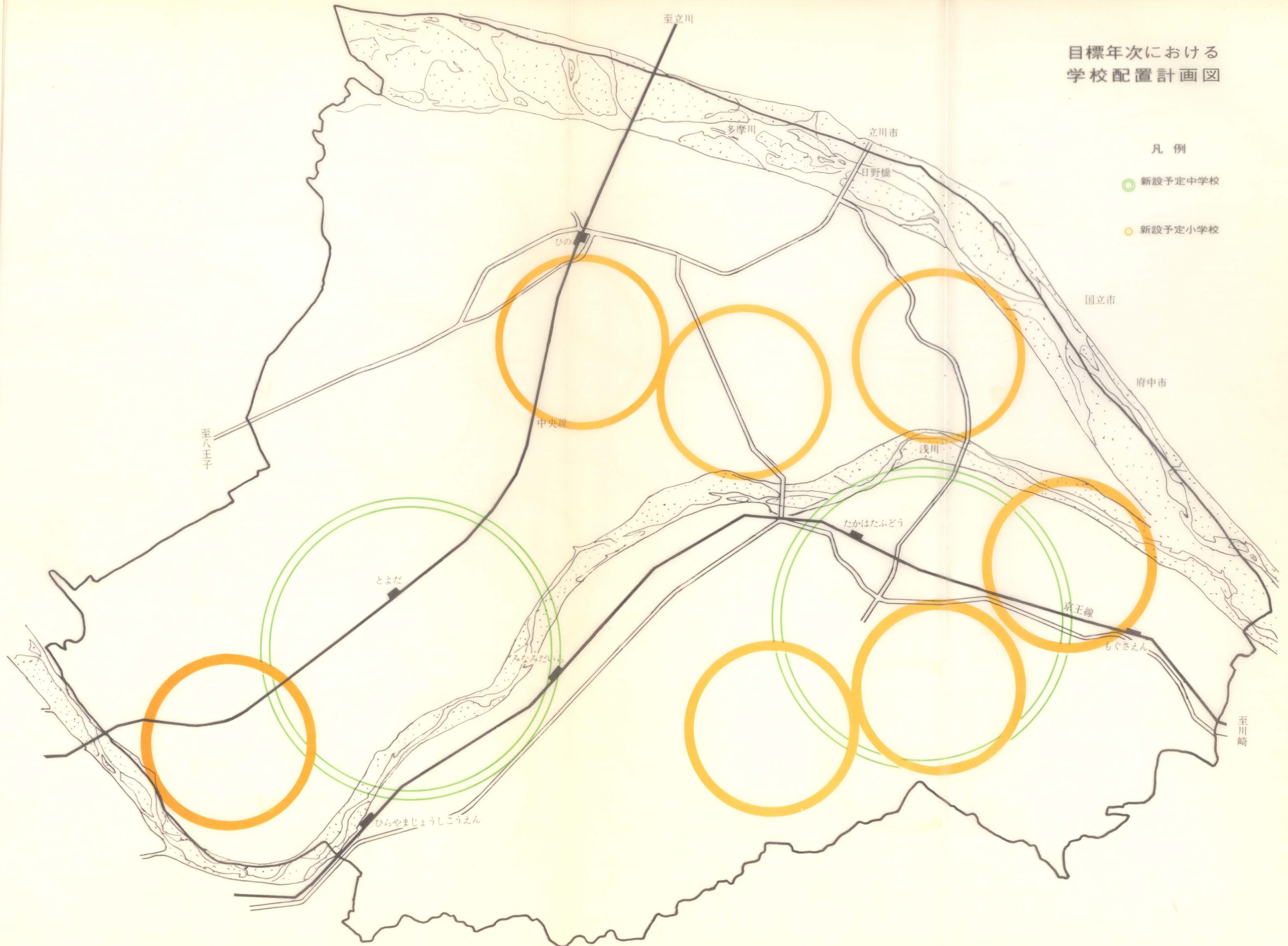
現在、高校への進学率は一中89.7%、二中91.6%、七中90.7%である。数年後にはほぼ100%になることが予想され、社会増とあいまって公私立を問わ

目標年次における 学校配置計画図

凡 例

○ 新設予定中学校

○ 新設予定小学校



図一16 学校配置現況図



図一 目標年次における
学校配置計画図



ず、市内に高校を一校増設することが必要である。また、市内には大学が二校設けられているが、市民の教育関心度からみてさらに一校を誘致することが必要と思われる。

奨学資金制度についてはきわめて希望者が多いので、国、その他の育英制度の活用を指導するとともに市奨学資金制度の効率的運用をはかる。

(2) 市民文化

① 社会教育

社会教育とは市民自らが行なう自己教育を本質とするものであり、行政はこれに対し援助の手をさしのべるという関係にある。即ち専門的技術的助言、参考資料の提供、施設整備がその主なものであるが、市民の自主的活動が盛んになるにつれその要求は多岐にわたり、社会教育の分野はますます拡大される。

しかしながら、これら要求にこたえることこそ来るべき社会形成への市民参加を可能にするものであり、社会教育活動の普及、発達はより一層市民運動を推進するものといえる。

(イ) 現況と課題

社会生活上の課題を市民自らが自主的・組織的に学習、解決し、これをさらに発展させることを目標として婦人学級、青年講座、市民教養大学等数多くの学習活動が現在推進されている。

年々、学習内容も高度化し、学習テーマも範囲をひろげているが、その反面組織の固定化が目立ち拡充の傾向にとぼしい。特に青年団体、婦人団体等地域の間関係に基礎をおく組織活動は逐年停滞・衰微の傾向にある。

表-34 社会教育活動参加者数調べ

(昭和42年12月)

年 度 行 事 名	39	40	41	42
1. 成 人 式	1,320人	1,291人	1,172人	1,737人
2. 婦 人 学 級	420	210	230	207
3. 青 年 学 級	110	120		
4. 文 化 祭	1,892	2,500	2,300	2,650
5. P T A	112	30	120	80
6. 新 生 活 運 動	52	35	150	180
7. 家 庭 教 育 学 級	50	40	140	50
8. 映 画 会	520	340	1,260	1,300
9. 子 供 会			720	350
10. 市 民 教 養 大 学			110	
11. 料 理 実 習 講 座			30	40
12. 成 人 学 級	162	160		
13. 青 年 講 座				100

注：社会教育課主催事業への参加者数を掲げた。

昭和42年度は12月末までに実施した事業への参加者数。

今後技術革新がすみ生活水準が向上するにつれ余暇時間は増大し、時代の進展に即応した知識・教養を求める市民は相当増加するものと予想されるので、学習組織の広域化をはかるとともに組織間の連けいを深め学習方法・内容についても再検討を急がなければならない。

また、青少年教育についてはようやく緒についたところであり、現在特に子供会の育成を強力にとりあげているが、今後は勤労青少年への援助等が大きな課題となろう。

一方、郷土の歴史をさぐる先人の生活をしのぶ郷土史への関心は埋蔵文化財の発掘等を通じ次第にたかめられてはいるが、各地に点在する文化財の一部が宅地開発により消失する危険があるので、このための施策を早急に講ずる必要がある。

(四) 計 画

a 成人教育活動は婦人を中心として行なわれ、婦人の地位向上、教養の向上、

本市の成人教育活動は婦人を中心として行なわれ、婦人の地位向上、教養の向上、生活の民主化等を目標に各種学級活動が展開されている。これらはいずれも講師を中心とした集団学習であり、今後は個人個人の趣味を生かし自らが楽しむもの、あるいは市民自らが相互に啓発しあうものを主とし、地区センター等身近な施設を利用し、市民が個人で自由に絵画、音楽、文学等を楽しみ、また演劇等グループを組織し創造的活動を行うなど、市民の自主性を尊重しこれに対応する行政の体制を確立する。

このため、施設を充実し利用の案内を徹底し新旧市民の交流をはかると同時に広報活動を重視し、市民間の自主的活動に必要な設備・用具を整備し、その積極的な利用を促進する。

また、生活上の必要にもとづく各種講座・研究会については市民の参加・主催を促進し、あつかう課題の範囲拡大をはかりより多数の市民が簡単に受講できるよう配慮する。

特に成人教育は、市政の進展に関係が深いので、日常生活の課題解決から出発した市民の市政への参加を計画的に配慮し、考え、発言し、実践する市民層の拡大につとめる。

b 青少年教育

集団のなかで子供たち一人一人の個性を大切に伸ばし、こころ豊かな人間を育成することを目標に、現在子供会が多数結成され活発な活動を続けているが今後はこれら子供会の指導者層の充実をはかり、また未組織地域での子供会結成を促進する。青年の学習については現在組織的な活動が期待できないので、今後は青年たちひとりひとりの要望に即した学習の場の提供につとめ、特に勤労青少年のための学習条件を整備し、積極的に機会を提供する。そして青少年の非行化問題については青少年問題協議会をはじめとしてPTA等の協力をえて、地域ぐるみの活動により保護育成機能を強化し、スポーツ・文化活動の振興を通じ青少年が魅力を感じるような施設の整備をはかり積極的な健全育成を行なう。

c 文 化 財

市内の指定文化財は現在38カ所あり、このほか未指定の文化財も多いので今後はその必要のある建造物、絵画、彫刻、史跡、天然記念物等の保護を行ない、また失なわれつつある文化財については崩壊前にこれを調査・資料化し、

民謡、方言についても録音保存し広く市民に紹介すると同時に文化財の案内・由来等の標識を設置し市民の郷土の歴史への関心と誇りを高め市誌を編さん刊行する。編集にあたっては、市民の協力と参加を求めるなど文化財への認識を広める一方、現実の日野市の姿についてもより一層市民の理解と関心をたかめ市政の伸展に資するため適宜機会を設け「日野市を知る運動」をすすめる。

② 図書館活動

昭和40年創設された市立図書館の活動は、本市の文化・福祉の向上に重要な役割をはたしている。市立図書館のサービスは市民の自由な思考を助長し、自己形成への積極的な資料援助を行なうことを目的とし、精神面での社会保障として全市民にゆきわたるよう配慮されている。このため、資料の充実を基礎とし、図書館機能が効果的に発揮できるよう移動図書館を中心として運営されている。

今後、市民の要望は質・量ともに増大するものと考えられ、市立図書館の任務はますます重要になる。

(イ) 現状と問題点

現在、市立図書館は三つの分館と二台の移動図書館によって市内全域にわたりサービスができる態勢にある。資料および利用状況は下表のとおりである。

表-35 資料，利用状況調べ
(昭和42年12月)

	図 書			8ミリ フィルム	紙芝居	レコード	スライド	登録者数	利用冊数
42年 3月末 (41年度)	成 人	児 童	計	本 223	組 370	—	—	10,208 対人口比 13%	冊 231,228
	16,501	18,922	35,423						
42年 12月末	27,715	28,674	56,389	272	657	枚 45	本 40	12,497 対人口比 16%	285,796

41年度においては、市民8人に1人の割合で図書館は利用され、一人の利用者が年間平均23冊の図書を利用している。

42年度には、1年間の登録利用者は1万4千人にのぼり年間貸出数は38万冊をこした。このような現状における問題点と課題をあげると次のとおりである。

- a 利用者数に比べ新刊図書が少く、いつも同じ図書が目立つ。複本等資料の一層の充実がのぞまれる。
- b 移動図書館の場合、巡回は一定日時に限られ、いつでも借りられ、いつでも返すことができない。身近な場所に分館が必要である。
- c 調べものをする場所が必要である。日常生活上の疑問、学習研究上の疑問に答える相談業務が行なわれていない。
- d 市民の要求する図書を適確に貸出するための読書案内は、移動図書館の50分間のサービスでは不可能であり、専門職員の配置について研究を要する。

- e レコード、スライド、フィルムなど視聴覚資料が十分でなく、サービスもあまりしていない。

(ロ) 計 画

a 利用者の想定

目標年次における図書館利用者は、現状の貸出登録率等から推計して約3万人と考えられる。うち、移動図書館によるサービス可能な利用者数は約12,000人であり、残り約18,000人の利用者が分館、中央館の利用者となる。

b 分 館

現状の問題点としてあげられている「いつでも借りられる」「読書案内」も分館によって可能になる。〔一部は地区センターとの併設を考慮に入れ〕、利用者にも便利な場所を選び、7カ所設置する(図-17参照)。いずれの分館にも専門職員を配置し、利用者の読書相談に応ずる。

c 中 央 館

分館の管理機能およびサービス機能のセンターとして、中央図書館が必要であり、これを市民の最も利用しやすい位置に設置する。ここでは管理、貸出業務のほか相談業務も行なう。

d 視聴覚資料

学校数の増加にあわせ、教材フィルムを充実し、他の資料、特にレコードの収集と提供を早急に実現する。

e 整理センター

学校図書館用図書の収集の一元化をはかり、その整理センターを中央図書館に設ける。そして参考図書を中心とする学校図書館の機能と課外の読物を主とする市立図書館の機能を明確にする。

f 目標年次における施設を次のように計画する。

	数	登録者(人)	収容図書数(冊)	機 能
移 動 図 書 館	2	12,000		貸 出
分 館 A	4	6,000	4,000～10,000	貸 出
分 館 B	3	7,500	10,000～20,000	貸出クイックレファレンス
中 央 館	1	4,500	120,000	貸出 レファレンス 整理センター、集会
計		30,000	200,000	

③ 社会体育

(イ) 現況と課題

本市では、これまで主として各種競技団体の育成および各種専門競技大会の運営指導を行ってきたが、現在、全市民を対象とした体育活動の振興を重点とし、

市民の健康づくり運動の一環としてこれを積極的に推進している。これは昭和41年に実施した市民スポーツ世論調査の結果にもとづくもので、今後ともこの方向により市民の体育活動への参加を促進しなければならない。

表-36 各種競技大会スポーツ教室参加状況調べ

(昭和42年12月)

名 称 \ 年 度	38	39	40	41	42
少年野球大会	540 ^人	540 ^人	357 ^人	390 ^人	290 ^人
卓球団体戦	112	95	62	130	
水泳大会	368	180	241	298	350
剣道大会		○	116	124	
軟式庭球大会	192	194	192	174	154
駅伝大会	112	100			
市民山行	42	60	60	110	55
陸上競技大会	288	300	454	456	480
バレーボール大会	225	210	300	285	645
サイクリング	30	50	80	180	
クロスカントリー			○	56	
スケート教室	158	165	160	98	100
水泳教室	88			67	342
スキー教室	95	110	110	153	150
野外活動教室	43	○	○	32	
卓球教室	45	○	○	40	
市民ソフトボール大会				○	571
市民歩く運動大会				○	428
市民スポーツ・レクリエーション大会					
市民弓道大会				○	55
市民硬式テニス大会				○	130

(注) 42年度は12月末までに実施した事業への参加者数

(ロ) 計 画

全市域にわたるスポーツ活動を通じ単なる健康増進にとどまることなく積極的に市民の交流と融和をはかり、市民一体の意識高揚を目標とした体育行政を推進する。

a 施設整備

現在、本市には野球場3面、テニスコート4面、バレーボールコート7面、それにプールがあるが、今後は身近で簡単にスポーツが楽しめるよう地域住民と密接なつながりのある学校運動場および屋内運動場の開放を考慮し、併せ総合運動場、市民体育館の建設についても検討する。

また、会社所有のグラウンド、市内大学グラウンド等との関連を一層密にし、その一部開放を促進し、一般勤労者の体位向上に資する。

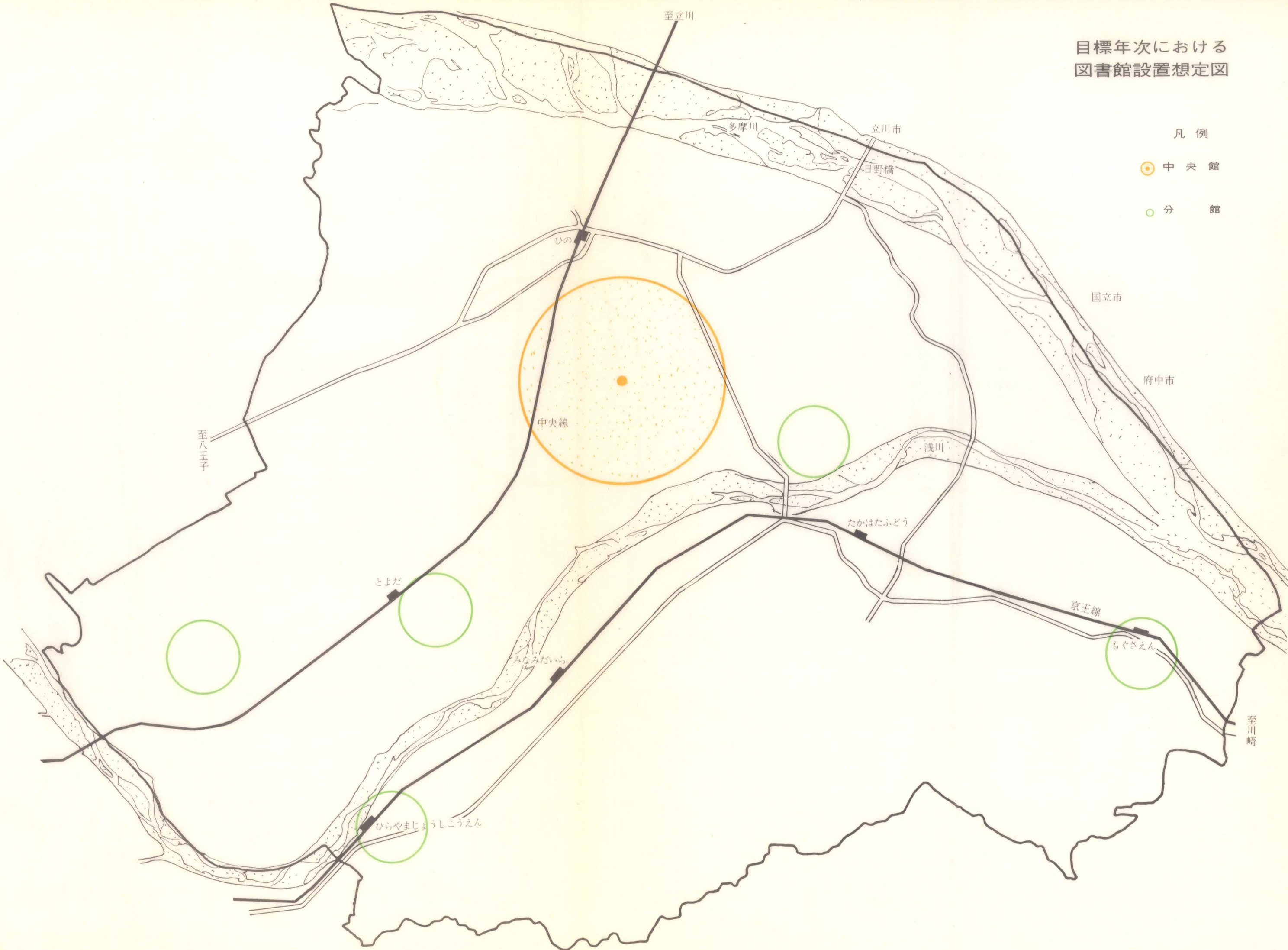
そしてこれらを通じ、従来その育成につとめてきた各種専門競技をより普及

目標年次における
図書館設置想定図

凡 例

● 中 央 館

○ 分 館



図一17 図書館設置現況図

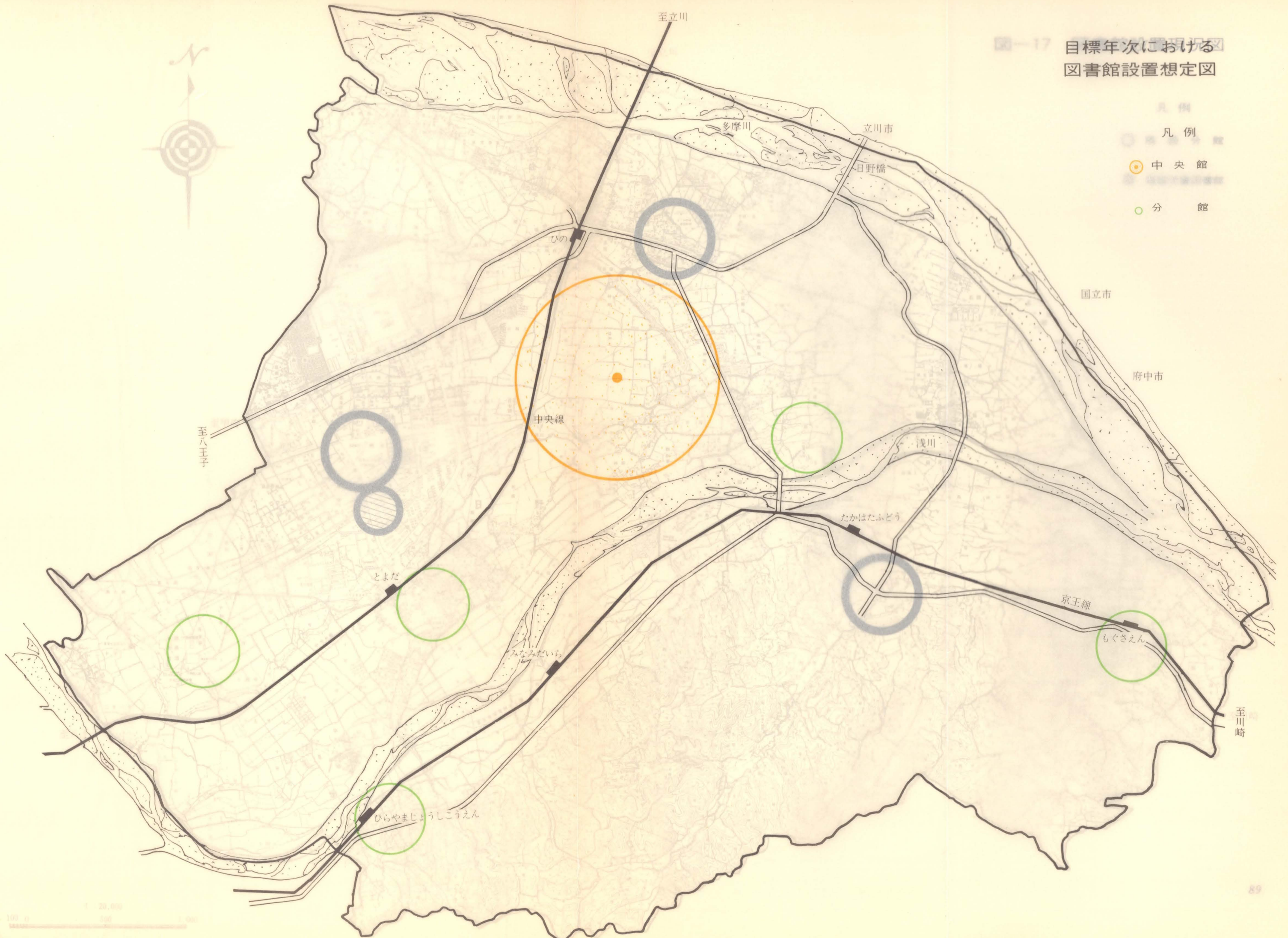
凡 例

○ 既 設 分 館

● 既設児童図書館



図一七 目標年次における
図書館設置想定図



し、体育協会を中心として指導者層の充実、選手の育成・強化をはかる。

b 市民スポーツの普及

誰でも簡単にできる市民スポーツの普及をめざし、ルールや用具の簡略化をはかる等、各種ボールゲームを研究・改良し、体育指導委員を中心とした講習会や巡回指導を通じ、積極的にスポーツ人口の拡大につとめる。これにはまたレクリエーションの要素を加え、「市民歩こう会」等家族ぐるみ、地域ぐるみの体育活動を促進する。

2 市民生活

(1) 社会保障

(イ) 生活保護

a 現況と課題

本市における被保護世帯は昭和38年に85世帯であったが、42年に至り189世帯と2.2倍に増加している。しかし、保護率は38年0.65%で、42年は0.78%となっている。平均保護率0.66%の割合と仮定すると昭和52年には356世帯961人になるものと推定される。

これら被保護世帯の類型をみると、母子世帯が28.8%、高令者世帯が11.4%を占め、さらにこの割合は上昇する傾向にあり、留意する必要がある。

被保護世帯および人口の推移は下表のとおりである。

表-37 被保護世帯および人口の推移

(各年1月1日現在)

区分 年	世帯・人口		被保護者世帯・人口		世帯および人口に対する被保護者の比	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
38	13,014	51,587	85	309	0.65	0.60
39	14,471	56,597	80	265	0.55	0.47
40	16,411	61,706	146	329	0.89	0.53
41	19,300	69,226	120	285	0.62	0.41
42	24,224	75,592	189	381	0.78	0.50

b 計画

生活保護制度は国民の最低生活を保障する施策である。今後多面的な社会保障制度を十分活用し、保護世帯への転落を防止することはもちろんのこと、被保護世帯の救済にあたっては、ケースワークの強化とともに世帯更生資金等、他施策

の活用をはかり、更生指導及び市独自の援護活動につとめ、被保護世帯からの自立を促進する。

また、生活保護制度のP・Rを徹底し、保護を必要とするすべての世帯が、法の適用を受けられるよう、十分意を用いると同時に社会福祉委員の日常活動をさらに強化する。

(ロ) 国民健康保険

a 現況と課題

国民皆保険の一翼をになっている国民健康保険事業は逐次、給付内容の向上とその進展をみせているが、一方、保険財政は国の施策の強化と都道府県の育成指導の強化にもかかわらず医療費の急激な増加により、全国的に財政危機の傾向を示している。

本市の国民健康保険事業もその例外ではなく、被保険者は市の人口増に比し加入率は低下しているが、被用者保険からはじきだされた失業者、定年退職者等経済的に弱い立場にある低所得者が逐年増加し、医療費はこの自然増に加えて受診率および1件当りの費用額が急増し、昭和41年度においては前年度対約23%の増加を示している。さらに漸増する事業費、保険施設費等により、歳出が歳入に対応せず、一般会計の繰入金によりかろうじて収支の均衡を保っている状況である。

表-38 被保険者および療養給付費の推計

区 分 年 次	被 保 険 者 数	1 人 当 り 受 診 回 数	1 件 当 り 費 用 額
昭和42年	13,500	4.52	2,670
昭和47年	22,500	5.75	3,740
目標年次	34,600	6.97	4,810

b 計 画

国民健康保険は法律により市が保険者として実施を義務付けられているものであり、将来の動向および財政的裏付けの多くは国の施策によって左右されることが大きく、市独自の計画の策定は非常に困難である。

昭和41年を基にして大きな社会問題とされた国民健康保険を含めこの医療保障制度の抜本改正は政治情勢などにより一時停滞状態にあったが、健康保険法改正を機に国も積極的にこれに取り組む気配をみせており、本市の国民健康保険は今後その早期実現を期待して事業を進めて行く必要があるが、現行制度のもとにおいては給付水準の維持に努力するとともに、財政の健全化をはかり、給付内容の向上につとめたい。

(ハ) 国民年金

a 現況と課題

国民年金制度は他の公的年金制度に加入していない自営業者、農業、商業等に従事するものを対象として老令、疾病あるいは死亡という万一の事故に際して給付を行ない、共同連帯をもとに生活の安定を保障するために生まれた拠出年金と経過的および補完的にできた無拠出の福祉年金とがあり、市が国から事務委託をうけてその一部を行なっている。

本市の拠出年金の被保険者数は昭和41年度末現在、対象者の77.1%が加入しており、老令年金は46年度から給付されるが、障害および母子等の年金はすでに給付が開始されている。

また、福祉年金受給権者は昭和42年5月末現在、老令801人、障害187人、母子13人となっており、老令福祉年金が全体の80%を占め、本市の70才以上の老人の54%が受給権を取得している。しかし、所得制限額の幅が狭いため、受給権者の40%近くが支給を停止されている状況である。

表-39 被保険者の推計

区 分 年 次	推 定 被保険者数	強 制	任 意	合 計	強制被保険者の適用率(%)
昭和42年	人 6,400	人 5,400	人 3,800	人 9,200	85
昭和47年	10,900	9,800	6,400	16,200	90
目標年次	17,000	16,200	10,000	26,200	95

b 計 画

国民年金は国の委託事務であるため、市独自の施策は打ち出しがたいが、拠出年金については給付額の増額制度、他の年金との期間通算などの利点について広報活動を強化し、加入者の脱落防止及び未加入者の加入を促進するとともに保険料の納付についてはその方法を研究し、被保険者の納めやすい態勢を整備したい。

また、福祉年金については所得制限の緩和等、受給権の範囲の拡大を考慮して、今後老令、障害および母子等の潜在的該当者の発見につとめ福祉向上をはかりたい。

(2) 社会福祉

社会福祉の現況は今日なお救貧対策を中心として行なわれているが、経済の高度成長に伴い生活水準の向上により、社会福祉対策の充実がさげばれ、変化に応じた幅の広い社会福祉施策へと漸次その方向をかえつつある。特に大都市周辺の近郊都市は急激な人口増の波を受け、従来の救貧対策ではその実状にそぐわない傾向を生じている。

本市の場合もその例外ではなく、市街地化が急激に進んでいる現状から従来の福祉対策の域をでた、より次元の高い市民福祉の向上をはかる必要にせまられている。

また、社会福祉活動の推進にあたっては、市民の積極的参加が必要であるが、この

ためには社会愛と社会連帯意識の精神の高揚が重要である。

① 児 童 福 祉

(イ) 保 育 所

a 現況と課題

最近、児童をとりまく社会環境は大きく変化し、児童福祉の立場からみて憂慮すべき事態をひきおこしている。特に労働力不足解消等として家庭婦人の職場進出、更に家族構成が核家族化しつつあること等から、日中母親と生活することのできない児童が多くなりつつある。このような状況から子供を保育所へ入所させることを希望する家庭が多くなり、その設置が望まれている。

本市における措置児は昭和 38 年 266 名であったが、42 年には 700 名と、26 倍に増加しており、今後施設の拡充をはからなければならない。

表-40 保育所における在籍児の現況

(昭和42年7月調)

区 分	施設数	定 員	年 令			
			5才児	4才児	3才児	3才未満児
公 立	4	467	228(17)	137(13)	83(50)	69(77)
民 間	4	416	351(27)	320(32)	43(26)	11(23)
計	8	883	579(44)	457(45)	126(76)	90(100)
対象児に対する保育所、幼稚園の就園率(%)			97.0	67.9	10.5	1.7

(備考) イ. 市外民間施設1カ所を含む。

ロ. ()内は就園率に対する幼稚園在園児との構成比である。

表-41 措置児の推移

年 令 \ 年	38	39	40	41	42
3才未満児	46	71	72	65	90
3才以上児	220	203	262	367	610
合 計	266	274	334	432	700

表－４２ 対象児に対する保育所措置児の現況と将来

年次 区分	昭和４２年現況					目 標 年 次				
	５才	４才	３才	３才未満	計	５才	４才	３才	３才未満	計
年 令										
対 象 児 数	1,355	1,504	1,574	5,224	9,657	3,800	3,800	3,800	13,400	24,800
総人口に 対する割合(%)	1.8	2.0	2.0	6.9	12.8	2.0	2.0	2.0	7.0	13.0
措 置 児 数	258	235	117	90	700	760	760	304	402	2,226
対象児に 対する措置 児の割合(%)	19.0	15.6	7.5	1.7	7.2	20.0	20.0	8.0	3.0	9.0

ｂ 計 画

保育所の増設、整備は急務であり、今後、措置児のみを収容し、特に乳児の保育に重点をおく。措置児は人口の増加に伴い激増すると考えられるが、現在の措置率を基準として目標年次における措置児数を推計すると2,226名となり、施設規模定員200名として7カ所余の保育所の新設が必要となる。この対策としては既存施設の整備をはかると共に今後開発される地域には個人または法人による保育所の設立、誘導を積極的に推進する。

また、公立保育所についても全市的立場より地域的状況を十分考慮のうえ、急ぎ年次計画により設置し乳幼児保育の充実につとめる。

○人口密集地区の定員は90名～120名とする。

○市街地の施設で敷地に余裕のあるものについては増築定員増をはかる。

○保母の確保およびその資質の向上につとめる。

（幼児教育については、学校教育部門参照）

（四）学童保育（留守家庭児童の保育）

ａ 現況と課題

留守家庭児童についても保育園児と同じような生活環境におかれている状況が多く見られ、今後更に増加するものと思われる。これは児童の健全育成のうえからも大きな社会問題となっており、これらの児童を家庭にかわって保護する施設の設置が強く望まれている。

本市においても低学年の留守家庭児童が201名おり、適正な家庭の保護から見はなされている状況である。

目標年次における 保育所配置想定図

凡 例

○ 設置想定保育所



図一18 保育所配置現況図

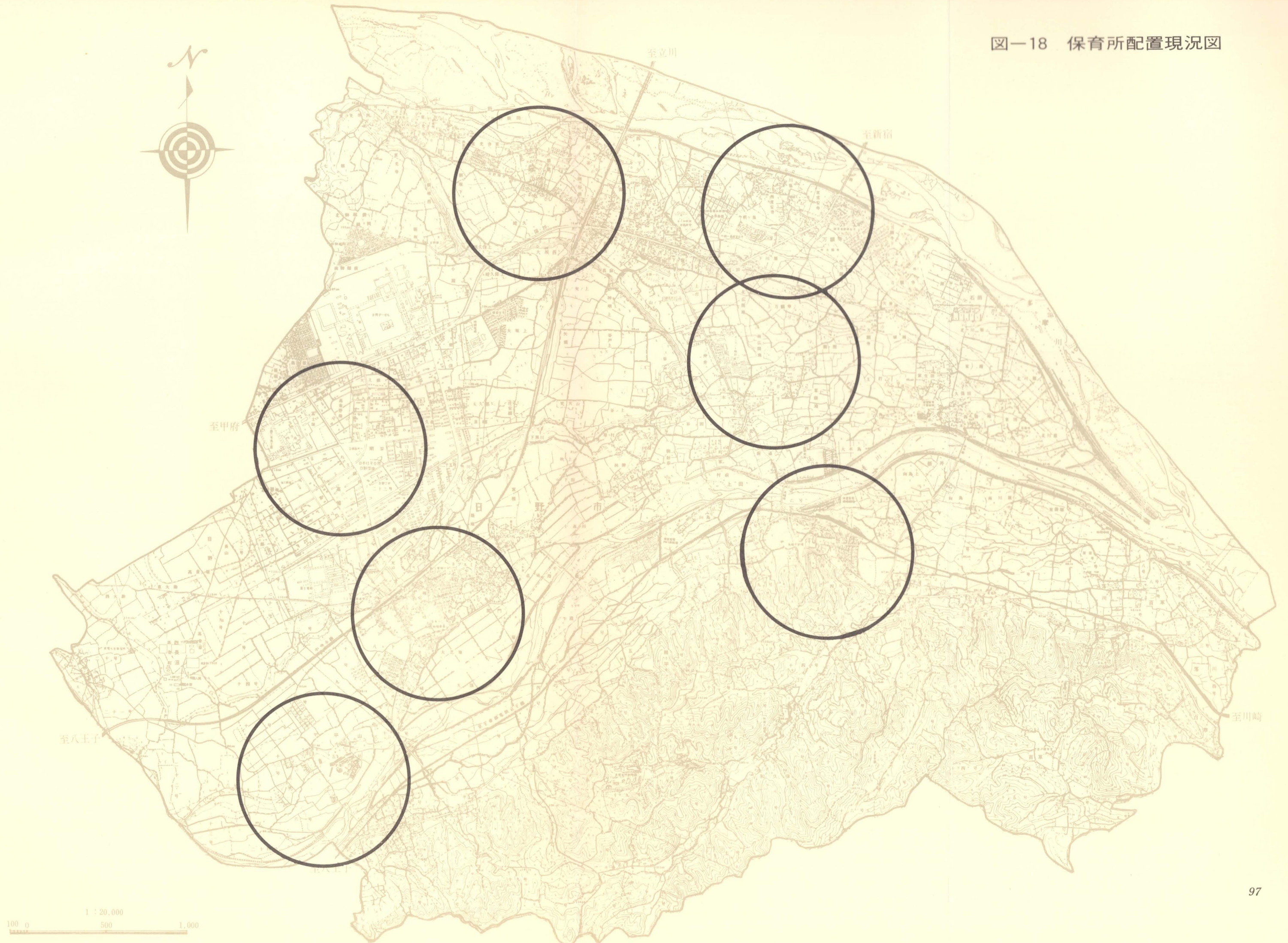


図-18 目標年次における
保育所配置想定図



表-43 留守家庭児童の家庭状況

(昭和42年7月調べ)

区分	学年 人 率		1		2		3		計	
	人	率(%)	人	率(%)	人	率(%)	人	率(%)	人	率(%)
両親共稼ぎ家庭	38	84.4	58	80.6	72	85.7	168	83.5		
父子家庭	0	0	2	2.8	1	1.2	3	1.5		
母子家庭	4	8.9	5	6.9	8	9.5	17	8.5		
その他	3	6.7	7	9.7	3	3.6	13	6.5		
計	45	100	72	100	84	100	201	100		

b 計 画

設置にあたっては児童心理等を十分把握したうえ施設と場所を決定する必要がある。特に運営にあたっては指導員の熱意と人格が大きな要素であることを考慮にいれ、第一小学校地区の児童を対象に昭和43年1月よりテストケースとして実施し、更に多摩平地区については43年度より実施する等、必要度の高い地域から短期実施計画により順次実施する。

(イ) 児童遊園地

a 現況と課題

児童にとって遊びは生活であり、健全な遊びによって健全な社会の一員となるべき基礎がうちかわれてゆく。

最近、遊び場は年々不足し、農地や丘陵は次々とつぶされ、宅地化され、遊び場の確保は困難をきわめている。

本市には市で設置・管理する児童遊園地は10カ所、また団地地域内遊園地は多摩平団地内21カ所、平山公社住宅に3カ所があり、それぞれ公団が設置、管理している。さらに自治会で市の補助をうけ設置運営している児童遊園地は26カ所(21,448㎡)あるが、自治会による遊園地の設備は不完全であり、さらに土地は個人所有地が多く将来への永続性は保障できない状況である。

b 計 画

今後、地域の交通事情等を十分考慮したうえ、必要度の高い地域より順次年次計画により整備、充実につとめる。また、遊び場の用地確保については都市計画および団地造成等のなかで、その確保につとめるとともに、遊休私有地等についても所有者の協力を得て積極的にその活用を推進する。

(ロ) 青少年問題

a 現況と課題

青少年は次代をになう力であり、健全に育成されなければならないが、特に近年、青少年の非行化がめだち大きな社会問題となっている。

児童公園及び児童遊園地設置想定図

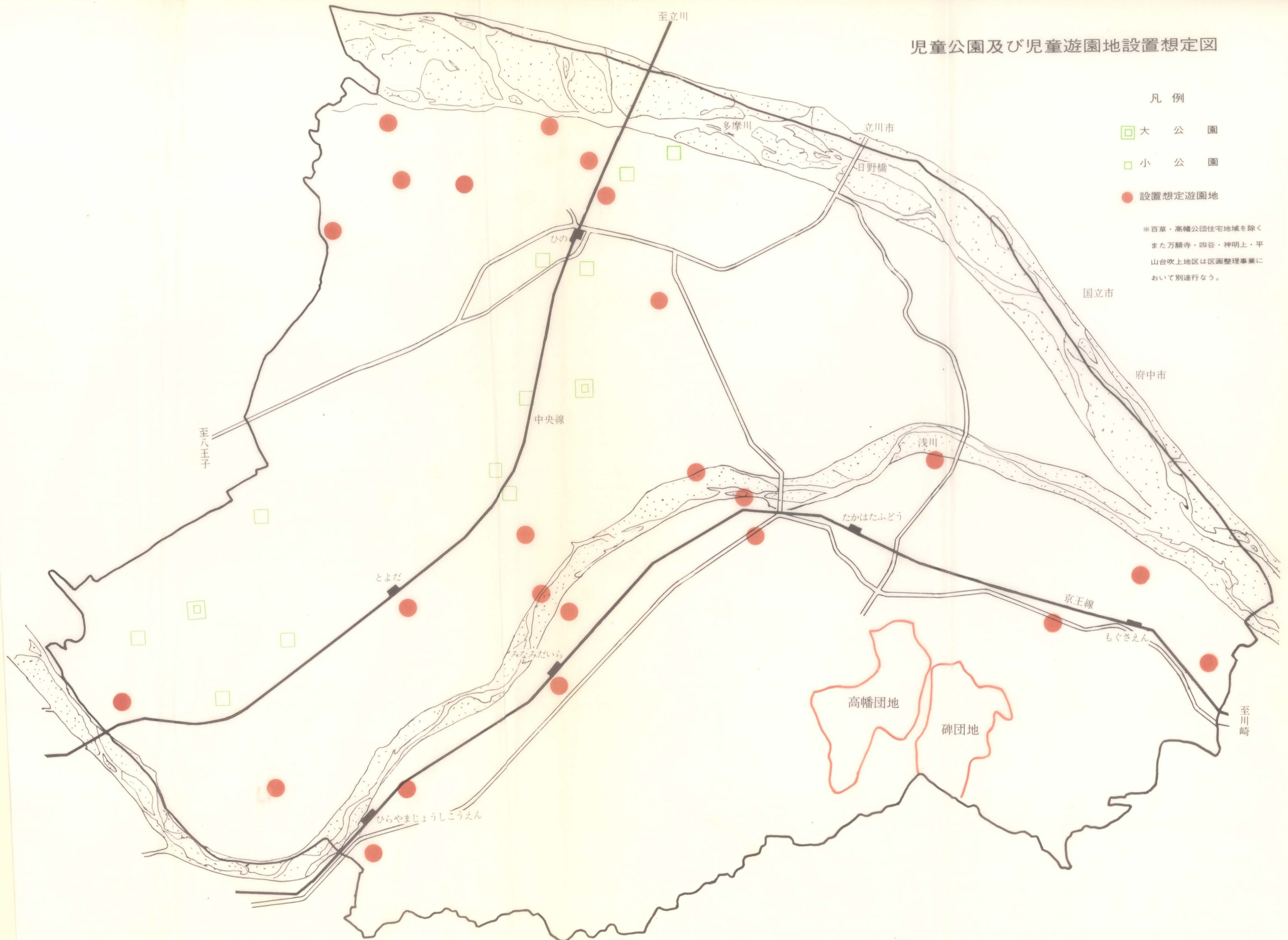
凡 例

□ 大 公 園

□ 小 公 園

● 設置想定遊園地

※百草・高幡公団住宅地域を除く
また万願寺・四谷・神明上・平
山台吹上地区は区画整理事業に
おいて別途行なう。



図一19 児童公園及び児童
遊園地設置現況図

凡 例

● 既設児童遊園地

■ 既設児童公園



凡 例

大凡公例園

■ 小兒設鬼公童遊園地

● 設置想定遊園地

※百草・高幡公園住宅地域を除く
また万願寺・四谷・神明上・平
山台吹上地区は区画整理事業に
おいて別途行なう。

国立市

府中市

京王線

もぐさえん

至川奇

高幡団地

碑团地

ひらやまじょうしこうえん

中央線

かたふどう

浅川

立川市

日野橋

多摩川

至立川

至八王子

とよだ

みなみだいり

101

本市における青少年の犯罪は昭和37年は117名であったが、41年には179名と増加している。これらの非行少年は一部の欠損家庭だけでなく、一般家庭、特に中流以上の家庭に多い傾向を生じている。本市の場合、都市化に伴い個人中心的な考え方が強くなり、地域住民の連帯感を欠く結果をまねている。したがって近隣の人間関係はきわめてうすくなり、青少年の保護機能を弱くしている傾向にある。

b 計 画

地域ぐるみの活動を重点とし、青少年問題協議会を中心とした市民運動として保護育成機能を強めてゆく。(市民文化、社会教育部門参照)

さらに問題青少年については福祉的立場により、児童相談所、保護司会、および地区児童委員等関係機関との連絡を密接にし、養護施設、保護施設等への適正な処置を施すとともに非行青少年の早期発見と保護対策につとめる。

② 母子福祉

(イ) 現況と課題

母子家庭は母子福祉法によって母子ともに健康で文化的な生活を保障されることになっているが、その実態は理想とは遠くかけはなれ、幼い子供をかかえ、毎日の生活に追われている母子家庭が多い。

母子家庭の現況は次のとおりである。

表-44 母子世帯数の推移

(毎年3月末現在)

年 次	40年	41年	42年
世 帯 数	252	269	275

(ロ) 計 画

国は法によってこれらの母子に事業資金の貸付、売店の許可、および専売品の販売等について優先許可の特典を与えているが、経済的援助はなにも施されていない。かかる現況から本市としては母子の資質の向上、および保養の場を確保するとともに低所得者についての対策として児童扶養手当等の支給を検討し、母子家庭の福祉向上をはかる。

③ 老人福祉

(イ) 現況と課題

近年、生活水準の向上、医学公衆衛生の進歩に伴い平均寿命はのび、老人人口は増加の一途にある。さらに家庭構造は小家族化し、単身老人が多くなっている。

日野市社会福祉協議会でおこなった「老人のくらしの実態」調査によると689人中39%がなんらかの病気をもち、不自由な思いをし、特に歩行困難、視覚障害等身体に障害のある場合は家庭において意志のそ通を困難とし、孤独感が強く物質的にも精神的にもさびしい生活を送っているものとみられている。

表-45 老人人口の推移

(各年1月1日現在)

年 令 \ 年	4 0	4 1	4 2
6 0 ~ 6 9	2,4 0 0	2,6 7 1	2,9 0 9
7 0 ~ 7 9	1,0 1 6	1,0 3 7	1,1 8 3
8 0 ~	2 2 6	2 5 4	2 9 3
合 計	3,6 4 2	3,9 6 2	4,3 8 5
総人口に対する 割合 (%)	5.9	5.7	5.8

(ロ) 計 画

a 老人ホームへの措置および老人家庭奉仕員制度の充実強化

単身者および老人夫婦世帯には老人ホームへの収容、斡旋を考慮し、老人専用住宅の確保について関係機関とともにその実現をはかりたい。

また、疾病のため起居の不自由な在宅老人のため、老人家庭奉仕員制度を十分活用し、老人に対する奉仕の充実、推進をはかる。

b 老人健康診断の促進

老人の罹病率は高いが社会的および経済的理由で医師の診断を受けられない場合が考えられる。したがってこれを解消するため老人健康診断の認識を深めるとともに、無料診断を積極的に行ない健康の増進につとめる。

c 職業紹介の斡旋

老人に所得の道を与える施策として社会福祉協議会で行なっている無料職業紹介事業の推進ならびに簡易内職作業の斡旋等を積極的に行なう。

d リハビリテーション・サービスの強化

老人の「いこいの場」の確保につとめると共に老人の後退機能を回復させるリハビリテーション・サービスを強化、促進する。

e 敬老思想の普及をはかる

一般市民に対しては、敬老思想の普及、徹底をはかるべく推進する。

f 老人クラブの育成指導

健全な老後を送るためにレクリエーション活動を中心とした老人クラブの充実、強化をはかり、社会奉仕活動への参加をうながすよう運動を展開する。

表-46 老人クラブの推移

(各年1月1日現在)

区分 \ 年	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2
クラブ数	4	4	1 2	1 4	1 5
会 員 数	1,3 7 4	1,3 7 4	1,3 1 4	1,6 4 3	1,6 5 8

④ 心身障害者福祉

(イ) 現況と課題

昭和 36 年、東京都で行なった調査による心身障害者出現率は総人口に対して 1.36% である。

本市の場合、身体障害者手帳の所持者は 430 名 であるところから、程度の差こそあれ 1,000 名近くの対象者がいるものと推計される。

昭和 40 年の全国的な障害原因調査によると、18 才 以上の場合、約 90% が後天的障害によるもので、その中で疾病を原因とするもの約 60%、交通事故等 25%、その他となっている。また、18 才 未満の場合は約 50% が先天的障害者で中でも先天的に脳性マヒを原因とするものが高いことは注目されている。

本市における福祉事業は補装具の交付、修理、乗車割引券の発行、施設入所措置およびあつ旋等であるが、さらに潜在者の発見につとめるとともに、更生援護措置の強化につとめなければならない。

表-47 身体障害者手帳所持者の推移

(各年 6 月末現在)

区 分 \ 年	38	39	40	41	42
身 体 不 自 由	60	60	66	86	141
言 語 障 害	85	90	92	101	110
視 覚 障 害	90	119	121	128	88
聴 覚 障 害	50	60	37	40	91
合 計	285	329	316	355	430

(ロ) 計 画

先天的脳性マヒによる障害の多くはいわゆるダブル障害が多い。この発生原因は出産時の異状によることが多いと推定されている。したがって妊産婦の健康管理指導を徹底し、機能障害の防止につとめる。また、障害者を養育している家庭の多くは物心両面による負担は大きいところから、特に重度心身障害者扶養手当の支給等、市独自の計画をたて、これに対処するとともに障害者を常時介護するため家庭機能を充足できない家庭に対しては家庭奉仕員制度を設け、心身障害者並びにその家庭の福祉増進について積極的に活動を行なう。さらに軽度の障害者は機能回復訓練により社会復帰が可能とされており、簡易作業所の利用をはかるとともにリハビリテーション教室の開設等により極力社会復帰をはかる。

また、身体障害者福祉協会(会員 300 名)並びに心身障害者を守る会(会員 80 名)の育成をはかる。

⑤ 勤労者福祉

(イ) 現況と課題

勤労者福祉対策は従来からややもすれば大企業中心であった。現在実施している対策は勤労者福祉対策協議会に対する助成および地方学卒者激励大会等であるが、一貫した対策は実施されていない。

(ロ) 計画

今後は、大、中、小企業は勿論、個人商店の従業員、更に市外に通勤している勤労者を含めた全市的な勤労者を対象にした福祉対策を推進する。

施策としては市立図書館貸出文庫の充実、講座・研究会の開催、講師のあっ旋、「母の家」制度の確立及び小中学校の屋内運動場、市民プールの夜間使用等を検討し、勤労者の福祉、文化活動等の促進をはかり、福利厚生と資質の向上につとめる。

更に社会教育活動の普及を通じ勤労者が自由に参加できる文化・体育グループ等の組織づくりを推進する。また、勤労者福祉対策協議会については各種文化・体育団体、青年団等との連絡を密にし、その活動の積極化を促し、指導、育成の充実、強化をはかる。

⑥ 市民福祉施設

(イ) 現況と課題

社会福祉活動を円滑並びに効果的に推進するには市民の協力が必要である。

本市における市民活動として、現在、社会福祉協議会をはじめ各種関係福祉団体及び社会教育文化団体等多くの団体があり、それぞれ活動を行なっているが日常活動の場となる施設が少なく、団体本来の地域的活動に支障をきたしている状況である。

a 地区センター計画

市内を数地区に分け、大地区センターを設置し、これをとりまく各地区毎に小地区センターを作り、更に市の中心部にこれらを統轄、調整する機関として中央センターを置く。

各地区のセンターは市民の日常生活における福祉教育文化活動等の社会活動の場として総合的機能をもった施設とする。したがって誰でも気軽に利用できるように配慮し、その機能も老人には憩いの場となり、子供達には学習・保育をはじめ体育や遊び場ともなる。また、婦人や地域一般の人々には地域自治会活動や講習会等にも利用され、いわゆる公民館、図書館活動や福祉会館的な役割を果し、地域住民の親睦と連帯意識の高揚がはかられ、相互扶助の精神を養うとともに自由な市民運動の場ともなる。

(3) 保健衛生

① 現況と課題

生活の基礎は健康にある。現在、市民の健康管理は、保健所と市の施策および医療機関を基盤とし、個人の健康への努力と地域の衛生思想の向上とによって進められている。しかしながら、一方において都市化にともない、騒音、ばい煙、水質汚濁等の都市公害が発生して、市民生活をおびやかしている。これらについて市で規制、指導できるものは積極的に行ない、関係機関の連絡を一層密にし、さらに上・下水道の整備普及と予防対策の充実強化をはかり、健康な市民生活を維持しなければならない。

また、本市の美化活動は、昭和38年の美化都市宣言を契機に一層の充実がはか

目標年次における
地区センター設置計画図

凡 例

- 大地区センター計画区域
(11ヶ所)
- 小地区センター計画区域
(21ヶ所)

大地区センター半径700M
小地区センター半径300M
国立市



図-20 地区センター設置現況図



地区センター設置計画図

{ 大地区センター半経700M
 { 小地区センター半経300M
 国立市



られ、当初の「花いっぱい運動」から漸次環境美化・都市清掃活動へと重点を移行し、実施されている。

このほか、そ族昆虫駆除等も地域の衛生活動と密接な連絡を保ち、積極的に推進されている。今後は、これら清掃・防疫活動の充実とともに近代的な住宅都市にふさわしい環境衛生施設の整備が大きな課題となる。したがって火葬場・墓地等についても整備を急がなければならない。

② 計 画

(イ) 保 健 所

保健所は、地域の保健衛生に重要な役割をもつものである。しかしながら本市は、現在八王子保健所管内におかれ、乳児保育指導をはじめ、健康相談等保健所所在地域との間に格差を生じている。

最近、都保健所の市内開設が具体化し、南部地区に実現される予定なので、保健・衛生施策の充実が期待されるが、今後の協力体制については、次の方針による。

- a 成人病予防、衛生教育については、保健所と提携して一層充実をはかる。
- b 防疫、結核予防等、主として市の義務的なものは、保健所の協力を得て万全を期す。
- c 母子衛生、栄養改善等主に保健所業務に属するものについては、一般の水準以上に高めるため、市としても独自の事業を行なう。
- d 狂犬病予防、精神衛生等保健所の主体業務については、今後も積極的に協力し、公害問題についても共同で対処する。
- e 食品衛生等、従来市が関係しなかった部門についても連絡を密にし、一層の向上をはかる。

(ロ) 市 の 施 策

市は防疫をはじめ、疾病予防対策、環境衛生対策等を行なうが、関係機関との連絡のうえにたつて、次の施策を講ずる。

a 成人病対策

死因統計からみると、脳卒中、ガン、心臓病等の成人病が疾病の首位を占め、肺炎、事故、老衰がこれに続いている。この傾向は医・薬学の進歩によっても早急に変えることは考えられないので、今後はこれらの疾病を中心とした対策をすすめる。

現在、老人福祉法による検診、一般成人に対する胃の検診が実施されているが、さらに受診率を高めるため無料巡回相談を行ない移動検診車の採用を検討する。また、精密検査等については、医療機関を利用する。

b 伝染病対策

法定・指定伝染病による死亡は、最近きわめて少ないが、今後は発生を皆無にする努力を続ける。防疫対策として市の実施するところは、そ族昆虫駆除、予防接種、検便等であり、食品衛生については新設保健所による強化充実が期待される。

予防接種は、現行の定期予防接種のほか、日本脳炎、インフルエンザについてもさらに接種率の向上をめざし、また井戸水の汚染については適宜指導を行ない、防疫の万全を期する。

法定伝染病患者の収容施設としては、東部共立病院組合による隔離病床20

床があるが、今後は必要に応じ増床をはかる。

c う 歯 対 策

最近の厚生省の実態調査によれば、国民の72%がむし歯に罹患され、広く蔓延していることが明らかにされた。これによれば、子供は生後2.3年の間にむし歯が増加し、年齢が進むにつれて、重症化への傾向がいちぢるしい。この処置状況を見ると、子供においては処置率が低く、むしろ30才を過ぎた、大人の方が処置率が高くなっている現況である。

このことから、歯科衛生における母子歯科保健の意義はきわめて大きく、低年齢層のむし歯予防、抑制、治療など総合的な歯科衛生施策の確立が必要と思われる。本市は、その強力な予防対策の一つとして、水道水に沸化物を添加することを早急に検討する。

d 結核対策

結核は戦前の死因第一位当時からみて著しく減少したが、今後もお検診による早期発見等の予防対策を推進する。

e 母子保健・精神衛生

保健所を行なう業務のほか、市においても保育相談、低所得者層への栄養支給等を行なう。乳児死亡は最近かなり減っているが、未熟児に対する対策を強化するものとし、市内病院の病床増加にあたっては、未熟児病床の増設を要望する。また、精神衛生については、保健所の新設により精神衛生相談室が設けられるので、この活用を指導する。

f 救 急 業 務

交通事故については、救急病院に夜間専門医が不在のこともあり、今後は診療科目を十分に考慮し、診療体制の強化を促進する。また、救急指定病院については、地域の実情に応じ、その増加をはかる。

g そ 族 昆 虫 駆 除

昆虫駆除は伝染病予防のほか、衛生害虫以外の昆虫撲滅により環境美化対策ともなるので、各種の煙霧機等を充実し、地域の衛生組織とともに広範囲に実施する。

そ族対策は一般家庭への薬剤配布を主として行なう。

h 衛 生 教 育

特に防疫関係では、一般の衛生思想の向上が必要であり、その他各種疾病予防、栄養改善についても衛生教育の普及が必要なので、公民館、地区センター等を利用し、保健衛生教室を開講するなど効果的なPR活動を行なう。そして市民による衛生活動を組織化し、その育成強化をはかる。

i 美 化 活 動

美化活動は美化協力員を中心とした市民運動としてより一層推進するために、さらに組織を強化し、地域清掃を主とした活動をすすめる。

不法広告物および河川不法投棄の監視、広場・街路・花壇の整備、植樹等について市民の協力により積極的に行なう。

j 火 葬 場

炉、本屋、待合室を近代的、かつ最近式設備にかえるとともに、構内に駐車場、花壇を整備し、全体を明るい感じの公園的施設とする。

k 墓 地

墓地については、保健所と協力して、塀、通路等の整備を関連法律に基き指導するとともに、市営墓地も周辺整備につとめる。市内に散在する私有墓地については、区画整理の中で集団化を検討する。

また納骨堂の建設も考慮する。

l 公 害 対 策

騒音、ばい煙、水質汚濁等の公害は処理機関がまちまちで、実際に公害が発生しても、市町村では直接取締ることが困難であったが、最近法の改正によりこれら都市公害のうち、騒音規制については、市に委任されることになったので、これに対応した市の処理体制を改め積極的に、この解消をはかるとともに、この外の都市公害についても所管行政機関と協力して解決をはかりたい。

い) 医 療 機 関

医療機関については、適切な分布と高度な医療設備の完備が望まれ、特に疾病予防等市民の健康管理と密接な関係があるので、今後一層整備しなければならない。

a 病 院

現在、市内には8つの病院があり、病床数は694床となっている。しかしながら急激な人口増により患者数の増加も予想され、さらに増床の必要がある。なお、施設の計画目標は、下表のとおりであり、その実現をはかるため、積極的に施設の誘致を促進し、市民の要望にこたえる。

表-48 増 床 計 画

床 数	病床別 年次	一 般	結 核	精 神	伝 染 病
床 数	昭 47	700	50	300	40
	昭 52	1,200	100	400	60

b 市 立 病 院

現在、市民要望により市立病院（100床）が設置され、年々市民の利用が増加している。今後の計画としては、公立病院としての立場で、保健所または市内一般病院と連絡を保ち、地域社会の医療センターとして役割を果たすべく、次のとおり整備拡充する。

- ガンを中心とした成人病センターを併設する。
- 諸検査および治療設備の拡充整備をはかり、また救急業務内容を充実する。
- 必要に応じた病床の増設を行なう。
- 付属施設として准看護婦養成所を設置し、看護婦の不足解消につとめる。

c 診 療 所

現在、市内の診療施設は、一般50施設、歯科24施設であるが、病院施設と同様、今後とも増設が必要である。特に地域的な配慮のもとに積極的に施設の誘致をはかってゆく。

(4) 治安・防災

① 警 察

(イ) 現 況

昭和22年、警視庁日野警察署として設置され、日野町全域を管轄することになったが、昭和23年の制度改革に伴い日野町公安委員会の管轄する自治体警察となった。

さらに昭和26年の改正により国家地方警察東京都日野地区警察署として、日野、七生、多摩、稲城の1町3村に亘る広域管轄となり、警察力も一段と強化された。また、この制度は昭和29年、警視庁日野警察署と改正され現在に至っている。

現在、市内に13カ所の駐在所、派出所を配置し警察官約200名を有し、犯罪捜査をはじめ治安にあたっている。

年次別犯罪状況は次のとおりである。

表-49 犯 罪 状 況

年度	種 別 件 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他	計
昭和 37	発生件数	6	49	326	28	1	64	474
	検挙件数	4	36	92	28	1	57	218
	検 挙 率	66.6	73.4	28.2	100.0	100.0	89.0	45.9
38	発生件数	4	46	414	44	0	136	644
	検挙件数	3	43	87	41	0	130	304
	検 挙 率	75.0	93.4	21.0	93.1	0	95.5	47.2
39	発生件数	15	36	166	21	1	126	365
	検挙件数	7	28	46	17	1	73	172
	検 挙 率	46.6	77.7	27.7	80.9	100.0	57.9	47.1
40	発生件数	16	54	555	36	2	183	846
	検挙件数	10	47	192	30	2	171	452
	検 挙 率	62.5	87.0	34.5	83.3	100.0	93.4	53.4
41	発生件数	9	57	549	41	2	152	810
	検挙件数	6	52	165	33	2	133	391
	検 挙 率	66.6	91.2	30.0	80.4	100.0	87.5	48.2

(ロ) 警備体制の強化

人口の増加にともない南部丘陵地帯の市街地化により警備体制の強化はますます必要である。特に駐在所、派出所の増設、警察官の増員とあわせパトロールの強化、機動力の整備が急務であり、事件の早期解決と未然防止を強く要請したい。なお、関係機関と協力し、天災事変等緊急事態に対応できる体制をつねに備え、市民の安全をはかるよう充実すべきである。特に交通事故は急激の一途にあり、これが対応策については一層の配慮を要請するものである。

② 消 防

(イ) 現 況

本市の消防体系は東京消防庁日野消防署並びに日野市消防団からなる。

a 常備消防（消防署）

常備消防は消防組織法（昭和23年）の施行により市の事務とされ、警視庁消防部より自治体消防署として発足したものであるが、大災害に対する消火活動隣接市町村との相互応援または財政負担の増大、人事交流の停滞等に対処し消防体制の強化をはかるため、昭和35年、消防団にかかるもの並びに水利施設等に関するものを除き、東京都に委託し、今日に至っている。

近時人口の増加、宅地造成による住宅街の拡大、建物の高層化及び産業発展に伴う化学工業の進出によって災害の様相はますます複雑化する傾向にあるが、これらに対する機械力並びに職員数等、現有力は次の通りであり、消防庁告示に示す基準には達していない。

表-50 消防力基準と現有比較

（昭和42年7月）

区 分	出張所	車輛合計	ポンプ車	救急車	その他	職員数
基 準	4	19	15	2	2	92
現 有 数	3	7	5	1	1	51

b 非常備消防（消防団）

非常備消防は、昭和35年消防事務の委託を契機に編成替えを行い可搬式ポンプ11基を25基に増強し、機械力の増加により19分団850名を8分団25部540名に整備縮少し、さらに昭和42年520名に改め分散配備している。

(ロ) 計 画

a 市民の生命、財産を火災をはじめ各種災害から守るための消防行政は市勢の発展状況とあわせ施設の整備と適正配置をはかり次の点について充実をすべきである。

- 火災予防体制の充実強化
- 科学消防力の増強

- 高層建築物に対する処置
- 水防・水利の増強
- 水防体制の強化
- 宅地造成計画地への消火施設指導の徹底
- 救急、救助体制の整備強化
- 非常備消防の組織編成

b 常備消防（消防署）

本市の地形、人口の分布状況により特に建築物の高層化等に対処するため、目標年次までに消防出張所を浅川北部地域 1 カ所、浅川南部地域 2 カ所を新設し、機械力の増強とともに現有ポンプ車等車両 7 台を、ハシゴ車を含め基準台数に近い機動力を有する体制を確立する。

c 非常備消防（消防団）

消防団は常備消防とことなり初期消火、残火処理ならびに水防、防災活動等欠くことのできない組織であるが、近年、住宅街の進出が著しく、居住者の多くは勤労世帯であり、従来消防団構成の中核であった農業世帯の青壮年層が減少し、団員の確保に困難をきたしつつある。

今後、機械力の強化と団員の質の向上をはかるとともに現在 8 分団 25 部の部制を廃止し、再編成計画を樹立し整備充実をはかる。

③ 水 防

(イ) 河川等の現況

日野市は水防法第 7 条および災害対策基本法第 5 条に基づき河川水路などによる災害に対し水防態勢の万全を期する。

当市の河川などを大別すると次の 5 水系に分かれる。

1. 多摩川水系
2. 浅川水系
3. 程久保水系
4. 大栗川水系
5. その他の水系

多摩川、浅川について、建設省および都により護岸改良が進んでいるが、浅川の南側にある程久保川、大栗川水系の倉沢川はともに延長が短かく、そのうえ丘陵地帯は宅地造成等のため降雨時には急速に雨水が流下し、しかも川巾がせまく、曲折も多く、流下能力が少いので浸水による一部被害を生じている。その他の水系とは、主として本市北部の水路をさすが、断面、勾配などが不規則で系統だっておらず、集中豪雨に際し日野中央台地を除いた多摩川、浅川沿いの低地区域に浸水の被害が生じている。

河川の整備状況については、一部未改修箇所があるのでこれの改修の促進を関係機関に要請する。

(ロ) 水防計画

水防に関しては、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画にもとづき洪水を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減すべきであり、本市としては災害対策基本法により、地域防災計画を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進をはかり常に災害、危険区域の調査研究及び改善に努める。特に、南部丘陵地帯の宅地造成の実施にあたっては

指導を徹底する。

a 関係機関との連絡

河川増水、雨量等の通報については関係機関との連絡、情報の把握につとめ、雨量、水位等の通報並びに連絡は次のとおりとする。

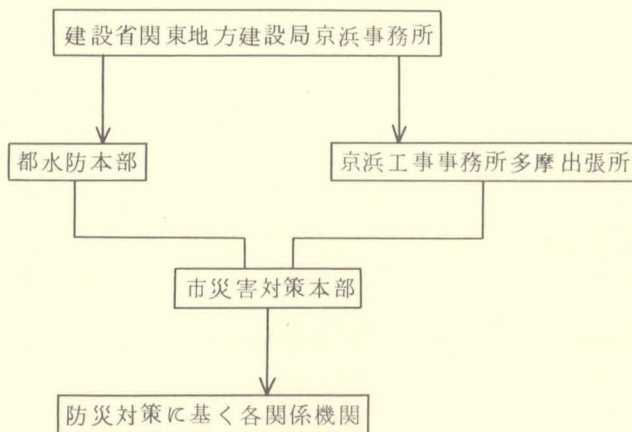
〔連絡通報〕

ア. 時雨量 30mm をこしたとき

イ. 3 時間に 50mm をこしたとき

ウ. 日時量 100mm をこしたとき

(連絡系統)



b 災害非常配備

日野市災害対策本部条例に基づき、災害が発生、または発生するおそれのある場合は、市長を本部長として対策本部を設置し、その被害の防止につとめ、また、消防署、消防団の有する全機能をあげ警戒防ぎょ並びにその他災害による被災者の救出、救急に万全の措置を講ずる。

c 資器材の整備

災害発生に備え平素から準備し、また、緊急の調達措置を講じ、応急対策資器材の備蓄数、調達先及びその連絡先等を常に把握し、整備点検するものとする。

d 消防器具の整備

現有可搬式ポンプを目標年次までに四輪ポンプ車にきりかえ、消防出張所の遠隔地域から順次計画的に配備する。

e 消防水利

水道給水計画にもとづき消火栓が各所に設置されつつあるが、未給水地域に対する対策として貯水槽（水利基準容量）の設置、整備を行なう。特に農業用水路が排水路と変り使用不能の状況にあることも考慮し、全市的に貯水槽建設に努め、消防水利の確保にあたる。

f 火災予防態勢の強化

防火対象物の累増に対して火災の早期鎮圧、予防態勢等被害を最少限度に防止するため、防火管理知識の普及指導を行ない、市民の自主的防火組織を次のように確立したい。

图一21 消防分团区域图



1. 防火モデル地区の設定と育成
(市による初期消火態勢の確立)
2. 火災予防査察制度の強化
(消防職員による専門的防火査察)
3. 自衛消防の育成
(会社、工場、事業所等の防火管理者の指導)
4. 危険物取扱業者の指導

g 救急、救助態勢

人口の増加とあわせ各種産業等も大きく変化しつつあり、救急及び救助活動の充実を急がなければならない。市勢の発展状況により救急車等の増加をはかり、特に指定病院の配置を考慮し、傷病者受入れ態勢の万全を期し、必要器材の整備につとめる。

(5) 通信・ガス

① 郵便

(イ) 現況

市内の郵便局は集配局である日野郵便局をはじめとして、七生・多摩平・豊田駅前・高幡・日野台郵便局の計6局である。

現在、日野郵便局が取扱っている1日平均の集配数は約2万通である。受付数よりも配達数が圧倒的に多い近郊型で、個人住宅への配達为重点的に行なわれている。

しかし、現在の郵便局数、ポスト数(53カ所)では、郵便局あるいはポストまで遠く不便な地域が多く、今後都市化が進むにつれ、その需要はますます増大するものと考えられる。

(ロ) 計画

現在日野郵便局においてすすめられている計画は次のとおりである。

a 局舎の移転

宮地区への移転が計画されているが、移転後は地下1階、地上2階の新局舎が予定されている。これにはさらに上に2層の増築も可能であり、20万都市の集配機能に十分対応するものと考えられている。

b 無集配局の増設

現在、平山、下河原の2地区を対象に新設計画がすすめられているが、これからも引き続き増設を要するものと考えられている。

昭和52年およびそれにいたるまでの郵便業務については国の施設にまつとところが多いが、市民の日常生活と関係が深いので、無集配局の早期増設、郵便ポスト、切手売りさばき所の増置等については特に積極的に働きかけるとともに、状況に応じては集配局の分室機能の考慮を要請するなど局関係者との連絡をさらに深める。

② 電話

(イ) 現況

昭和37年電話業務は、日野郵便局より独立業務として、日野電報電話局へ引きつがれた。

以来設備の改善拡充がすすめられ、現在電話加入は約8,000件、普及率はほぼ3世帯に1台の割合である。

表-51 電話加入数の推移

(42.3.31)

年度 区分	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
加入数	2,949	3,741	5,029	6,908	7,947
申込数	1,053	1,446	1,914	2,118	2,540
積滞数	736	1,396	1,928	2,227	3,368
100世帯あたりの加入数	22.3	25.1	28.5	34.7	32.5

上の表で明らかな通り、加入者の年々の増加にもかかわらず、積滞数（申し込んでも架設できない数）の増加がいちじるしく、市民の“すぐひける”電話への要望はつよい。今日、電話は生活必需品にちかく、積滞数の解消を早急に、はからなければならない。

(ロ) 計画

現在、旧七生地区への分局の設置計画がすすめられているが、完成は昭和44年、業務開始は同年12月に予定されている。

計画では、目標年次において13000件の加入がみこまれている。これにより現在の積滞の大半は解消されるものと考えられるが、翌45年には、本局の増築が計画されているので、昭和47年にはほぼ申し込みに対し完全充足（申し込んで1カ月以内に架設）できるものと予想される。本局での目標年次における想定加入者数は35,000件である。したがって、昭和52年における市内の電話普及率は約70%強に達し、市民の電話需要は、およそ満たされるものと考えられる。

また、本市においては、昭和36年有線放送が創設され、旧七生地区に普及している。（昭和41年加入戸数736）、加入状況については、電話普及にともないかなりの減少が予想されるが、当面公社線への接続を検討する。

同時に上記施設計画の早期実現、日常便利な公衆電話の増置、可搬型交換機による局地的積滞の解消等を局関係者に要請する。

なお、一般電報は、電話普及に伴い大幅に減少するものと考えられ、今後は企業間において加入者相互間で電報を直接送受するテレックスの普及が予想される。現在本市では、7社10本のテレックスの加入をみている。

③ 都市ガス

(イ) 本市の都市ガスは、昭和23年から東京ガス株式会社により、立川日野橋を経て送り込まれ、各需要家に供給されている。

供給地区は、甲州街道両側と多摩平、豊田一円及び平山の一部が主で、最近にいたり、浅川南地区の百草、程久保にも係給されたが、全世帯に対する比率は37.5%と低率である。

表-52 都市ガス敷設の推移

年 度		道 路 種 別		布 設 合 計 延 長
		舗装道路布設延長	未舗装道路布設延長	
39	本 管	0 m	6 5 4 m	1,130 m
	支 管	2 9 2 m	1 8 4 m	
40	本 管	1,144.9 m	565.9 m	2,908.2 m
	支 管	661.2 m	536.2 m	
41	本 管	835.3 m	306.4 m	2,015.7 m
	支 管	422 m	452 m	
42	本 管	455 m	955 m	690.5 m
	支 管	0 m	140 m	
合 計	本 管	2,435.2 m	1,621.8 m	6,744.4 m
	支 管	1,375.2 m	1,312.2 m	

(ロ) 供 給 計 画

住宅の増加，工場団地の造成及び市民生活の向上などから，今後需要の増大は必至とみられている。都市ガス施設の敷設には経費と日時を要し，特に道路の整備が必要とされるが，昭和43年からは，百草，落川，三沢の一部と日野桑園の周辺，さらに昭和45年には，四ッ谷周辺の供給が計画され，逐次供給区域の拡大がはかられつつある。

今後，さらに供給地域の拡大をはかることが望まれる。

図一22 都市ガス供給計画図

凡 例

□ 現 況

▨ 43年工事予定

▤ 45年目標地区

● ④ の 略



第3章 行財政運営の指針

第3章 行財政運営の指針

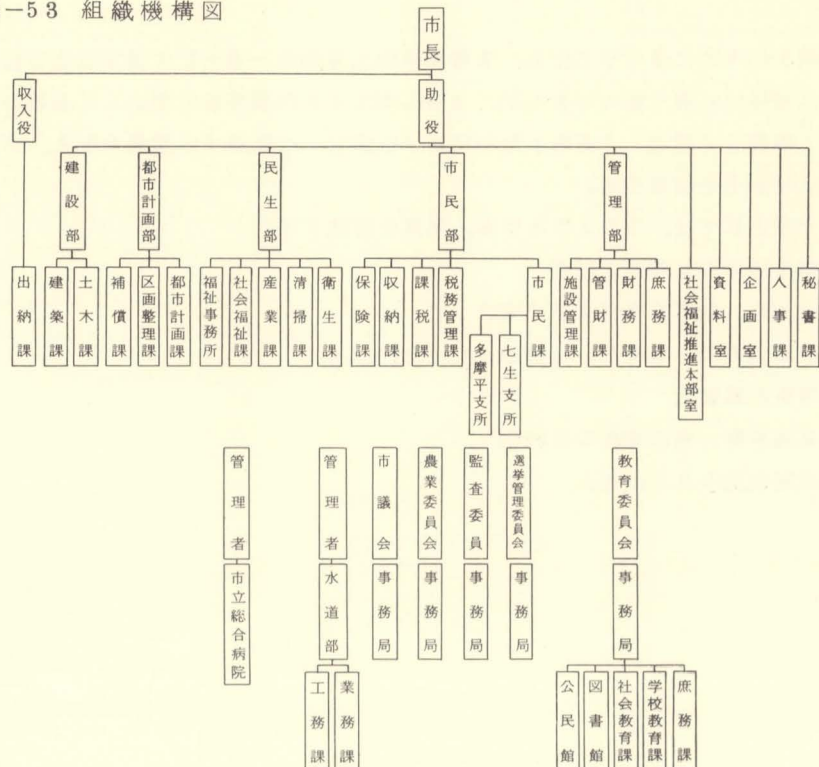
第1節 行政運営

従来より行政運営の改善に努めてきたが、本計画実施にあたり、さらに組織をあげて行政の効率的運営をはからなければならない。したがって市行政における機構の改善と人事管理の適正化に関し、一段と配慮を加え、行財政運営の合理化、能率化に努め、市民福祉のより向上をはかり、行政需要に相応した近代的な行政運営を推進する。

1 組織・機構

本市の組織機構は、行政需要に対処し、行政水準の向上をはかるため現在、市長部局においては、5部24課、水道部、市立総合病院、2支所、3出張所、その他では行政委員会等、5事務局となっている。

表-53 組織機構図



今後の目標としては、次のような都市化に対応した行政組織の整備、改善を促進する。

- (1) 各執行機関の調整、連絡の強化推進
- (2) 本庁、支所等の事務機構ならびに行政内容の改善
- (3) 特定事務の民間委託
- (4) 市庁舎の建設

2 人 事 管 理

行政事務を能率的ならびに効率的に処理するためには、適正な組織機構とともに職員の適正配置ならびに資質の向上が行政執行のうえで重要な課題となる。

今後、行政分野の多様化と市勢の発展に伴い、市の組織人員は必然的に増加する傾向にあるが、極力、その膨張を抑制するとともに、職員の勤労意欲を増進させる態勢を整えた合理的な人事管理が必要とされる。

今後の方針としては、次のような整備、充実を推進する。

- (1) 定員管理の合理化
- (2) 職員の適正配置
- (3) 研修制度の充実、強化
- (4) 勤務評定制度の確立
- (5) 昇進制度および給与体系の整備

3 事 務 改 善

行政事務を効率的に遂行するため、事務能率向上運動の一環として提案制度の採用等、事務改善に積極的に取り組んできたが、さらに増大する行政需要に相応した改善の方策を研究し、事務を「迅速」「正確」ならびに「経済的」に処理する態勢を整え、市民サービスのより向上を促進する。

今後の目標としては、次のような整備、充実を推進する。

- (1) 事務能率向上運動の推進
- (2) 合理的、能率的事務体制の確立
- (3) 事務処理の「単純化」「標準化」「専門化」
- (4) 事務の機械化
- (5) 共通事務、窓口事務の合理化
- (6) 提案制度の充実、強化

第2節 財政運営

1 現況と課題

本市の財政規模は、人口の増加とともに急激に増大している。最近5カ年間における財政の推移は表-54のとおりであり、市税収入は実質年平均約21.6%の増加率となり、総収入の約55%を占めている。収入面をみると、健全な財政状況となつているが、支出面からみると年々財政需要の増加が著しく今後の重要な課題となる。

表-54 財政状況調査

(単位万円)

人 口		区分 項目		才 入				才 出			
人 口	増加率			年 度	市 税	国都支出金	その他	総 計	人件費	物件費 その他	普通建設 事業費
51587	7.9	38	金 額	(4,9243)	(20,549)	(17,740)	(87,532)	20,160	25,791	41,567	87,518
			構成比	56.26%	23.47	20.27	100	230.3	29.47	47.50	100.0
56597	9.7	39	金 額	(6,0132)	(23,108)	(13,536)	(96,776)	27,528	30,331	39,544	97,403
			構成比	62.59%	23.50	13.91	100.0	28.26	31.14	40.60	100.0
61,706	9.0	40	金 額	(7,3744)	(31,511)	(43,674)	(148,929)	36,530	38,665	67,180	142,375
			構成比	49.60%	20.86	29.54	100.0	25.65	27.16	47.19	100
69,226	12.2	41	金 額	(88,806)	(25,211)	(30,128)	(144,145)	48,189	49,000	47,822	145,011
			構成比	58.34%	16.41	25.25	100.0	33.23	33.79	32.98	100.0
75,592	9.2	42	金 額	(107,849)	(29,924)	(49,692)	(187,465)	49,488	64,374	83,629	197,491
			構成比	55.33%	15.15	29.52	100.0	25.06	32.60	42.34	100.0
昭和38年を基準とした年平均増加率				21.6	18.7	58.2	22.6	25.9	25.7	27.7	23.8

注) ○ 本表は普通会計として、一般会計及び都市計画会計の合算額である。

合算については、一般会計才出、繰出金と都市計画会計繰入金を相殺した。

○ 才入欄()内は実質(昭和38年基準)を示す。

○ 資料は決算統計による。ただし、昭和42年においては12月末日予算現額である。

2 将来と指針

財政規模については表で示すとおり、その伸長率は実質年平均約22.6%という高率であるが、人口の増加率と比較した場合、減少の傾向にある。また、人口増加率と市税収入伸長率を比較しても年々若干ではあるが、収入率が低下している。このような状態の中で、財政の将来推計はきわめて困難であるが、昭和38年度を基準とし、今後現行法令下の状況が大きく変動されないという前提に立ち、年々増加率を市税14%、国

都支出金12% , その他24% と仮定し市財政の収入規模を推計すると、下表のとおりとなる。

表一55 才入規模推計

(単位万円)

昭和38年(基準年次)の状況			目標年次の状況		年増加率 %	10カ年間の累計額
項目	金額	構成比	金額	構成比		
市 税	49,243	56.3	368,731	44.4	14	2,192,634
国都支出金	20,549	23.5	100,409	12.1	12	635,426
そ の 他	17,740	20.2	360,428	43.5	24	1,645,544
才入総計	87,532	100.0	829,518	100		4,473,604

この場合、今後の方策としては、補助事業ならびに地方債資金の拡大とこれらに伴う一般財源の確保が最も必要となる。また、才出規模については、本計画事業遂行にあたり建設事業が増大するために、人件費および物件費については極力その節減につとめなければならない。

表一56 才出規模推計

(単位万円)

昭和42年度の状況			目標年次の状況		年増加率 %	10カ年間の累計額
項目	金額	構成比	金額	構成比		
人 件 費	49,488	25.1%	153,696	20.3	12	972,639
物件費その他	64,374	32.6	199,924	26.5	12	1,265,186
建設事業費	83,629	42.3	401,978	53.2	17	2,191,019
才出総計	197,491	100	755,598	100		4,428,844

本計画における総事業費を約230億と仮定した場合、才出における人件費、物件費の構成は目標年次において、それぞれ約20%、27%とし、建設事業費については、才出規模の約53%を目標としなければならない。

以上のように、今後の市財政運営にあたっては補助事業の拡大と補助基準単価の適正化の促進、補助条件の緩和、各事業における市超過負担の解消などが必要である。

また、起債事業については、地方債貸付額の拡大と許可制限の緩和を要請するなど、財源の確保に努めなければならない。なお、市財政については、社会経済の動向により変化することが考えられ、特に才入においては一時的増収に頼り過大な財政運営とならないよう十分配慮し、才出にあたっては、消費的経費の効率的な使用をはかり、投資的経費の増大につとめなければならない。

本計画事業の実施については、緊急性、先行性、地価の変動等を考慮のもとにこれらに対応した年次別財政計画をたて、短期実施計画により常に収支の均衡をはかり、本計画の達成につとめる。

参考資料

- 日野市基本的総合計画審議会に対しての諮問文
- 日野市基本的総合計画審議会よりの答申文
- 日野市基本的総合計画審議会設置条例
- 日野市基本的総合計画審議会委員名簿
- マスタープラン策定経過
- 市民参加の記録
- 市民の意見と試案策定について

日野市基本的総合計画審議会に対しての諮問文

日企画発第 44 号

昭和43年6月7日

日野市基本的総合計画審議会

会 長 殿

日野市長 有 山 崧

諮 問

市政の方向を明らかにし住民福祉の向上を図るための日野市基本的総合計画を定めるに当り別添の日野市基本的総合計画試案に関し貴審議会の意見を問う。

日野市基本的総合計画審議会よりの答申文

昭和43年11月29日

日野市長 有 山 崧 殿

日野市基本的総合計画審議会
会 長 正 国 務

日野市基本的総合計画について（答申）

日野市基本的総合計画審議会は、昭和43年6月7日貴職より諮問のあつた、「日野市基本的総合計画試案」に関し、慎重に審議した結果、審議会の意見を別紙の通り答申する。

はじめに

最近の首都圏における人口産業の集積においてもたらされた社会、経済変動は、地方自治体の体質を大きく転換させようとしており、市町村の行政も、従来の近視眼的な施策では到底即応できない状況にあり、これに対応するには、長期展望にたつた総合計画を必要とすることは、全く異論がないものと思われる。この時に当り、貴職が日野市基本的総合計画を策定されたことは、時宜を得たものと思われる。したがって当審議会は諮問のあつたこの種の計画は、地方自治体が当然に持たねばならないものであることを前提として計画試案が適切かつ妥当なものであるかを中心として、10回にわたる審議会を開催し、調査検討を重ね、つぎのように答申するものである。

総 論

本計画試案が長期展望にたつた市政全般についての、基本的施策を求めたため、一般的に総合計画がおち入りやすい総花的計画であるそしりはまぬがれ得ないものであるが、さらに日野市が地域の有利性を認識し、個性ある都市を形成する意欲を強調し、同時にこの計画をつぎのような基本的理念にたつて、実施するよう要望する。

○ この計画はあくまでも市民生活を最優先とするもので、何が市民要求であるかを洞察して、基本方針をくずすことなく貫徹する気構えが必要である。

○ この計画が画餅に終ることなく結実するためには、広く市民に計画内容の浸透をはかり、納得の上にたつた市民の自発的な協力が不可欠なものであることを再確認されたい。

また、この計画実施については、早期に諸施策の関連を考慮しさらに、自主財源を基調とした財政的裏付けのある短期実施計画を策定し、計画の目標を達成されるよう配慮されたい。

◎ 地域開発の推進

1. 土地利用について

明年6月施行になる新都市計画法および建築基準法等の関係法の改正によつて、土地利用計画の変更が余儀なくされるものと予想されるので、つぎの点を慎重に再検討願いたい。

○ 農地を単に住宅地域の外周に集約することだけでなく、営業希望者の意向を尊重し、一定規模の区域が確保されるならばこれを調整区域として、残すような配慮を望む。

○ 建築基準法改正により、建ぺい率の緩和が予想されるが実情にあつた改定を十分検討の上実施されたい。

○ 豊田駅北口商業地域の区域変更については、実情にあつた指定を行うよう望む。

2. 市街地整備について

○ 万願寺土地区画整理地区は区域が大きいこと、既成市街地と農耕地が混交していることから実施に困難性があるものと思われるので、区域の分割、縮少を検討されたい。

○ 区画整理事業は組合施行方式を助成奨れいし、農業者等が自発的に行えるよう指導することが望ましい。

○ 区画整理事業については、民間宅地造成業者等による開発と並行して行うことには異論はないが現行の減歩を緩和するよう方策を確立し、かつ土地所有者に対する理解と協力が得られるよう積極的に求め強行することなく推進されるよう望む。

○ 仲田地区の整備が隣接区域と並行して行われるよう望む。

◎ 生活環境の整備

1. 交 通

○ 都市計画街路2.2.2の南方向は川崎街道2.2.12に接続することになっているが、これをさらに南方向に

に延長し、鹿島台団地、三井団地を縦断し、都市計画街路2.2.11に接続されるよう考慮されたい。また、本市に散在する私道は積極的に、市道へ編入されるよう検討されたい。

- 本市の幹線道路となつている国道20号線、都道137号線は交通量の激増に伴い、巾員が狭小であり、非常に危険な状況におかれているので早急に抜本的な改良を加えるよう、国と都へ積極的に働きかけるよう望む。
- 百草駅ぎわ踏切は、取付市道も狭小で、非常に危険な状態にあるので、京王百草駅整備を含めて、緊急に改修計画を樹てるよう望む。

2. 上水道

- 団地等の専用水道は現在団地造成者の管理となつているので早期に市へ移管し、衛生的管理のもとに、運営すべきである。また、市水道の水源については、人口の増加による給水需要の増加と、水位の底下により深井戸に過大な期待をもつことは危険であるので、都分水による受水計画を積極的に推進すべきである。

3. 下水道

- 下水道計画は万願寺土地区画整理事業に依存することが大きく、この計画が順調に進行しない場合は全体の計画に支障を来たすことが予想されるので、区画整理事業の相互関連を調整して十分に検討すべきである。

4. 清掃

- し尿、ごみ集収作業は本来市が直営方式で運営すべきであるが、経済性等により委託方式を採用する場合には、公共的な公社等を設立し、業務を委託することとし、その維持管理及び監督指導は市が厳正に行える体制が条件とされなければならない。また、ごみ容器等の改良により、能率的な集収方法を考案されたい。この外、処理後の汚泥、焼却灰埋立の用地確保を計画されたい。

5. 公園、緑地

- 今後市街化とともに、公園、緑地の必要性はさらに意義が高まるものと予想されるが、この確保については、さらに積極的な方策がとられなければならない。たとえば団地造成者には、未利用地を緑地に残すよう指導し、公園を整備させるとともに神社用地等の一部公園への兼用、国有地の利用により、小規模なものでもこのための造成に努力願いたい。

6. 農業

- 市域の40%が農地であり、営農希望者が200戸存続するという現実から農政と都市行政の調整の上にたつた柔軟な施策が望ましい。例えば、土地区画整理事業区域における農業従事者の意見には十分耳を傾け区画整理を行つた場合にも、農業は成立するような方策を樹て、明年施行される都市計画法による区域指定および、地価対策に関連して、検討されている土地税制についても、農業者の意向を十分吸い上げ、農業者が不安を抱かぬようあらかじめ施策を講じなければならない。しかしながら一方においては、都市化とともに、農業用水は益々汚染されることが予想されることから、水田作目は漸次、畑地作目に転換するような指導等「都市化に共存する農業」に対する農政を樹立されなければならない。また、立地的にみた市場の有利性から農業生産品の消費者への直結等流通機構についても、勇断をもつてのぞむよう切望する。

7. 商業

- 本市の商業は最寄品中心の商業のため、市外への購買力流出比率が高められている原因となつているので、人口、所得の増大、を勘案して、既成商店街の整備充実はもちろんのこと、大型事業経営者の誘致も検討し、新しい商店街の形成を行い、商業圏の拡大を計る必要がある。又明年法律改正により、用途地域等の改正が予想されるので、将来商業地域として適正な配慮を希望する。
- 駅前の商業地区開発計画に当つては、世俗的娯楽機関や風俗営業が発生することは排除の方針を樹てるべきである。また高幡駅前道路用地が営利会社の所有地となつていることは、駅前商店街発展の阻害となるので早急に移管方努力されたい。
- 豊田駅南口駅前の商店街形成のため駅前広場を含めた振興計画を緊急に施策すべきである。

8. 工業

- 小口事業資金の利用率をたかめるために少なくとも市中銀行より、すぐれた内容、利用しやすい条件とをそなえる必要がある。また労働力の確保、定着の問題は企業の労働条件の改善こそ労働力を定着させる大きな保障であることを見極めこのための協力態勢を講ずるべきである。

◎ 教育文化の振興と市民生活の向上

1. 教育文化

- 人口増による社会需要に対応した、幼稚園の配置は保育所との相互関係を十分考慮し、地域的に偏重することはさけるべきであり、公立幼稚園の設置計画にあたっては、適正配置という観点から、地域的狀況を考慮のうえ、幼児教育の振興につとめる必要がある。また本市に於ける私立幼稚園の占める比重は大きいのでこのことに対する総合的な振興策を考慮すること。
- 義務教育に関する学校施設計画については、特に用地の計画的先行取得、並びに付属施設の拡大整備をはかると共に、特殊教育においては、教育の理念からも、施設の整備を積極的に行うべきである。
- 教職員の資質向上は急務の問題であり、特に研修会への積極的な参加を促進する方針を講ずること。
- 社会教育行政全般の計画立案にあたっては、計画原案においても、今日の新しい市民意識の実態にそくしたいくつかの積極的な提案がなされているが、計画原案の実施に当つては従来の社会教育行政の既成観念にとらわれることなく市民の自主性に即した、社会教育施設の整備充実を第一義的に推進されたい。
 - (1) 社会教育施設として、多摩平地区に建設されている社会教育センターは社会教育の場として広く地域住民の中心的施設とする施策を講ずること。
 - (2) 図書館活動については、新しい社会教育の場としての市民がいつでも個人的に利用出来る施設が必要なので、原案にある施設整備並びに、それに伴う資料の充実を早急に実現する必要がある。

2. 市民生活

- 社会福祉施策は現在国の施策にまつところが多いが、本市に於ては将来の地域社会の変貌に対応する社会福祉計画とあわせて、独自の施策も積極的にすべきである。
- 生活保護計画としては、社会保障制度を十分活用することはもちろん、被保護世帯の救済には、積極的に更正指導を行うこと。また、潜在被保護者に対しては強力な援助を行う必要がある。
- 国民健康保険は国の対策と見合つた形で充実をはかるべきである。
- 保育所の計画にあたっては、施設並びに、設備を充実させ、あわせて、乳幼児の保育も考慮のこと。公立保育所の建設については、公立幼稚園に優先して、設置されるべきである。
- 地域の保健、衛生行政の上で、保健所の果す役割は大きく、本市では、高幡地区に保健所が建設されているので、これを中心とした、乳児、保健指導、健康相談、精神衛生等、所在市の有利を生かし、交流を密にして、市民の健康管理に努力されたい。また、保健、衛生の計画原案にう歯予防対策を加えるべきである。その強力な対策の一つとして、水道水に沸化物を添加することを早急に検討する必要性がある。
- 火葬場、墓地等に関する問題は原案で、設備の充実とあるが公害問題を考慮し、隣接市と協議の上、広域的な建設計画をたてるべきである。
- 市立総合病院は社会情勢に対して、現行の100床から200床以上に、増床すべきである。
- 都市災害の安全対策として原案は、おおむね妥当と思われるが、火災予防態勢の強化については、各関係者に火災予防知識及び法規を周知徹底されたい。
- 公害行政については原案に示されていないが、最近、市街地域を中心として、公害による生活環境の悪化が大きな社会問題となつている。近々公害行政のうち騒音規制は東京都より、本市に委任されるので、早急にこれ等の業務を含めて、積極的に対応体制を確立されたい。
- 10年後の老令人口推計によれば、65才の老人は本市の場合、対人口比で、約6%と推定される。全国と比較して、老人問題の重要性は本市の場合、やや低いと考えられるが、老人問題の地域的集中も十分に予測され、さらに本計画以後の将来に対する配慮もなさなければならない。この点から、老人福祉の増進は

重要と考えられる。家にあつて健康である老人に対しては、老人クラブおよび家庭奉仕員の増員が必要である。家庭生活の変化も考えられるので、老人ホームなどの対策はより強化されたい。なお、老人福祉法に基づく予防検診は今後大いに拡充する必要がある。

む す び

以上、当審議会は諮問のあつた、計画試案に対して、意見を申し述べたが、この計画が計画だけで終ることなく、推進されるためには、特に、この計画の根幹をなす、土地利用計画が市民納得の上で、行なわなければならない。したがつて土地区画整理事業計画等、地主に対する周知徹底、理解を求めるための努力を怠ることなく、計画の実効を確保されたい。また計画の先行性、緊急度、財政状況を十分考慮した上で適正かつ公平な運営に努めることはもちろん、執行側は組織をあげて、効率的運営を行うよう配慮されたい。この外、計画推進の上で、今後、莫大な公共投資を必要とされ、また、法改正にまつところの多いところから、国、都に対して、これらを強力に要請するよう切望する。

日野市基本的総合計画審議設置条例

(設 置)

第1条 市長は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき日野市基本的総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く

(所掌事務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、市政の方向を明らかにし住民福祉の向上を図るための日野市基本的総合計画を調査審議して答申する。

(組 織)

第3条 審議会は委員20人以内をもって組織する。

2.前項の委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

1. 市議会議員 5人
2. 学識経験者その他 15人

3.委員は、当該諮問にかかる答申が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によつて定める。

2.会長は会務を総理する。

3.副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会の会議は会長が招集する。

2.審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3.審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(書 記)

第6条 審議会に書記若干名を置き、市職員の中から市長が任命する。

2.書記は会長の命をうけ会務に従事する。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

日野市基本的総合計画審議会委員名簿

会 長	正 国 務	(日野市議会議員)	内田 吉久	(日野市農業協同組合長)
副会長	伊藤 晴江	(七生農協組合長)	大貫 武	(公立学校PTA協議会長)
”	久保仁四郎	(自治連合会長)	原田 文男	(地区労副議長)
委 員	加島 兼吉	(日野市議会議員)	日野 源作	(区画整理審議会委員)
	名古屋史郎	(”)	中島 松枝	(婦人団体連絡協議会代表)
	森田喜美男	(”)	御子柴松治	(民生委員)
	米沢 照男	(”)	森久保敏治	(教育委員会委員長)
	朝倉 巖	(日野市農業委員会副会長)	緒方 質	(歯科医)
	荒木高四郎	(日野市体育協会会長)	長谷川清候	(日本放送協会職員)
	池田重太郎	(日野市商工会理事)	斎藤 好一	(行政相談委員)

昭和42年

- 135

- 12・22 第四回調査会を開催し「序章」「基本構想」を検討
- 12・23 日野市基本的総合計画審議会設置条例可決
- 12・25 第五回調査会を開催し「教育施設」「図書館活動」「清掃」「環境衛生」「保健衛生」を検討
- 12・27 第六回調査会を開催し「環境衛生」「保健衛生」を一本化することに決定

昭和43年

- 1・8 第七回調査会を開催し「産業」部門を検討
- 1・9 第八回調査会を開催し「社会保障」「社会福祉」を検討
- 1・12 第九回調査会を開催し「産業部門」を修正
- 1・17 第十回調査会を開催し「行政計画」「社会福祉」を修正、「社会教育」「社会体育」を検討
- 1・19 第十一回調査会を開催し、「計画推進」の項を検討
- 1・26 第十二回調査会を開催し「財政」の項を検討
- 1・30 第十三回調査会を開催し、総括討議
- 2・2 第十四回調査会を開催し、図表検討および総括的検討を行い第二次試案を決定
- 2・6 マスタープラン第二次試案を市長に答申
- 6・1 日野市基本的総合計画審議会委員を委嘱（20名）
- 6・7 マスタープラン第二次試案を同審議会に諮問第一回審議会を開催会長、副会長選任后、審議方針およびスケジュールを決定
- 6・27 第二回審議会を開催、「序章」「基本構想」の原案説明、質疑
- 7・12 第三回審議会を開催、「土地利用計画」「市街地整備」「交通」について原案説明、質疑
- 7・25 第四回審議会を開催、「上下水道」「清掃」「公園緑地」について原案説明、質疑
- 8・7 第五回審議会を開催、「産業の振興」について原案説明、質疑
- 8・28 第六回審議会を開催、「社会保障」「社会福祉」「行財政運営」「保健衛生」について原案説明、質疑
- 9・6 第七回審議会を開催、「治安防災」「行財政運営」について原案説明、質疑
- 10・18 第八回審議会を開催、総括審議
- 10・28 第九回審議会を開催、総括審議
- 11・14 第一回答申案起草委員会
- 11・25 第二回答申案起草委員会
- 11・29 第十回審議会を開催、答申案の検討を行い、市長に答申する
- 12・17 専門識者に試案内容の検討を依頼、（自治省、建設省、東京都、総合計画センター、都市建設調査会）
- 12・25 建設省関係者に試案説明、質疑

昭和44年

- 1・24 東京都関係者に試案説明、質疑
- 1・30 自治省関係者に試案説明、質疑
- 2・7 基本的総合計画審議会からの答申、および専門識者の意見を総括検討し最終的な試案改訂を行う
- 2・28 日野市基本的総合計画書完成

市 民 参 加 の 記 録

町づくりの計画は市の部局が独断で作るものでもなく、専門家に依頼して作らせるものでもない。これは、市民が考え、市民が参加してつくるものでなければならないということから、まず、市が歩んできた記録と現在の状況を資料としてまとめ、これを市民に知ってもらい、計画のあらすじを作って、この試案をもとに市民の参加を求め、市民の意見を折りこんだ計画をつくることを第一義的に考えた。このような観点から、市民参加をつぎのような方法で具体的に推進した。

○ 審議会の委員に市民代表参加の方法をとつた。

計画試案を審議する審議会の構成は、大学教授、政界、財界の著名人が参与するのが一般的であるが、本市の場合、日野市に在住する市民の代表の人たちで構成し、永年、日野市に住み、良いところ、悪いところを十分承知の人たちの手で審議してもらった。

○ マスタープランを理解してもらうためのPR

土地利用の問題、市街地整備の問題は、土地所有者の協力なしには実現が困難であることから、「地主のみなさんへ」という小冊子を発行して理解を求め、また広く市民の人々にマスタープランを知ってもらうために、市広報特集号で「マスタープランと私の考え」を発行し、全市民に理解と協力を呼びかけた。このほか、マスタープラン説明集会を催した。

○ マスタープランに対して市民の意見を求めた

市内8ヶ所で市民の意見を聞く会を催し、市民対話という形でマスタープランの説明を行い、意見の交換を行った。このほか、提案用紙、「マスタープランについて私の意見」を自治会を通じ広く市民に配布し、意見書の提出を求めた。

「市民の意見」と試案策定について

第一次案に対してよせられた「市民の意見」は大別して次の8項目に分けられる。

- ① 総合計画そのものの必要性について
- ② 土地利用等地域開発について
- ③ 道路公園等について
- ④ 上・下水道、清掃、し尿処理問題について
- ⑤ 農業など産業について
- ⑥ 幼稚園、社会教育について
- ⑦ 福祉問題について
- ⑧ 治安について

①については大多数が賛成であり、なかには計画策定の時期の遅きに失したことを指摘するむきもあつた。

②について……区画整理および団地誘致に関しよせられた意見が多く、前者についてはこれを可としながらもなお方法等につき疑問をもつ者もある。しかしながら区画整理そのものの必要を否定する者はほとんどなく、第二次案ではこの事業実施計画の概要をあきらかにした。団地の問題については良質団地の誘致を求める声もあり、また特に不良業者によるもの及び賃貸団地への反対がつよい。第二次案においては地域開発の補助的手段として良質団地について考慮した。

③について……バス路線の充実への要望が多く、市民の循環バスの期待はつよい。このため二次案では特に循環バスについて往復路線を考慮し、また計画実現までの連絡系統に関する関係当局への要請を考慮した。歩道橋、京王線の急行停車問題についても市民は多くの期待をよせているが特に道路の現状への不満もあり、この解消が急がれる。二次案では市道の拡幅改修について留意した。丘陵の緑地保存については公園、緑地帯等への要望同様、市民の関心が強く、二次案では極力これを確保すべく計画した。

④について……上下水道の全市普及を求める声は強く、特に新設団地ではこの傾向がみられる。二次案でもこの点に留意し、計画の早期実現をはかるべく既施設との関連について特に研究した。

⑤について……農業については野菜、果樹等に重点をおいて施策、指導が要望され、二次案では生産基盤の整備、経営の改善等、近郊農業への方向を明らかにした。また、商業については駅周辺の商店街整備が望まれているので、二次案では、都市計画との関連のなかでこれを考慮した。

⑥について……幼稚園、地区センターの建設を求める意見が多く、二次案では民間幼稚園の誘致をはじめ、公立幼稚園の建設についても必要数を明らかにし、また地区センターについては特に計画の趣旨である新しい市民性確立のためその増設を配慮した。

⑦について……保育所ならびに保健所の設置に関する意見が多く、前者については、幼児教育および児童福祉の立場から二次案ではこれに積極的に取り組み、また後者については、保健所誘致はもちろん、今後の保健所と市の保健行政との協力体制にまで言及し、市民の健康管理への意欲をました。

⑧について……治安に関する市民の懸念は意外と多く、二次案では駐在所、派出所の増設要請を特に考慮した。

日野市基本的総合計画

発行日	昭和44年3月1日
編集	日野市役所企画室
発行	日野市
	東京都日野市日野2900番地
印刷	日本複写工業株式会社
	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5
	TEL(402)5087
